

特秘

外事参考報

第九號

第五百八十八號

国立公文書館	
分類	警察庁
類	9
目次	41E
架番	15-1
架番	141



昭和十年 九月 外事警察報 第百五十八號 目次

◇コミンテルン第七回大會の状況

- 一 大會の經過概要.....一
- 二 大會の經過.....二
- 三 共產インターナショナル第七回世界大會指導機關構成員.....二
- 四 大會議事日程.....三
- 五 大會への報告演説.....三
 - (一) 共產インターナショナル執行委員會の活動に関する報告.....三
 - (二) フアシズムの攻撃並に労働階級の反フアシズム統一の爲の闘争に於ける共產インターナショナルの諸任務.....三
 - (三) 帝國主義者の新世界戦準備に関する共產インターナショナルの諸任務に就いて.....三
 - (四) ソヴェート聯邦に於ける社会主義建設の顛末.....三
 - (五) 委任狀審査委員會報告.....三
- 六 大會の決議摘要.....三
 - (一) 共產インターナショナル執行委員會の活動に関する決議.....三
 - (二) フアシズムの攻撃並に労働階級の反フアシズム統一の爲の闘争に於ける共產インターナショナルの諸任務.....三
 - (三) 帝國主義者の新世界戦準備に関する共產インターナショナルの諸任務に就いて.....三
 - (四) ソヴェート聯邦に於ける社会主義の勝利と其の世界的歴史的意義.....三
 - (五) インターナショナル統制委員會の報告に基く共產インターナショナル第七回世界大會決議.....三

目

次

一

七 第七回大會選出の共產インターナショナル執行委員會議成員	六
八 國際統制委員會構成員	五

外國事情

〔滿洲國〕	七
滿洲國內に於けるソ聯共產黨の工作	七
在哈全露フアシスト黨世界大會(下)	七
〔中華民國〕	七
中國共產黨中央の近況	七
中國共產黨青年團の抗日倒蔣運動	七
中國民族武裝自衛委員會の抗日反蔣運動	七
中國共產黨の秘密工作基本規則	七
南京政府の檢閱振	七
蒙古人民共和國首相の施政報告	七
〔比 律 賓〕	七
比律賓と日・米	七
〔印 度〕	七
印度新憲法の要點	七
〔ソウエート聯邦〕	七
左翼共產主義者に對する闘争	七
〔波 蘭〕	七

波蘭反猶太人黨

〔獨 逸〕

獨逸の近狀

〔佛 蘭 西〕

佛蘭西に於ける全國教員組合の大會

佛蘭西航空警察の再組織

〔埃 地 利〕

シユーシユニツク内閣の施政方針

〔北米合衆國〕

米國共產黨の労働組合侵蝕

研究資料

獨逸に於ける労働勤務法	一七九
第一章 全國労働勤務	一八〇
第二章 男子青年労働勤務義務	一八〇
第三章 女子青年労働勤務義務	一八〇
第四章 労働勤務所屬者の權利及義務	一八二
第五章 末 則	一八四
全國労働勤務期間及人員に關する首相告示	一八四

集 報

ユダヤ人問題の一考察	一八五
------------	-----

落
丁
1
5
66



目次

次

四

國際反帝聯盟の反帝示威運動に關する指令……………一五
日華ハスベラント通信連絡……………二四
第二インターの伊・エ紛争に對する決議と英國労働團體の動向……………二六

人事動靜

駐日瑞典公使の歸任……………二九
橫濱駐在伊太利領事の歸任……………二九
神戸駐在エジプト國領事の賜暇離任……………二九
神戸駐在巴拉グアイ國名譽領事へ御認可狀御下附……………二九
米國社會學教授の來往……………二九
米國地質地形調査團一行の動靜……………二九

雜報

アンリ・バルビュスのモスコウ客死……………三〇
上海に於ける反戦デー……………三〇
中國々民黨神戸支部の機關紙發刊……………三〇
共產黨員たる蔣介石の長子より母に宛てたる書信……………三〇
中共滿洲省委の人民革命歌……………三〇
旅券に指紋添附の決議……………三〇

理 章 コミンテルン執行委員會第一回總會の開催……………三八

目次終



外國事情

滿洲國

滿洲國內に於けるソ聯共產黨の工作

一 一般狀況

北鐵接收前の在滿ソ聯人は約三萬人、其の内約二千人の共產黨員がある。ソ聯内に於ける住民對黨員の比例二・五%に比し、在滿黨員は六・六%にして其の比率が大である。右はソ聯が北滿を特殊地域として重要視し重要人物を多數配置せるに依るものであるが、之等黨員は全聯邦共產黨

北滿洲委員會を組織して黨員の結束、各種使命遂行等を初め、哈市地方に於けるソ聯出先機關或は一般ソ聯人に對する監督、監視に當るに共に、各種諜報工作、全聯邦レーニン共產青年同盟、全聯邦職業同盟機關に對する援助、指導工作を行つて來たもので、日滿官憲の監視嚴重なるに常に反對的立場に在る白系露人の監視下に在る爲、其の機構並工作の暴露防止に關しては周到なる注意と萬全の策を廻ら

外國事情 滿洲國

六七

し、秘密保持に努め活動の根拠地は主として不可侵的地位に在る駐哈ソ聯總領事館に置き、更に巧妙なる潜行的地下工作を以て終始して来た。最近北鐵讓渡に依る多數ソ聯人の本國歸還と共に大部分の黨員は引揚げたものと見られるが、尙相當多數の殘留ソ聯人乃至は不歸國者と稱する者續出しつゝある現狀より見て、今後尙在滿ソ聯共產黨の工作は一層尖鋭的地下工作化するものと豫想せられる。

二 ソ聯共產黨の機構

昭和五年以來在哈府ソ聯共產黨極東局の哈爾濱支部或は極東邊疆委員會に直屬する全聯邦共產黨哈爾濱縣委員會グロム等の名稱下に存在したソ聯共產黨は、昭和九年一月全聯邦共產黨々規の改正に伴ひ同年七月以後は全聯邦共產黨北滿洲委員會グロムと變更され同時に其の系統も從來グロムが哈府の極東邊疆委員會ダリクライコムに直屬して居たが、オブコムは殆んどクライコムと同様程度に權限擴大せられ、其の指揮命令關係も單に產業關係事項に限りクライコムの指示を受けるのみで、其の他の大部分の事項は直接モスコ中央委員會に屬することゝなつた。

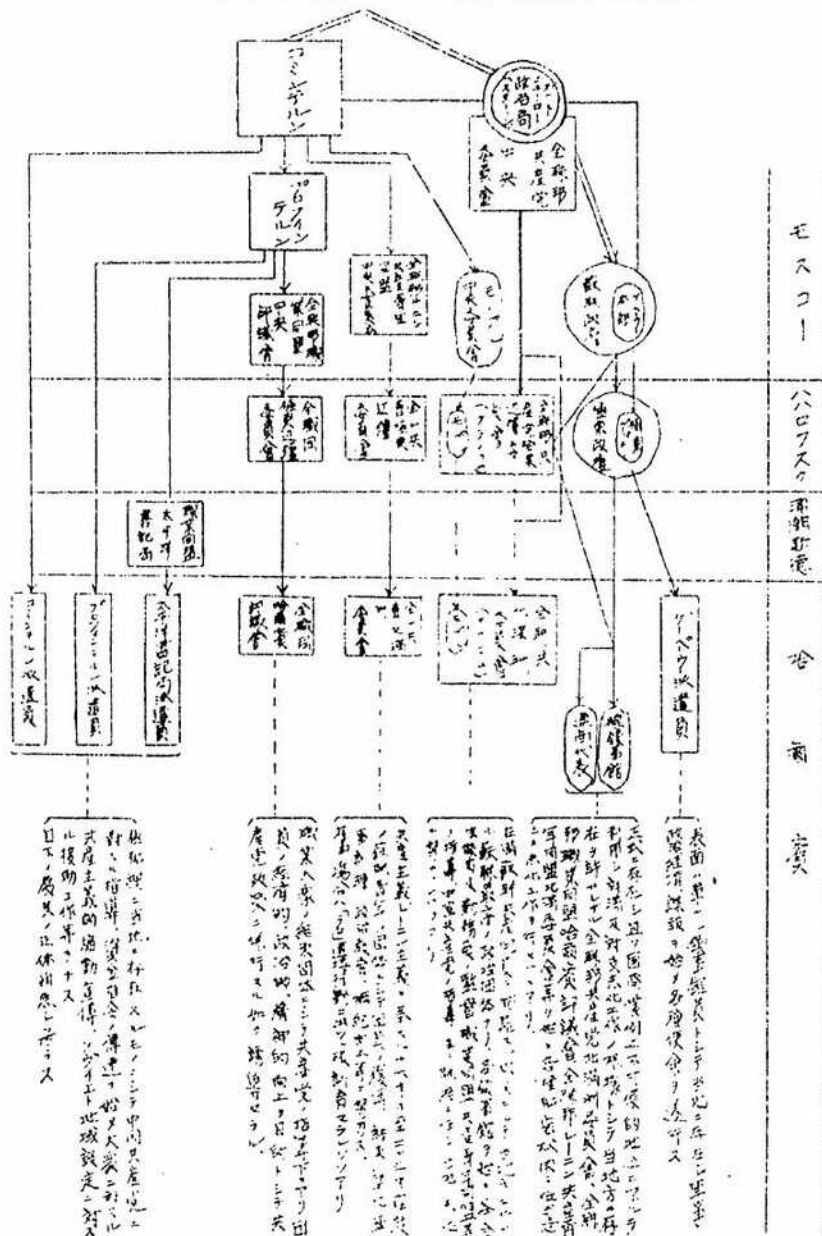
北滿洲委員會オブコムは在滿ソ聯總領事館、ソ聯代表機關、北鐵に勤務して居たソ聯人共產黨員を根幹として、北滿に於ける在滿ソ聯共產黨員を網羅する政治的最高機關で、在

滿公的機關即ち領事館、北鐵其の他經濟機關に對する監督指導を初め管轄機關たる職業同盟、共產青年同盟並連絡機關たる中國共產黨等の指導に任じたものである。

三 ソ聯共產黨工作の變化

從來特に滿洲事變前後に於てはソ聯の積極政策と相俟つて黨の積極分子を各重要機關に配置し、大衆に對する赤化工作、反日滿宣傳工作を始め、直接有害工作（鐵橋爆破、軍用列車爆破）を敢行して来たが、其の後日滿官憲の警戒嚴重なるに及び一時工作中止の已むなきに至り、黨上級機關はテロ手段の中止を命じ、又對日滿行動を慎重にし、日本軍に對しソ聯進出の直接原因を與ふるが如きこと無き様戒飭する處があつた。更に北鐵讓渡に及んで黨員の全面的退却となり、最近に於ては黨の工作は極めて消極化するに至つた。然し乍らソ聯が此の客觀的新情勢に適應すべき新戰術を以て再び昔日の全盛時代に復活せんと試みつゝ、あるは明かて、各種情報に綜合するに新設ソ聯居留民會に對し日滿當局の注意を集中せしめ其の裏面沿線共產匪、滿洲省委の積極指導に依る地方ソウエト區の設立或は舊國民黨分子を通じて爲す反日滿思想の宣傳を開始する等、將來の工作は總て滿人或は滿人機關を通じて爲す戰術に出づるものゝ如くである。

表圖黨概ハ行出統黨共産ソ聯ハ在滿



四 在哈ソ聯赤化機關の系統

前掲の表の如く從來北滿に於ける黨の工作の最大原動力は全聯邦共產黨北滿洲委員會に在つたが、黨員の大量の退去は黨工作に多大の支障を來したるに、滿人外廓團體を通

在哈全露ファシスト黨世界大會

標記に就ては前號に掲載したところであるが、右大會に於ける主なる決議事項及演説の要旨等は次の如くである。

一 第三日、公開大會に於ける演説

一 大會の使命

黨書記長 ロザエフスキー

吾々は人類の歴史に於て常に國家的、社會的乃至は一般國民生活に於ける自己の優越を計らんとする階級闘争の事實を目撃してゐる。

階級闘争の問題は漸次思想闘争の舞臺へ移行したのである。

蓋し思想は階級に對する根本要素にして闘争夫れ自體を形成するものである、前世紀末より現世紀に掛け人類間には無神主義、自由主義、唯物主義の諸思想錯綜して發達し、各種労働と共に發達したるこれ等の諸思想は實際生活

七〇

じて工作を爲すに至つた情勢の變化は、從來太平洋労働組合書記局派遣員の演じつゝありたる中國共產黨指導を一層強化擴大する必要に迫られ、従つて太平洋労働組合書記局派遣員は將來黨工作の中心となるであらう。

註(上掲表中當地又は當地地方であるは哈爾濱又は同地方を指す)

に即せざるもので、唯國家生活の正常なる發展を侵犯したるに過ぎなかつた。

資本主義及自由主義が猶太民族に於て發達したと云ふ事實に特に注意を拂はねばならない。其の結果國家機關に於ては各種の躍進となつて現はれ目下全價値の再檢討顯著なるものがある。

各國家に於ては生活觀念の缺如著しく這はマツソン及猶太人を更に熱烈なる工作へ導いた。

國際資本及マツソン工作に對峙してファツシズム擁護したるもそれは彼等との抗争の爲である。

ファツシヨ運動は全住民に公正を供給する國家を創立せんとするに在りファツシヨ思想は獨伊に於て立證せるが如

く架空的なものでない。露西亞ファツシストは早急なる工作の爲に分散的自系露人を統制せんとしてゐる。

本黨は伊獨ファツシズムの達成を考慮に入れ工作の現實的結果を期待してゐるものである。

ファツシスト黨は數年間に全世界の隅々迄擴大せる一大勢力を獲得したのである。本工作の頭初に當つては愛即ち露西亞再現に對する熱愛の外何物もなかつたのである。

一九三一年國民黨政権の下に開催せる第一回大會は充分なる所期の目的を達成し得ざりしも第一次大會として相當意義を有してゐた。

一九三四年第二回大會は區及新支部獲得に數的にも異常に増加したのである。

當時の議長はワンシヤツスキーであつてファツシスト戰線工作に對する意見の不一致から流産の止むなきに至つた。

本第三、四大會はファツシスト黨其の工作に大なる意義を有するものである。何となれば現在本黨の爲に不必要な凡ゆるテーゼを抹消し綱領と規約の再檢討をなさんとするものだからである。

特に本綱領に注意せねばならぬことは、蘇聯住民の動向と本黨が打倒共產政權のスローガンを掲げ蘇聯本國內に於て頑強なる闘争を演じてゐるこゝ、勝利の本質はポリシエ

ワイキーの立證したる如く組織化に在るのである。

ファツシヨ戰線に於ても同様伊獨の組織化に於て勝利が得られた、第三、四大會の使命は遅くとも三ヶ年後即ち一九三八年五月一日迄は共產政權よりロシアを解放することである。

二、黨組織に關する報告

黨中央委員會 コノワローフ

(省 略)

三、煽動工作に關する報告

黨中央委員 タラダノフ

(省 略)

四、黨指導者教育に關する報告

黨中央委員會員 キバルデン

(省 略)

五、蘇聯研究に關する報告

黨員候補 ペロプロドスキー

(省 略)

六、軍事教育に關する報告

黨員 ドーロフ

黨軍事部はファツシヨ軍人幹部養成の特殊使命を執掌するものであつて、即ちファツシヨ運動と對蘇聯戰線工作の不充分に依り之を思想的、組織的且煽動的に準備せねばならぬのである。一國として偉大なるものは實力であり此の實

力に組織の養成に萬全の努力を拂ひ然る後對蘇積極進軍を
猛然敢行せねばならぬ。軍事工作幹部の養成には必然的に
先覺者を必要とするが、吾が黨は祖國愛に燃ゆる凡ゆる專
門家に依頼し、露西亞再建に壓倒的大勝を博さんがため吾
々の教養に當つて貰つてゐる。

將來の軍隊に關心を有するこゝは即ち過去に於ける吾軍
隊が大勝を博したこゝを全世界に尅明せる傳統保持のため
なのである。軍隊は政策外のものであり得ず、それは已
に規定せる軍規の保持に當らねばならぬ。斯くして吾が軍
隊がポリシエウイキ討伐に血みぎろの努力を傾注してゐ
るこゝを全白系露人に知らすべきである。共產主義者撲滅
にはこの軍隊のみでは不足である。即ち共產主義に對敵す
るフアツシヨ主義を宣明すべきである。フアツシストは早晩
母國の民族的福利に貢獻せんが爲に赤軍の研究を必要とす
る。同時にロシヤ國民軍の再建に猪突すべきである。

七、露西亞婦人フアツシスト黨の活動に關する報告

(省 略)

婦人黨員 オホチナ

八、黨の蘇聯内部工作に關する報告

黨書記長 ロザエフスキー

本工作の使命とする處はポリシエウイキ政權より母國
を解放することであつて、これがため本工作はロシヤ内部

を目標せねばならぬのである。吾々はロシヤ國內に向て
宣傳ビラを七十一萬八千枚發送し又ラヂオに依る宣傳もや
つて居る。蘇聯紙はキーロフを殺害せるニコラエフの行
爲を吾黨の使喚によるものなりと確信し、更にカスベ暗殺
も同様吾々が行つたことを宣傳してゐる。更に黨機關紙は吾
黨とワンシヤツキ間の關係に就いても論述してゐる。本
黨の他まざる宣傳に依り吾等が綱領は蘇聯の隅々まで浸潤
し而も多くの味方を得たのである。吾黨の活動は如何なる
妨害があつても絶対に中止するものではなく最後まで奮闘
を續けるものである。

二 第五日、秘密會に於ける審議事項

(一)『連絡工作』に關する報告 黨員 コノワローフ

『吾が黨各機關に取り中央部と遠近各支部間の絶えざる連
絡は非常に重要な意義を有するものであつて、本黨に於
ては此の點に特に留意し相互連絡の強化に努めてゐる處で
ある。』

黨中央部は總括的に黨工作の大綱を指導し、中央部より
比較的遠隔の地に在る支部をして其の任務を遂行し得る様
各種の案件を指示しつゝある處であるが、這是相互連絡の
圓滑を必須條件とするものであつて、然らざる場合に於て
は黨工作は計畫的に實施せられざるのみか、軌道を逸する

名を推薦した。

1. バルイコフ 2. ウシヤコフ 3. ベルミーノフ
4. シゾオヂエンコフ 5. コノワローフ

同委員會の使命は詳細に黨工作を検討し之に通曉する。共
に黨工作中的連絡及情報工作に關する必要な諸方法を研
究し報告書を作成する。

(二)『煽動工作』に關する報告 黨員 タラダノフ

本名は先づフアツシスト黨の起原及幼芽時代を説明し、更
に一九三五年は吾がフアツシスト黨が其の發生當時より今日

迄に爲したる諸事業の總決算を爲すべき年であつて、先づ
宣傳、煽動及實踐方面に向けねばならない。

口頭乃至文書を以てする煽動殊に引揚蘇聯人に對する宣
傳、ソウエート領土内に傳播せんとする文書を以てする煽
動は特に必要であつて、黨としては報告會、講演會又は愛
國の集會を實施し、又多數反共產主義文獻を撒布し、更に
黨機關紙ナリシ・ブーチに反蘇的の記事を掲載する等、對蘇
工作に専念する。共に、新會員の吸收に努め居るものであ
る。』

最近全黨の活動に關する資料は多數蒐集せられ、偽に組
織ある情報部の設置を必要とするものであり、最後に組織
的單一化を期して相互連絡の完壁を期し、フアツシスト黨の
克服を制し依而以而共產主義政權を撲滅し、ロシヤ人をし
て祖國に歸るの榮に浴さしめんことを切望して本報告を終
る。ロシヤよ榮光あれ。』

ることになった。

(三) 『蘇聯邦研究委員會』に關する報告

黨員候補 ベロブロードスキ教授

本黨の蘇聯邦研究委員會は組織されてより僅か數ヶ月を経たに過ぎないが、其間に於ける同委員會の活動は實に目覚しきものがある。

同委員會は二〇名の會員を以て組織しソウエート系新聞、雜誌及蘇聯内よりの各種情報に依て、ソウエート聯邦研究に専心して居るのである。

而して敵情を知らずして自ら勝を制することは不可能であるから、ソウエート研究の必要は缺くべからざる必然的のものである。

最後に本事業は益々積極的に正確なる活動を必要とすると共に、白系露人事務局側よりの絶えざる援助を切望して止まない次第である。

(四) 幹部教育と全露フアツシスト黨思想工作

黨員 キバルジン

『一般に黨生活に於ては其の政治工作幹部は洵に重大なる役割を演じてゐるのであつて、又價值の大なるを認むるものである。若し吾が黨に於ても早くより思想方面に留意し全力を若き第二世の思想教育に注いだならば、彼等が成年に達する迄に立派なる煽動家乃至思想運動家のカールドル

(幹部)を組織することは易々たるものと信ずるものである。

兒童及青年は宗教的民族的思想を中心として育成されねばならない。殊に鞏固なる意志と精力、敬老の觀念と祖國愛を彼等に扶植することは目下の急務である。光榮ある祖國の過去を忘れず常に敬神の念を抱かしめる言ふことは、教育者の一日も忘れてはならない處である。

日下吾が黨には黨所屬の學校を有し、一は一般教育他は専門教育を施して居るのであるが、一般教育に於ては思想乃至政治の大綱を教授し、専門教育としては組織的的革命方面と煽動的革命方面の二種に分ち、前者は組織的的革命家を後者は煽動家を養成するを以て任務として居るのである。

今日迄に約四〇〇名のフアツシスト黨員は、黨初級試験に合格して居る状況である。

最高黨教育機關は三期に分たれ、世界の一般情勢、ソウエートの現勢を一般科に於て教授し、本年八月一日迄に第二學期を終了する豫定である。

敍上は吾黨のカールドル準備の概要であるが、吾黨の思想工作に關して述べれば、本工作はロシヤフアツシズム思想の完成に主眼を置き、將來のロシヤ建設のプログラムを作成するに在るものであるが、又政治的、經濟的ソウエート研

究をも其の一分野に入れて居る。

現在吾黨の各種綱領乃至規約は改變せねばならぬものがある云ふのは、黨内部組織の改組が行はれて居るからである。

曾て西歐フアツシズムの交遊が行はれたが、現在に於ては寄生的時代を脱して自ら獨自の思想を完成せねばならぬ時となつたのである。この方面にロザエフスキー、ナサチナスコフ、タラダーノフ等の諸氏は特に力を入れて居るのであるが、黨思想工作は慎重に行はれ、黨員はナシ・ブーチ紙を通じて雜誌「ナツィヤ」(民族)を通じてフアツシスト獨自の思想に精進して居るのである。

全露フアツシスト黨の新プログラム創生は大なる達成であり、同プログラムはソウエートの活動を詳説し、何人にも了解し得べき平易なる文字を以て、簡単に完結し居る點に成功を見出すのである。

終つて若きフアツシスト黨員工作調査特別委員會組織せられ、委員として左記六名が推挙せられた。

1. バルイコフ
2. ベロウイス
3. バイキン
4. ウシヤコフ
5. スニツノフ
6. ハフラーチエフ

尙フアツシスト専門學校創立問題及聖ウラディーミル工業専門學校補助問題は中央執行委員會に移牒することに決した。

(五) 露西亞フアツシスト婦人運動

女黨員 アバイモワ

ロシヤ婦人は共產政權崩解に向けられたるフアツシスト黨の大運動を開始したるときは直ちに旗下に參じて起たざるを得ないものである。

ロシヤ、フアツシスト婦人運動未だ日尙淺しと雖も、斯かる短期間フアツシスト戰線の諸計畫に精進し、十歳より十五歳迄の少女に對しては特別クルジマク(小團)結成せられ、兒童の祖國愛、宗教觀念の涵養に努めると共に一般教育に留意して居るのである。

兒童の社會惡に染まざる爲の隔離、將來のロシヤ生活に害毒を齎らす如き何物をも取入れないことに完璧を期して居るのである。

三 第六日、秘密會に於ける新國家建設に關する審議

(六) 吾黨は如何なる國家を創生せしめんとするか?

黨主 ロザエフスキー

吾黨の根本的課題はロシヤ祖國を重壓せんとする猶太共產主義的獨裁を排撃し、民族的爱汗的新ロシヤ、換言すればロシヤ民族のロシヤ建設である。この排撃は即ち共產黨中央政權より離脱し、コミンテルンを粉砕し、更に全露ボ

ロシア共産黨の破壊と強固を住民に課しつゝある官廳、就中オ・ゲ・ベ・ウの清算を意味するものである。新生ロシアは宗教民族及労働の見地に立脚し建設せんとするものである。斯くの如きフアツシヨ、ロシアに階級闘争の存在無くそれは階級的協調のみが現存し、階級的國家政權は即ち民族の名に於ける親交的創造工作である。

(七) 吾黨はロシア住民に何を寄與せんとするか？

黨主 ロゼエフスキー

吾黨はロシア住民を歴史、文化及利害の各方面に統轄せられたる一形態なることを自覺する、有權住民はロシア、ウクライナ、白ロシアの各民族を問はず、更に廣汎なる意味に於けるタタル、アルメヤン、グルジン等を總括するものである。之の意味に於てロシアの各住民は文化的な行政自治に對する權利を享受せんとするものである。

(八) 吾黨は如何なる國家制度を希望するや？

黨主 ロゼエフスキー

吾黨はロシア勤勞大衆を資本主義への後退を強制するに非ずして前進を意味し、即ち國家的社會生活の新民族的労働公式に導かんとするものである。

蘇聯に於ける職業組合は再建の必要に迫られて居る。何故なら共産黨員は猶太人を排斥せねばならぬからだ、フアツシヨ、ロシアは凡ゆる公權剝奪を寛恕し更に全勤勞大衆

には物質的に精神的に改良し、公開的な獨立國民裁判を開設して迅速に公正に而も贈賄的裁判を爲さんとするものである。吾黨は既成都市及農村會議の再建を圖り共産黨員は猶太人を拒否する國民會議を建設せんとする。

(九) 工業及農業

黨員候補 ベロフロドスキー

吾々の工業は外國資本の掣肘を見ざる所謂國民的工業を勃興せしめんとするものである。

就中大衆的消費を目標とする生産品に意を用ひ、之が助長として健全なる個人企業を許可し、分散工業の一部は漸次私人企業家或は消費組合に掌握せんとするものであつて工業は國家統制により行はんとするものである。

製品と消費の均霑の爲め國民政府は國家計畫、經濟委員會を創設し更に農業問題に關しては『利用』に局限し『所有』を禁止せんとする方針である。何故ならロシアの土地は國有であり住民は一定の配給計畫に基き農耕の自由を認められ、而も借地は一定の限界を設け大農による農耕を戒めたるは、既往に於ける地主階級を復活せんとの杞憂からである。

農業援助には特殊農業銀行を設け、而も土地利用の監視は國家統制により常時行ふものである。

(十) 財政

黨員 クズネツォフ・ガチムロフ

將來のロシア國家建設に於て吾黨の重要な使命の一は

を入學せしめ、特別の許可によつてのみ外人を收容する。無論本工作には體育の向上と共に實踐労働分野にも意を用ひねばならぬ。

(十三) 宗教に就いて

黨員 タラダノフ

ギリシヤ正教は國家政權の庇護を受けこの正教をして個人、家族及社會人を陶冶するものなるが故に、吾黨は全住民就中青年の宗教的道德的教養工作方面に教會の代表者を偉大なる義務を以て束縛せんとするものである。沒道的に非ざる凡ゆる宗教は自由であると共に政權の支援を受けるものである。

(十四) 吾黨はロシア勤勞民に何を齎すか？

黨員 キバルデン

フアツシヨ國家に於ける勤勞者は國家富源の開拓者として優遇せられ左の對策を講じようとする。

(イ) 勤勞階級の利益保障のための國民生産同盟の創造

(ロ) 生産統制に對する勤勞者の参加

(ハ) 勞資間の事務的協調及相互理解達成のための事務局建設

(ニ) 勞働日數の短縮

(ホ) 労働保健

(ヘ) 最低生活の保證

(ト) 無料醫療

常に豫算の均衡を有すると共に、國家支出は國家收入により蔽はれある財政制度を確立することである。収入は國家財産の運轉による課税を意味し、支出は軍事、國防、教育及社會保證等を意味するものである。將來の金融制度は外國市場より壓迫せられざる露西亞金融市場獨立の條件により組織せねばならぬ。發行紙幣は國內の流通に價值を維持せねばならぬ。金輸出は禁止する。産金は國家貨幣にて買収する。粒穀、石油、金屬等の外國貿易は國家の獨占業とする。

(十一) 吾黨は貿易分野に何を克服せんとするか？

黨員 クズネツォフ・ガチムロフ

內國貿易は自由とし猶太人を抱括する全外人には特殊の綱領に歸屬せしめ、ロシア住民をして外國競争より擁護せんとするものである。生活必需品販賣は國家の統制下に移し惡辣なる投機を戒しめ、石炭、石油、金屬、粒穀等の外國貿易は私人モノポリーを排斥し國家管理に移さうとするものである。

(十二) 教育分野に就いて

黨員 タラダノフ

宗教的且社會的有能の士を創造せんにはロシアの傳統的な教育と教養方法により犠牲と義務に就いて鍛練せねばならぬ。

義務教育は無償とし上級學校には原則としてロシア市民

(チ) 婦人労働と母體の保護

(リ) 少年労働の禁止

(ヌ) 勞銀の向上

(ル) 利潤配當への参加

(十五) 軍隊

黨員 ドーロフ

吾黨將來の軍隊は吾國家の政治的根柢を把握せしむるが爲め國民的であり黨的に養成せねばならない。軍事指導幹部根柢の強化は軍事學校の開設とは絶對要件でなくてはならぬ。より詳細なる本問題に關する説明は専門的に宜し且非公開的なるが故に説明しない。

四 第七日、各種決議

(イ) 黨首領選舉

滿場一致を以て黨書記長ロザエフスキーを選舉した。

(ロ) 黨新規約制定審議

規約草案を逐條審議する。

五 第八日、各種決議

(イ) 黨新規約決定

規約草案前日より引續き審議の上後掲の如く承認決定した。

(ロ) 黨中央機關組織

同	ベルミノフ	Ю
同	シリチエニコフ	Ф
同	ダウイドフ	А Г
同	カラムイシエフ	
同	クニヤセフ	А В
同	コンドイレフ	К П
同	ラウレンティエフ	
同	グーゼフ	
同	ソフルシエフ	
同	アボイモフ	
同	テエプーリン	
同	ガイツキ	

六 第九日、秘密會に於ける一般演説

(十六) 黨一般工作

報告者 ロザエフスキー

「本大會として黨首領を決定し、黨機關を組織せる後に來るべき主要なる事項は、本黨がロシア内部、白系露人間及外國反共主義勢力關係に對して、遂行しなくてはならぬ偉大なる事業を、簡單明瞭に各代表並に黨員に示すことである。

1. ロシア内部關係

蘇聯内部の現勢を見るに共産政權に不平を抱くものは

外國事情 滿洲國

左記三機關を設置し選舉を以て役員を決定した。
A 黨上院會議

議長黨主ロザエフスキー(議長のみは選舉なく常任)

議員

同	ラシレンコ	В Н
同	ドーロフ	С Н
同	タラダノフ	Т В
同	アルセニエフ	К В
同	コノソロフ	А Ф
同	キバルゲン	В В
同	バルイコフ	В Н
同	ウシヤコフ	Н Н
同	ベトロフ	
同	ツウエトコフ	
同	グカエフ	А Н
同	ノサチ・ノスコフ	В В
同	ハフラチヨフ	Е М
同	シウモフ	С Н
同	ガンチムーロフ・クズネツォフ	А П
同	ラーシエフ	С Н
同	アレクセーエフ	А А
同	オホーラン	П П
同	カルシロフ	А А

B 黨監査委員會

委員長

委員

農民労働者のみならず青年分子、赤軍兵士間にも斯かる不満は激化されて居るのである。本黨としては斯かる情勢を奇貨としこの際フアツシズム思想を蘇聯各階級間に浸透せしむることは刻下の急務なのである。現在蘇聯内部に於てフアツシストの同志乃至は伴侶者として活動し、内外呼應して共産政權の瓦解を圖らんとする者は相當の數に上つて居るのであつて、本黨は凡ゆる手段を以てフアツシスト黨員の蘇聯内潜入を企て、内部に醗酵する反蘇勢力に注油的協力の必要なるを認むるものである。

2. 白系露人關係

本黨の根本使命とする處はロシア及ロシア國民を對象とするは勿論ではあるが、何等政治的意義を有せざる白系團體に對し政治的、革命的領分を多分に有する本黨として、工作上直接々觸せざるを原則として居るのであるが、吾々は他の如何なる白系機關たりとも、吾がフアツシスト黨と協調克く共産政權撲滅への伴侶たるものあらば、吾等は常に共同戰線を張るものである。本黨はこの意味に於て、吾人の使命とする處はエミグランド精選にありて、極東コザック同盟の全部及レジチミスト派の一部に緊密なる連絡の下に使命への邁進を必要とするものである。

在外反共主義勢力關係

本黨は遅くとも一九三八年五月一日を期しソウエート政權の崩解へミ駒を進めるもので、所謂フアツシスト三年計畫の實現に猪突的邁進を惜まざるものであるが、白系露人の多くは本問題に關する限り批判的立場に在つて共鳴を遠慮するものもある、凡そ政黨として一定の政策を樹立し政綱に準據して所期の目的達成に努力する以上、歴然と期間を限り、より明瞭なる目標を以て邁進せねばならない。

蓋し共產政權撲滅期を明示せるものはフアツシストを措いて他に何物をも認められず、本黨は彼上の主旨計畫に基き自己の使命を達成するか、自己覆滅に陥るか、二途の中一途を選ばんとする悲壯なる決意あるものである。

右報告演説終つて満場一致「フアツシスト三年計畫」を承認した。

(十七) 將來に於けるロシアの同盟國

報告者 黨員 ゴロフ

將來吾々の理想とする三大帝國同盟結成はロシア並にロシア民族の獨立、世界勢力の均衡を保持する上換言すれば人類の平和を強化するに必須條件であるのである。三大帝國と云ふのは日本、獨逸、及將來のロシアを意味するので

あつて、三國間の經濟提携は、皆に三國の繁榮を誘導するのみならず、他の列強をして永久に三國に對する干渉乃至要求を撤回せしむるものである。今や日本、獨逸及在外白系露人は共に偕にソウエート政權の覆滅を企畫し、全世界に根強く勢力を扶植しつゝあるマツソン並同資本の動向に留意し、共產黨覆滅に邁進せねばならぬ時である。若し今にしてマツソン一派の動向を看過せんか、日本及獨逸は勿論、全世界をも脅威するの重大結果を招來するに至るのである。

(十八) 黨外交工作

報告者 クルブスキー

「本黨は幾多の困難を排除して對外關係の圓滑化に所期の成績を挙げ、各機關各人士との修好關係を設定し得たのである。今や、本黨の眞意を理解し多大の同情と援助を寄せつゝある多數の親フアツシスト家を一般大衆間に見出すものである。一例を挙げれば、日本に於てはフアツシストに好意を有するもの幾百萬を數へるものがあるのである。

黨外交を鞏固する外交班も稱すべきものは親族關係に在るロシア人及各白系團體は固より、外國諸機關との聯絡に善處してゐるのであつて其の努力は實に驚くべきものである。」

終つて審議に入り黨員バルイコフの動議に依り特別委員

會を演出し他白系團體に呼び掛け反蘇合同戰線を結成せんとの提唱ありたるも、問題の中心は軍事總同盟の檢討に移り、軍事總同盟は祖國愛に燃ゆる帝政時代の將校を以て一九三三年團體なるに反し屢々フアツシスト黨を非難攻撃し、實生活に餘りにも懸隔ありて寧ろ有害なりと暴言して憚らざるも本大會はフアツシスト黨より代表を派して事を語るの愚を止め、黨最高會議の必要と認むる内容の文書を以て同盟の注意を喚起するに共に一矢を報ゆれば足るこの意見に一致した。

⑥結論として黨外交工作に關し本大會は現在黨の採擇せるものを妥當最上のものと認める。

⑦日本は亞細亞黎明の第一線を歩むと共にロシア帝國の復活を希望し、之と親交以て東亞の平和を永遠に保持せんとの理想を有する唯一の國家である。

本大會は日本帝國軍隊、吾々共同の敵を有する全日本國民を歓迎す。日露兩大民族の握手の根幹とも見らるべき相互の親善結託理解を祝福する。

⑧本大會は白系露人の爲其の權能を認め利益を擁護し以て福祉を増進せんことに凡ゆる勞を惜まざる滿洲國當局に深甚の感謝を爲すに共に、將來のロシアはこの歡待を忘れずして恩に報ひんことを契ふものである。

⑨本大會は黨首領ロザエフスキーの教言を歓迎するに共に

三大帝國（將來フアツシヨ・ロシア、日本及國粹獨逸）同盟を祝福し、本同盟のみが凡ゆる世界問題を決定し、永遠の平和を設定し猶太マツソン結社の世界征服を阻止し得ることを宣する。

⑩本大會は白系露人事務局創立に對し滿洲國政府に熱意ある感謝の意を表するものである。

同事務局の成立に依て白系露人統制問題は決定せられたるもので、本黨は全白系露人中央指導機關たる右事務局を凡ゆる方法を以て支持せんとするものである。

⑪本大會は中央執行委員會に依て成就されたる黨の白系露人工作を歓迎する。フアツシスト、コザツク、レギチミスト同盟はコミンテルン克服の名に於て萬歳を唱へる。セメヨノフ首領萬歳。

コルチャツク將軍萬歳、大ロシア建設の爲に闘争する各白系團體代表萬歳。革命新生白系露人同盟萬歳。ロシア帝國同盟、新生民族同盟を祝福する。

民族革命軍一戰線萬歳！

(十九) マツソン結社に關する報告

報告者 ロザエフスキー

本黨が最初に勢力を注入したのはマツソン工作の暴露に在つたのである。露西亞俱樂部の開設された頭切より本題目の下に特種の講演が行はれマツソン結社の正體を白系

露人大衆に紹介し、マツソンの勢力、其のロシアに及ぼす影響、又は如何なる意義を有するやを説明した處である。斯くして全世界を自己の政權下に入れんとする猶太人並マツソンの絶えざる闘争の必要性を強調した處である。

本黨は黨機關紙ナリシ・ブーチに於て常に猶太マツソン工作を白日下に暴露すると共に、パンフレット或は書籍を發行して同問題を白系露人に認識せしむるに努めて居るのである。

最後に世界的に勢力を扶植する猶太人及マツソンは偉大なる力を有するものなるが故に、反猶太マツソン工作は單に表面的のものではなく眞摯的になければならない。

同工作を強化することに依て、漸次猶太マツソン結社の根柢を覆へし、人類をして猶太マツソン思想を拒否せしめ民族的正道を選ばしむるのである。

(二十) 黨財政に關して

報告者 ハフラーチエツ

黨財政状態は附金の少額なるに、黨員費の收入微々たるものであるのに資金不足を告げて居るのである。

黨の經營する事業としては新聞ナリシ・ブーチ、雜誌ナリチ各種出版及露西亞俱樂部であるが、相當の寄附金あるにも拘らず最近缺損を餘儀なくして居る状態であつて、概して黨財政匡救の爲には特別の手段方法を講ぜねばなら

ぬと思ふ。

本大會は黨財政部が各代表及黨員をして、財政の好轉の爲努力を拂はしめたることに對しては、深甚の謝意を表するものである。

蓋し黨工作の根幹役割を爲すものは財政であるからである。

七 第十日、公開大會に於ける演説

(二十一) ロシアに起れる事變の總計算

報告者 ロザエフスキー

若しフアツシストが白系露人に對しロシアに歸ることを警醒せば必ずや實行されるのである。目下蘇聯内に於いては偉大なる内部的躍進が認められるのであるが、這是ロシア復活の時機近きに在るを唆するものに非ずして何であらう。斯かる躍進の中心を成すものは農民であるが、これを支援する意味に於て多數の共產黨員も暗に農民に期待した處である。ソウエート内部に於ける絶えざる動搖、テロ行為は此の間の状況を裏書きして居るのである。

労働者階級間に於ける顯著なる躍進は之を認めざるを得ない處である。ソウエート青年分子、赤軍兵士間にさへ置れたる内部的躍進を認めるのであつて、斯くして紛争の機

は熱しソウエート政權崩壊の危機迫を思はしむるものがあるのである。

此の秋に當り白系露人が其の地位を自覺しフアツシスト黨工作に自發的に共鳴し、ソウエート内に起りつゝある事變に注油的協力を廣らさんことを切望するものである。

(二十二) 黨刻下の使命

報告者 タラダーノフ

代表會議に於て構成せられたるプログラム及黨規約の前に本黨は蘇聯共產黨政權崩壊で偉大なる責任を痛感するものである。本黨の打倒共產黨工作は主としてソウエート内部工作に依て同政權の解體に全力を傾注せんとするものである。

更に多數のビラ、パンフレット其他各種の反蘇文獻を蘇聯に發送し、黨工作の強化へ進まんとするものである。黨最高會議は蘇聯内部に於ける事變の推移を監視し、機會の成熟せるを見て一九三八年迄にロシアを共產政權より解放するの義務を有するものである。

八 全露フアツシスト黨規約

一、目的及使命

A 黨ノ名稱

第一條 國家形態ヲ有セサル現代「ロシア」民族ハソ

外國事情 滿洲國

ノ民族的堡壘即チ「ロシア」民族國家ヲ實現センカ爲メニ先ツ「ロシア」ヲ再建スヘキ充分ナル用意ト力量ノアル面シテ極メテ意思的ナル、果敢ナル、更ニ犠牲的ナル精銳ナル後裔ノ出現ヲ缺クヘカラサルモノトス。コノ精銳コソハ全露「フアツシスト」黨ニシテ今日ニ於ケル「エミグラント」ノ前衛、更ニ明日ニ於ケル全民族ノ先驅タリ。本黨ハ組織サレタル精銳ニシテ新シキ大「ロシア」ヲ建設セントスル目覺メタル活動的前衛タリ。

第二條 本黨ハ全露「フアツシスト」黨ト稱シ

第一、「ロシア」民族ヲ構成スル「ロシア」全人民及全階層ヲ網羅スル民族的精銳ナリ。

第二、一定ノ思想、綱領及戰術即「フアツシヨ」思想、「フアツシヨ」綱領並ニ「フアツシヨ」戰術ヲ有ス。

第三、自覺的規律と自律性ニ基礎ヲ置ク精銳ノ單一體タリ。

第四、本黨ハ唯單ナル政治的團體タルニ止ラス祖國ヘノ獻身的奉仕ヲサントスル黨員各自ノ「イニシヤチーゾ」ニ基キ黨ニ革命的戰闘力ヲ附與スルニ喫緊ナル指導者主義ニ立脚スル「フアツシスト」ノ團體ナリ。

第三條 本黨ハ「ロシア」全土ニ存在シ「プロレタリヤート」獨裁ノ假面——全露「ボリシエヴィキー」共產黨獨裁——ノ下ニ自己政權ヲ現實化セントスル「コミン

「テレン」ノ代表タル國際猶太人ニテ獨占セラレタル「ロシヤ」ヲ奪回セントス。之カ爲メ本黨ハ「エミグランド」ノ居住スル全世界ニ存在（合法的及非合法的の）スル外僑蘇聯ニモ相互連絡ナキ民族革命「フアシスト」黨細胞ヲ設ク。蘇聯内細胞ノ有スル任務ハ特殊ナル秘密「テ」セル「テ」機構ヲ以テ規範ツケルモノニシテ本規約ニ於ケル「テ」ハ在外黨細胞工作ヲ規定ス。

B 基本目的

第四條 本黨ノ基本目的ノ左ノ如シ。

(イ)「ロシヤ」ニ於ケル猶太主義獨裁ノ打倒——即民族革命へ

(ロ)新勤勞民族的「フアツシヨ」ロシヤ」ノ創造——即民族の建設へ

第五條 本黨ノ第一目的ニ入ル可キ一般の使命トハ黨ノ一般方針ニ關スル戰術ノ内容ニシテ、第二目的タル一般の使命トハ黨綱領及思想ノ内容ヲナスモノナリ。

C 刻下ノ使命

第六條 本黨刻下ノ使命トハ本來ノ目的達成ノタメ一般の使命ヨリ出發シ黨中央機關ノ各指定期內ニ於テ成案セラルモノヲ謂フ。黨及各「フアシスト」黨員ハ個々ノ場合ニ於テ「國益ハ最高法則」ナリトノ思想ニ基調シ第三「インターナシヨナル」ノ劃減ノ圍リ以テ「ロシヤ」

民族ノ祝福ヲ期センカ爲メ凡ユル手段及方法ヲ講スヘキ義務ヲ負フ。

第七條 本使命ハ二個ノ基本的分野ニ殺分セラル、黨各個ノ方面ニ於テ黨ノ工作ヲ決定ス。

- 1、對「ロシヤ」國內工作
- 2、對「エミグランド」工作

第八條 本使命ノ遂行トハ本黨當面ノ工作ノ内容タルモノナリ。本黨當面ノ工作トハ各個ノ機關ニテ遂行セラレヘキ任務ニシテ「フアツシヨ」自律性ヲ有スル中央指導機關ニ依テ制定セララルモノナリ。

二、編 成

A 黨 員

第九條 本黨ノ黨員ハ社會的地位ヲ問ハス「ロシヤ」民族タルコトヲ要シ本規約及黨綱領ヲ確認シ黨規律ノ諸要求ニ服従スルモノトス。

- 1、十六歳未満ノモノハ少年「フアシスト」同盟黨員トシ當該規約ニ服従ス。
- 2、猶太出身及猶太教信者ハ本黨員タルノ資格ナク更ニ反「フアツシヨ」思想ヲ有スル「マツソン」結社員並ニ之ト關連スルモノ或ハ民族仇敵タル「メツジスト」教徒及之ニ類似ノモノモ亦本黨員タルコトナラズ。

第十條 本黨ニ入黨セントスルモノハ一定願書ノ記載即申込書、身元調査及二名ノ保證人ヲ要シ入黨金トシテ月收ノ五割ヲ提出ス。

但失業者ハ本入黨金ヲ免除セラル。

註 1、思想、則事要觀察人或ハ道德的缺陷者ハ入黨セシメス。

2、入黨ニ就キテハ附則第一條ニ之ヲ定ム。

B 準黨員

第十一條 本黨々員タルトシテ正規ノ手續ヲ了シタルモノヲ準黨員ト稱ス。準黨員ハ本規約及黨規律ニ服従スル義務ヲ負フモ黨員タルモノニ非ス。「フアシスト」黨員ナル稱呼ヲ受クルノ準備者タルニ過サルモノトス。

準黨員ニシテ中央及地方黨機關ノ指示ニ基キ黨工作ニ參加スルコトアルモノ這ハ本名ノ道德的基礎、誠實及黨使命ノ達成ニ對シ本黨ハ何等ノ責任ヲ負ハス。而シテ準黨員ニシテ非行アルトキハ黨員タルコトヲ得ス。

註 準黨員ノ工作及權利、義務ニ就キテハ附則第二條ニ定ム。

準黨員ハ黨員章ヲ佩用シ制服ヲ着用スルコトヲ得ス且ツ「フアシスト」黨員タルノ稱呼ヲ用フヘカラス。

C 黨員ノ種類

外國事情 滿洲國

第十二條 「ロシヤ」人ニシテ準黨員タルコトハ六月ヲ經過シ黨員タルトスルモノハ當該管轄機關指導部ニ對シ黨員ノ第一段階タル黨員候補者トシテ記入サルヘキコトノ申請ヲ爲スヲ要ス。之カ爲メ地方統制機關ハ申請者ノ成績ヲ調査シ且ツ所定ノ政治的及事務的試験ヲ課シタル後一定限度ノ黨工作ヲ遂行ニ關スル實地考查ヲ行フヘシ。

註、準黨員ノ候補者進級及政治的身元調査手續、試験科目及黨工作ヲ遂行範圍ニ就キテハ附則第三條黨員候補ニ關スル條項ニ詳細規定ス。

第十三條 黨員候補者タルコト一年ヲ經過シタルモノハ所屬黨機關指導部ニ對シ黨員ノ第二段階タル黨員名簿ニ登錄方申請スルコトヲ得。之カ爲メ地方統制機關ハ申請者ノ成績ヲ調査シ所定ノ政治的及事務的試験ヲ課シタル後一定限度ノ黨工作ヲ遂行ニ關スル實地考查ヲ行フヘシ。註、黨員候補者ノ黨員進級及政治的身元調査手續、試験ノ内容並ニ一定限度ノ黨工作ヲ遂行範圍ニ付テハ附則第四條黨員ニ關スル條項ニ詳細規定ス。

第十四條 黨員ニシテ最大限ノ工作ニ參加シ且責任課題ノ遂行ヲナシタルモノハ黨中央機關ノ規定ニヨリ黨員ノ第三最高秘密階段タル積極黨員ニ列セラル。本黨員ハ命令一下任意ノ課題遂行スル準備アル「フアシスト」精銳中ノ精銳タル優秀黨員ナリ。

註、積極黨員進級規程及其職務ニ就キテハ黨中央及地方指導部並積極黨員ノミ知得スヘキ秘密規約第五條ニ定ム。

第十五條 何等カノ理由ニヨリ黨員トシテ在黨スルヲ得サルモノハ匿名ヲ以テ入黨シ又黨員相互間ニ秘密ヲ保ツ必要アルモノハ本黨秘密黨員トシテ入黨セシメラレ本名ヲ以テスル黨員ト連絡シ單獨行動又ハ地方或ハ中央指導部ニ屬スル秘密細胞ニ參加シテ使命遂行ニ當ルモノトス。

註、秘密黨員ノ職務ニ就キテハ秘密規約第六條ニ定ム秘密黨員及地方中央指導部ノミ知得セラルヘキモノトス。

第十六條 本黨々員（候補者、黨員及積極黨員）トハ黨規程ヲ遵守シ黨機關ノ如何ヲ問ハス積極的工作ニ貢獻スルモノヲ謂フ。地方及中央指導部ヨリ指令無クシテ黨工作ヲ中止シタル者ハ準黨員トナシ或ハ黨ヨリ除名セラルルコトアルヘシ。

D 部及補助機關

第十七條 婦人黨員ハ本黨ノ特殊ナル獨自ノ部ヲ構成シ「ロシヤ」婦人「フアシスト」運動ニ従事ス。
註、婦人「フアシスト」運動ノ使命及本黨トノ相互關係ニ就キテハ附則第七條ニ規定ス。

第二十一條 本黨ノ組織ハ中央指導機關及地方黨組織ヨリ成ル地方黨組織トハ班、分會及支部ヲ謂フ。

第二十二條 班トハ黨組織ニ於ケル基本單位——黨組織ノ第一細胞——ニシテ生産或ハ地域的境界別ニ編成セラルル二名乃至五名ノ黨員ヨリ成ル「グループ」ヲ謂フ。

第二十三條 班ハ他ノ黨組織トハ別ニ個々ノ存在ニ於テ專ラ特殊課題ノ遂行ヲ任務トスル秘密班及ヒ何レカノ分會ノ組織ニ編入サルヘキ一般班ニ區分セラル。

註、1、各個ノ班ハ黨中央委員會ノ規定ニヨリ本黨員ノ在ラサル地域ニ設立セラレ直接中央委員會書記局ニ隸屬ス、更ニ工作ノ進展ニヨリ各個ノ班ハ隣接分會或ハ新設分會ニ編入セラレ所謂「各個班」ト稱セラレ、夫々ノ班ニ附シタル民族の英雄ノ名稱ヲ以テ本黨地方組織トシテ書記局ニ登錄ス、其ノ職務ニ就キテハ附則第十條ニ定ム。

2、秘密班ハ支部長ノ命ニヨリ組織セラレ直接當該支部長ニ隸屬シ或ハ中央委員會ノ規定ニヨリ直接書記局ト連絡ス、秘密班ハ之ヲ黨細胞ト稱シ書記局ニ登錄ス。

3、一般班ハ支部長ノ命ニヨリ分會管轄内ニ設立セラレ分會ヲ通シテ分會長ト連絡シ更ニ分會長ヲ介

條十八條 民族的「メンシエヴィーキ」ニ屬スル黨員ハ各個ニ民族の自治「メンシエヴィーキ」機關ヲ組織スルコトヲ得。

註、民族的「メンシエヴィーキ」機關ノ職務ニ就キテハ附則ニ之ヲ定ム。

第十九條 本黨中央指導部ニ附屬スヘキ補助機關左ノ如シ。

黨青少年團、各種文化啓蒙「サークル」俱樂部、民族的職業的及生産的諸同盟或ハ組合其他各種「スポーツ」問題。

註、各種黨補助機關ノ職務ニ就キテハ別ニ之ヲ定ム。

E 脱黨

第二十條 自己ノ希望ニヨリ脱黨シタルモノ（候補者）或ハ黨ヨリ除名セラレタルモノ（正黨員及其ノ候補者）ハ黨員タルノ資格ヲ失フ。

自己ノ希望ニヨリ脱黨セントスルモノハ所屬機關ニソノ理由ヲ申告スヘシ。黨員ノ除名ハ本規約第五八、五九、六〇各條規定ノ罰則ニヨリ之ヲ行フ、本黨ヨリ脱黨セル舊黨員ハ理由ノ如何ヲ問ハス何等ノ特典ヲ受クルコトナシ、黨員ニシテ死亡セルモノハ永久名譽黨員トス。

三、機構

A 組織

シテ支部長ト連絡ス。

一般班ハ單ニ之ヲ班ト稱シソノ職務ニ就キテハ附則第五十九條ニ定ム。

第二十四條 一般班ハ連絡並組織的意義ヲ有スル一聯ノ組織（二班ヲ以テ一小隊、三小队ヲ以テ一中隊、三中队ヲ以テ一大隊トス）ヲ以テ分會ヲ編成ス、分會ハ班ト支部ノ間ニ介在シ一定地域ニ於ケル「グループ」班及支部ノ中間ニアルモノトス。

註、分會ノ職務ニ就キテハ附則第五十條ニ定ム。

第二十五條 一定地域内ニ於ケル分會ノ綜合ヲ支部ト稱シ書記局ヲ介シテ中央委員會ニ隸屬ス、各支部ハソノ地域ニヨリ一定ノ名稱ヲ有ス。

註、1、支部ハ直接班ヨリ成立スルコトアルヘシ、コノ場合ハ各都市ニ分散セル班ハ分會ニ服屬セス。

2、支部ノ職務ニ就キテハ附則第七〇條ニ定ム。

B 大會

第二十六條 本黨ハ「ロシヤ」民族ノ具體的表現トシテ及ソノ思想ノ表明ヲ爲サンカ爲ニ定期的ニ召集セラルル黨大會ヲ以テ最高機關トス。

本大會ハ黨首ノ推戴、中央指導部員ノ選舉、思想、綱領戰術及黨組織ノ具體的表現其ノ他各種基本問題ノ解決、更ニ「ロシヤ」ファシズムノ發展並民族國家、新ナル

大「ロシヤ」國家建設ノ爲ノ闘争等ニ依リテ黨ノ意思ヲ實現スルモノトス。

第二十七條 本大會ハ「ロシヤ・ファシスト」運動ニ對スル責任ヲ負ヒタル本黨創始者ノ後繼者トシテ二ケ年間に一回中央委員會ニヨリ召集セラル。

但シ海外情勢或ハ中央委員會ノ財政的缺乏ニヨリ大會ノ召集不能ナル場合ハ黨本部ノ認可ヲ經テ四ケ年ニ一回開催ス、緊急大會ハ黨員ノ半數以上ノ文書ニ依ル要求ニヨリ之ヲ召集ス。

註、大會ノ召集及手續ニ就キテハ附則第八十條ニ定ム。

第二十八條 本大會ハ黨員五十名ニ付キ一名ノ割ニテ特別ニ選出セラレタル代表者ヲ以テ構成ス。

註、1、黨員五十名ニ充サル小機關ハ自己ノ選舉權ヲ大

機關ニ合流セシメ直接或ハ間接ニ互選セシム。

2、資金ノ不足ニヨリ自己ノ代表者ヲ大會ニ出席セ

シメ得サル機關ハ他代表或ハ中央委員會又ハ大會召集地ニ居住スル個々ノ代表者ニ委任スルコトヲ得。

第二十九條 定時大會ノ召集ハ六ケ月以前中央委員會ニヨリ豫告セラレ緊急大會ハ召集ノ三ケ月前之ヲ發表スルモノトス。黨員ニ對スル開催期日、場所、代表選出細則及綱領ノ通知ハ新聞ニ公告ス。

8、開則ノ制定ニ關スル事項

9、各種緊急問題ニ關スル事項

10、黨員ノ推戴ニ關スル事項

第三十二條 大會ノ決議ハ全黨員ニ對シ絕對的且義務的ナリ。

C 黨 首

第三十三條 黨大會ハ當該期間ニ於ケル使命決定後黨首ヲ推戴シテ本規約及黨綱領ニ基キ次期大會ニ至ル迄決定セ

ル使命ノ遂行ニ關シ之ニ委任スルモノトス。

第三十四條 黨首ハ黨意思ノ表現者タルト共ニ黨機關タル大會ニ對シ黨ノ前ニ自己ノ一切ヲ犧牲ニシテ貢獻スヘキ義務ヲ負フモノトス。

第三十五條 黨首ハ黨工作ノ直接的指導ヲナス黨最高幹部ニシテソノ最高代表者タリ。

而シテ黨首ハ中央委員會議長、黨書記長、中央委員會主席書記及中央委員會所在地内ニ於ケル當該地方組織ノ幹部ヲ兼任ス。

D 中央指導機關

第三十六條 中央指導機關タルモノハ中央委員會ニシテ大會ニ於イテ選出セラレ黨首ノ指導並ニ其ノ主宰ノ下ニ活動ス。

第三十七條 中央委員會ノ權限左ノ如シ。

外國事情 滿洲國

註、大會ノ技術的組織「プログラム」ノ編成、招請狀ノ發送及大會ノ法律、行政、經濟、事務等ニ就

キテハ中央委員會之ヲ決定ス。

代表者ノ大會派遣費ハ當該機關ノ負擔トス。

第三十條 大會ニ出席セル代表者ハ各一個ノ投票權ヲ有シ更ニ中央委員會、中央統制委員會及中央監査委員會ニ席ヲ有スル各委員モ同様各一個ノ投票權ヲ有ス。重要議題ノ票決ニハ匿名投票ヲ行フ、賛否ノ投票相半スル時ハ大會ノ議長コレカ決定權ヲ有ス。

第三十一條 大會ノ權限左ノ如シ

1、黨員或ハ中央委員會ノ裁可ヲ求ムル國際的協定其他

協定ノ條章採決又ハ否決

2、中央委員會及中央統制委員會ノ報告ノ採決又ハ否決

3、中央委員會ノ財政報告及中央監査委員會ノ決定ノ採決又ハ否決

4、中央委員會及中央統制委員會ノ行爲ニ對スル請願ニ關スル事項

5、中央統制委員會、中央委員會及中央監査委員會ノ各

定員及選舉ニ關スル事項

6、「ロシヤ・ファシズム」組織ノ思想、綱領及戰術ニ

關スル事項

7、本規約ノ變更ニ關スル事項

1、黨役員ノ確證

2、黨機關ノ設置又ハ廢止ニ關スル事項

3、一定期間ノ工作計畫トコレニ關スル收支豫算ノ決定

4、各種規約、細則、機構等ニ關スル事項

5、本規約ノ變更又ハ補足ノ立案ニ關スル事項

6、緊急事項及其他

第三十八條 中央委員會及其他黨機關並ニ各黨員ノ工作ハ黨大會ニテ選出構成セラレタル、中央統制委員會ニヨリ統制セラレ、該委員會ハ一切ノ黨工作及各黨員ノ活動ヲ督勵シ更ニ黨員個々ノ行動ヲ監視内偵シ進シテ黨内ニ浸潤スルコトアル可キ煽動其他ニ對シテ闘争ス。

註、中央統制委員會ノ職務ニ就キテハ附則第八十四條ニ定ム。

第三十九條 資金ノ支出、財政ノ管理及ヒ諸報告ノ適正ハ黨大會ニテ選舉セル中央監査委員會ニヨリ監査セラル。

註、一、中央監査委員會ノ職務ハ附則第八十五條ニ定ム

二、中央監査委員會ハ權利ノ一部ヲ地方監査委員會

ニ分擔セシムルコトヲ得

第四十條 中央委員會ノ決議ハ全委員ノ同意ニ依リテ成立ス、若シ異議アル場合ハ本決議ハ中央委員會及中央統制委員會分子ノ共同審議ニ附託シ出席會員ノ四分ノ三ヲ以テ決定ス、コノ多數ニ充タサル場合ハ黨首ニヨリ決定

セラル。

第四十一條 決議ノ執行ニ當ル中央委員會執行機關ハ中央委員會書記局トシ政治、組織、軍事及財政ノ諸課ヨリ成ル。

主席書記ハ黨首及ヒ其ノ任命セル書記局長並ニ中央委員會書記ヲ以テ之ニ充ツ。

第四十二條 黨資金ハ中央委員ニヨリ保管セラレ特別規則ニヨリ支出セラル黨資金ハ入黨金、黨費、各種寄附金、黨企業、施設、及黨財產ノ運用ニヨリ得タル收入ヨリ成ル。

註、中央委員會ノ規則ニヨリ黨資金ハ中央會計及支部會計間ニ分配セラル、中央會計ノ資金ハ中央委員會ノ豫算ニヨリ書記局財政課ヲ經テ中央委員會直接之ヲ支出ス、豫算ヨリ超過額ヲ支出セントスル時ハ中央委員會及中央監査委員會ノ聯合會議ニ附議決定スルコトヲ要ス。

支部會計資金ハ當該支部豫算表ニヨリ支出ス。

支出及會計規則ハ中央監査委員會ノ承認セル中央委員會別法令ニ定ム。

地方指導機關

第四十三條 黨地方指導機關トハ班、分會及支部ノ指導ニ當ル機關ヲ謂フ。

評議機關——支部評議會ヲ設ク。

註、當該地域ニ黨中央諸機關カ存スル場合、此黨ノ組織ニ依ル地方ノ指導ハ中央執行委員會書記局ニ依ル黨ノ中央ノ指導ト融合シ斯クテ中央執行委員會書記局並ニ當該機關ノ首腦部カ當該組織ノ指導機關トナリ、當該支部中央執行委員會書記局ノ名ヲ有スルモノトス。之等ノ職務ハ附則第七十六、七十七條ニ定ム。

四、權利及義務

A 候補者ノ權利及義務

第四十九條 各黨員ハ義務ヲ遂行スルヲ要ス、即先ツ義務ヲ遂行シテ然ル後權利ヲ主張スヘシ、義務ヲ遂行セル黨員ハソレニ相應セル權利ヲ有ス、上級黨員ハ義務大ニシテ又從ツテ權利モ大ナリ。

第五十條 候補者ノ義務左ノ如シ。

- 1、所屬機關會議ヘノ出席
- 2、所定黨費及諸負擔ノ納入
- 3、公的機關ヘノ個々の又ハ團體的參加
- 4、黨文獻ノ個人的又ハ團體的購入
- 5、黨規律ノ遵守即本規約及中央地方機關指令ノ遂行

第五十一條 黨員候補者ノ權利左ノ如シ

- 1、所屬機關ノ公開及非公開會議ヘノ出席
- 2、所屬機關工作、一般及特殊工作——ニ對スル參加權

第四十四條 班ノ首腦者ヲ班長ト稱ス。

註、班長ハ各個班ニアリテハ中央委員會書記局ニ依リ細胞ニアリテハ支部長又ハ中央委員會書記局ニ依リ一般班ニアリテハ支部長ニ依リ任命セル班ノ職務ハ附則第五十五條ニ定ム。

第四十五條 分會ノ首腦者ヲ分會長ト稱シ直接支部長ニ隸屬ス。

註、分會長ハ支部長ヨリ任命セラル、分會長ノ職務ハ附則第六十條ニ定ム。

第四十六條 分會長ノ下ニ當該分會長ノ提議ニ依リ支部長ノ命ヲ以テ執行機關——分子執行本部及評議機關——分會評議會ヲ設ク。

註、分會執行ノ本部及分會評議會ノ職務ニ就テハ附則ニ定ム。

第四十七條 支部ノ首腦者ヲ支部長ト稱シ直接中央委員會書記局及黨首ニ隸屬ス。

註、支部長ハ中央委員會ヨリ任命セラレ黨首ノ承認ヲ要ス。中央委員會、中央統制委員會或ハ黨首ハ任期滿了前ト雖モ之ヲ交迭セシムルコトヲ得、支部長ノ職務ハ附則第七十五條ニ定ム。

第四十八條 支部長ノ下ニ當該支部長ノ提議ニヨリ中央委員會書記局ノ承認ヲ得タル執行機關——支部執行本部及

3、黨員番號、徽章及制服請求權

4、黨公報ニ記載シ得ヘキ有利ナル廣告方法及黨文獻入手ニ關スル優先權

5、所屬機關ノ各種施設、研究會、講演會等ヘノ出席

6、就職ニ關スル黨ノ協力ニ對スル權利

B、黨員ノ權利義務

第五十二條 黨員ノ義務ハ第五十條ニ列舉セル外尙次ノ如シ。

1、所屬機關ヘノ參加

2、各個ノ任務ノ遂行

3、「ロシヤファツシズム」及現代蘇聯ニ關スル組織的研究

第五十三條 黨員ノ權利ハ第五十二條ニ列舉セル外尙次ノ如シ。

1、黨員ノ集會ニ對スル出席權

2、黨的自己批判即中央統制委員會ニ對スル意見書提出ノ方法ニヨリ黨工作ヲ批判スル權利

3、所屬機關工作ニ於ケル各種問題ノ票決ニ對スル參加權

4、各種役員及大會派遣代表者選出ニ對スル票決權

5、「ファシヨ」思想、綱領、戰術ニ關スル研究ヘノ參加權

6、各種個人工作ニ對スル黨ノ協力要求權

7、黨企業或ハ黨勢力下ニアル企業ヘノ就職ニ對スル權利

C 積極黨員ノ權利義務

第五十四條 積極黨員ノ義務ハ本規約第五十條及五十二條ノ規定ヲ準用ス。

但任意ノ課題ヲ遂行スル場合ハ何等束縛ヲ受クルコトナシ。

第五十五條

積極黨員ノ權利ハ本規約第五十一條及五十三條ヲ準用スル外困難ナル状態ニアル場合黨ノ最大ノ援助協力ヲ請求スル權利、及黨員死亡ノ場合遺族ニ對スル扶助金請求權アリ。

D 黨員素行規則

第五十六條 本黨各種黨員ニ對シテ「本黨内規ニ代ルヘキ特別附則」及「フアシスト黨員規則」ニ集約セラレタル各種規則及訓令等ノ内容ヲ有スル素行、規則ヲ設ク。

E 罰則

第五十七條 黨共鳴者及黨員ハ總テソノ不當行為ニ對シ課セラルヘキ處罰ニ服從スヘキ義務ヲ負フ。

F 黨費

第五十八條 黨員ハ月收ノ一%ヲ黨費トシテ支拂フヘキ義務ヲ負フ大家族ヲ有スルモノ及裕福ナラサルモノハ〇、五%トス、失業者ハ黨費ヲ免除セラル、失業者ニシテ生

計ヲ維持スヘキ資産ヲ明カニ有スル——黨共鳴者ハ黨員ノ黨費ト同額ノ黨費ヲ納付スルモノトス、三ヶ月間故意ニ黨費ヲ納入セサルモノハ罰則ノ適用ニヨリ除名ス。

五、黨ノ象徵

第五十九條 「フアツシヨ」思想、綱領、戰術及組織ノ外部的表象トシテ「ロシヤフアシズム」黨ノ象徵ヲ左ノ如ク定ム。

1、信教徽章、2、政治徽章、3、黨員章、4、制服、5、敬禮、6、行進曲

第六十條 「ロシヤフアシスト」信教徽章トハ正教信奉黨員ノモノニシテ（十字ヲ捧ケル聖「ウラヂミル」大公ノ形象ヲ云フ）故國ノ正教ヲ信奉スル黨員ノ表現ナリ。

註、信教徽章ノ詳細ナル描寫及其ノ佩用規則ハ附則第百條ニ定ム。

第六十一條 政治徽章トハ「インターナシヨナル」撲滅ヲ期スル全「フアシスト」運動ノ世界同族ノ表現ニシテ世界的猶太「マツソン」結社ノ化身タル罪惡ノ殲滅ヲナサントノ「フアシスト」闘争ヲ表現スル反共產主義的反「マツソン」的及反猶太人的單一戰線ノ標象ナリ。

註、政治徽章ノ詳細ナル描寫及其ノ佩用ニ就キテハ附則第百一條ニ定ム。

第六十二條 黨員徽章ハ十字ノ上ニ双頭ノ鷲ト「フアシスト」運動ノ三分野即社會、民族、宗教ヲ表象セルモノナリ。

註、黨員徽章ノ詳細ナル描寫ト佩用規則ハ附則第百二條ニ定ム。

第六十三條 「フアシスト」制服ハ黑色「ルバシカ」ニシテ「ロシヤ」ノ爲ニ苦難スル「フアシスト」ヲ表示シ、且

ツ祖國ヘノ「フアシスト」ノ自己犠牲ト奉仕ノ用意アル旨ヲ表示ス。

制服ハ「フアシスト」ノ階級徽章ニ依リ區別ス。

註、黨制服ニ關スル細則及ヒ着用規定、階級表示徽章規定及ヒ佩用規定ハ黨ノ階級別黨制服ニ關スル指令第百三號ヲ参照スヘシ。

中華民國

中國共產黨中央の近況

中共中央は一九三四年十一月江西省中央ソ區放棄後西甯部隊と共に移動し、其の所在一定せず本年二月初旬上海に復歸したが、同地に於ける國民黨の特務工作（反共工作）は益々積極的にして、左翼機關及び黨員の檢舉せらるゝもの相次ぐ有様で、今日に至るも何等表現活動を爲す能はず従つて中共中央に於ては専ら各級組織の回復を企圖策動中なるが、所謂赤色群眾の後援なく且つ黨員中有力積極分子

海に在るも之亦何等の表現活動を爲す能はず、目下在滬指導責任者は留露學生出身の汪某（中央總責任者にあらざるものゝ如し）である。

二、中共中央機關は上海の外地方は華北に特派員を置き天津を中心として駐在せしめ、香港には中央政治局分局を設け又朱毛匪軍中には中央黨團を陝、甘、寧、青一帯に特派員を置く由で、其の機關名稱管轄地及責任者は次の如くである。

機關名稱	所在地	負責人姓名	管轄地域
中共中央（書記局）	上海	秦邦憲	全 國
中央政治局香港分局	香港	楊尚坤	西南匪區兩廣
華北特派員	天津	不明	河北、滿洲、山西、山東、察爾齊、綏遠、陝西、甘肅、寧夏、青海及四川の一部
陝甘特派員	不定	不明	陝西、甘肅、寧夏、青海及四川の一部
ソ連及紅軍中央黨團	同	周恩來	全匪軍及匪區

備考（一） 中央政治局香港分局は本年春頃新設したるもので其の主要任務は在上海の中共中央と四川方面匪區との連絡である。香港匪區間の連絡は比較容易なる爲主として之を利用しつゝある様である。

（二） 中共中央は前項の特派員及分局の外別に巡視員若干を各地方に密派して黨務の視察指導に當らしめて居る。

三、中共の經費は從來第三國際より經常的に送金ありたるも、一九三一年以來第三國際の財政困難に依り特に中國共產黨はソ連に於ける收入あるを以て、一時停止せられたる模様であるが、昨年末江西省ソ連の消滅に因り中共の收入殆んど絶え、従つて各種工作も意の如く進行する能はざるに至つたので、本年三月より第三國際の補助を復活することに、なり目下毎月二萬五千米金弗を支給せられてゐる。

四、中共中央の最近に於ける朱毛匪軍に對する態度は積極的に外部に向つての發展を主張せず、只朱毛部と徐向前部の合流を實現し、又一面黨の最高幹部保存主義を以てなるべく討伐軍主力との接觸を避け、偏僻の他に紅軍を置き機會を待つて西康より青海に侵入せしむる方針の様である。

五、中央の交通站（連絡處）は現在香港、武漢、汕頭、海口（海南島）等に設けてゐる様である。

中國共產青年團の抗日倒蔣運動

最近に於ける中國共產黨の抗日反蔣運動に關しては屢々本報の記載の如くであるが中國共產青年團の同運動に關する狀況は次の如くである。

一、七月五日附發行の機關紙「少年真理報」第九十期に於て「中國共產青年團は全國青年工人及一切の亡國奴たることを欲せざる青年を代表し、死を賣つて中日滿三國の反ソ聯、反ソウェート中國、反中國民衆的、政治、經濟、軍事同盟條約に反對を宣言す」として廣田外相は華北傀儡政權問題は既に圓滿解決したるを以て、對華第二段の亡國工作を決意し中日滿三國不侵犯協定（實際は軍事同盟なり）訂立を謀らんとして、ありと稱し、而して豫定せられたる其の協定の内容として、反日滿運動の徹底的彈壓を前提とする四項目を列挙したる左掲譯文の如き反對を聲明し、又一般無智なる下層民衆煽動の爲め「少年真理報社」より「東北義勇軍援助」なる標題にて極めて平易なる問答文と共に滿洲國內に於ける抗日義勇軍の所在を圖示して、日本の中國侵略状況宣傳の傳單を密發し一般民衆の抗日運動發動に努めつゝある。

二、而して團江蘇省委に於ては本運動の具體化を企圖し七

月十四日附にて「抗日反蔣の爲聯合戰線締結宣言」なるものを密發し「民族を死地より救出する一條の活路として抗日反蔣を望み亡國奴たる事を欲せざる一切の團體、黨派並に個人を糾合合作して、強大なる反蔣抗日の聯合戰線を結成し、數千數萬の戰争的青年を統率して熱烈勇敢に反蔣抗日の戰線上に活躍せん」とす。團江蘇省委は各下級團部に訓令し各地の凡ゆる反蔣抗日的政黨團體及び個人を緊密に合作し、之等を動員して民族の爲、祖國の爲、最後の光輝ある一滴の血まで戦はん」と云々」を述べ、凡ゆる抗日反蔣分子を糾合して民族武裝自衛のスローガンの下に民衆の抗日、反蔣運動の激化に努め居る模様であるが、左翼團體の益々衰退せる今日に在りては徒らに掛聲のみで、群衆の獲得さへ困難なる状態である。

三、其の後中國共產青年團は七月十二日附發行の機關紙「少年真理報」第九十一期に於て民族武裝自衛強化の爲抗日反蔣運動に關する多數の記事を掲載した。

其の中「獨立、統一を領土完成のソウェート中國を爭取し日本強盜を蔣賊介石の亡國計畫を粉碎す」と題する社論

は「日本帝國主義は更に華北を占領し進んで全中國を第二の滿洲國たらしむべく其の侵略計畫を進めつゝあり、蔣介石は完全に日本の命に違ひ之を援助し既に華北及察爾賓出賣の密約並に中日「滿」同盟條約を締結した。我等中國民族の活路は只全國陸海空軍士兵を動員し、全國民衆を號召して民族武裝自衛の力量を以て抗日戰爭を進むるにあるのみ云々」を徹頭徹尾抗日倒蔣を強調して居る。譯文は後掲の如くである。

中國共產青年團の宣言

中國共產青年團は全國青年工人及一切の亡國奴なることを欲せざる青年を代表し、死を誓つて中日「滿」三國の反蘇聯、反ソウェート中國、反中國民衆的政治、經濟、軍事同盟條約反對を宣言す。

北上抗日、華北保護、東北收復を以て此の新しき亡國奴の鎖練を粉碎して回答す。

日本帝國主義新聞聯合東京二十五日電に依れば廣田外相は華北傀儡政權問題は既に圓滿解決したるを以て對華第二段の亡國工作を決意し、不日駐華有吉大使及駐滿南大使に訓令し、華北問題は已に解決したることを聲明し、而して中日「滿」三國不侵犯協定（察するに實際上は軍事同盟なり）の訂立を謀らんす、内容次の如し。

一、今次の華北問題は決して中日兩國從來の親善關係を阻害せず、若し中國政府が將來各項事項の進行に對し華北問題解決の際表示したる誠意あらば即ち日本は中日「滿」三國不侵犯協定問題を検討すべし。

二、但し兩國關係の確立は全中國の排日反「滿」運動の徹底的根絶を以て中日「滿」三國侵犯協定の絶對的先決條件とす。

三、日「滿」兩國の華北各省の全般的經濟援助、交通郵政の連絡、農業礦業の合併及文化開發の具體方針に對する考慮は凡て日本側に於て準備中なり。

四、日本は全中國各地の親善工作に對し既定方針に基き經濟提携、文化提携を根柢として進行す。

二 獨立統一と領土完整のソウェート中國を爭取し日本強盜と蔣介石の亡國計畫を粉碎す

中央紅軍主力の數千里に亘る遠征は已に成功した。蔣介石が如何に「剿匪」の勝利を造謠宣傳し、何十萬の大軍を動員して「追剿」し紅軍を殲滅せんとしても其の結果は完全な慘敗してしまつた。

鐵の紅軍の勇敢なる血戰は西南數省に遍ねくソウェート革命の種子を散布し、苗族等弱小民族苦難の革命運動

し、蔣介石、閻錫山は彼等と同浦、隴海等の鐵路及西北開發發し稱し帝國主義進攻の道路を建設せしめんとして居るが然し之は又ソウェート紅軍の鐵壁に衝突するものである。

日本の飛行機は已に陝北榆林に到り紅軍の狀況を偵察し日本強盜が直接出兵して華北を占領し而して紅軍を攻撃する危險は眼前に迫り、又現在冀（河北省）晉（山西省）魯（山東省）察（察哈爾）綏（綏遠）五省の國民黨軍隊は已に滿洲國の前例に倣ひ、日本に請ひて軍事顧問を教官を招聘した。察哈爾の顧問たる關東軍松井中佐は已に就任し、蔣介石は兵を請ひ借款して「剿兵」援助のため華北に察哈爾出賣の密約に調印したるのみならず、且つ日本に中日「滿」政治、經濟、軍事同盟（所謂「不侵犯條約」談判に應じ中國を賣盡し、之等の鎖練を用ひて全國民衆を絞殺し、又反ソ聯の戰爭中、日本の走卒に充當せんとして居る。而して蔣介石は尙且つ英美佛各帝國主義の中國分割共管のため派遣し來る財政專門家を歡迎し重慶訪問の佛國極東艦隊司令を招待した。現在の緊急形勢は紅軍の獨立統一と領土完整のソウェート中國完成の勝利ではなく、即ち日本強盜と蔣介石が全中國を第二の滿洲國となし、帝國主義がソ聯を進攻し、中國を分割する處の強盜大戰爭中に於て全中國の民衆を砲彈の煙と變ぜしめんとしつゝあるに對し勝利を確立するにある。人をして最も痛恨せしめたるは即ち蔣

を喚起し王家烈、侯之麟、薛岳等十數師の白軍を消滅せしめた。之れ即ちソウェート紅軍の革命戰史上新しき光榮の一頁である。之皆中國共產黨中央の新しき進攻戰略の正確なる運用と、又ソ聯國民黨區域に於ける何千何百萬の工農兵民衆の熱烈なる擁護に依り、ソウェート紅軍が向ふ處敵なく戰つて敗くることなき力量に因るものである。現在紅軍の主力は已に豫定目的地に到達し而して紅軍第四方面軍數十萬の雄師と成都の西北境に於て合流した。其他川鄂湘境、陝北、陝南、湘鄂贛、贛閩等の各ソ聯紅軍と游擊區域も亦猛烈なる勢を以て外部に向つて發展しつゝある。ソウェート革命は中國西部の數省に於て先づ成功を爭取し、而して全中國に於て成功せんとする最も優勝なる情勢を造成して居る。

華北及全中國が危急存亡の傳へらるゝ中に於て紅軍は只一部の先鋒隊を派遣して北上抗日せしめたのみならず、更に直接全國工農兵民衆を率ひて華北、内蒙と西部中國を保護し蘇聯を保護するため、神聖なる民族武裝自衛戰爭を進行して居る。日本強盜は滿洲、内蒙、晉、陝、甘より新疆に到る中國の土地に内蒙人民共和國及ソ聯を進攻せんための一條の包圍線を完成せんしたが、川陝、甘、晉方面に於ける紅軍の勝利と發展は彼の頭上に一撃を加へた。日、英、佛の各強盜は續々兩廣、雲南、貴州、西康及新疆に手を伸

賊介石が華北の危急中に於て一切の軍隊を日本の命に違ひて續々南方面に移駐を命じ、華北より撤退の手懸、關麟徵等の部隊を完全に川陝甘、鄂豫皖に移駐せしめ、北方抗日紅軍の前線十數師の陝甘軍の圍剿に充て而て陝北の幼年紅軍を進攻し、川康省地方の一切軍隊三十數師の蔣系軍隊は狂氣の如く紅軍主力に向つて進攻し、數十萬の蔣系軍隊は尙江西福建省地方の工農民衆を殺戮したことをである。又蔣賊は唯一の「建設」工作として紅軍を進攻し民衆を殺戮するための軍用公路と關堡（譯者註、見張所）の築造に全力を集中し、又蔣賊は六省の豪紳、地主、資産階級を動員して反動的な地方武力を強化して清鄉、保甲、「協剿」工農を勵行しつゝある。傀儡所譯「活佛」は「宗教を破壊する大敵抵禦」の口號を用ひて青海、西康等の弱小民族中の封建貴族（王公土司）を動員して其の勞苦群衆を愚弄し彼等をして蔣介石の匪軍と合作せしめつゝある。

南京政府は二億元の金融並關稅公債を發行し加増加稅して軍費に充て、資本家の勝手に給料を減じ工人を解雇し或は工場を閉鎖する等の方法を用ひて之等の負擔を工人の身上に轉卸して居る。蔣介石は水利經費を「剿共」軍費に流用し河川を修復せず、今年又復大水害を造成し、斯の如く農村經濟を破壊し千萬の多數農民を溺死せしめた。蔣介石ソファシストは「蘇字」「新生活」「軍事訓練」等の方法を用

ひて青年を束縛するのみならず、更に「中日親善」「反日取締」の如き亡國旗幟を掲げ毫も血洗の一切工農の闘争と反日運動を顧念せない。

之即ち日本強盜蔣介石の亡國計畫である。故に中國を解放する處のソウエート紅軍を擁護し亡國奴共々に餓死せんとする運命の中に一條の活路を開くため彼等は一切の反日反蔣の亡國奴と餓死することを欲せざる工人と全體民衆を號召し、海陸空軍と結束し一條の極めて強力なる革命的聯合戰線を作らねばならぬ。只我等の援助あり、我等の闘争あつてこそ、始めてソウエート紅軍は最後の勝利に到達し而して之等亡國の計畫を粉碎することが出来るのである。我等の具體的號召は……

- 一、罷工、罷車（譯者註、工場の各作業部分の停止）集會示威、紅軍の新勝利のための慶賀、紅軍援助のための一門の高射砲の如き募捐運動の擴大。
- 二、死を誓つて華北、察哈爾出賣の密約と中日「滿」同盟條約に反對し續々民族武裝自衛委員會青年義勇軍に加入し、而して各種反日的武裝の參戰的組織を成立せしめ民族武裝自衛委員會の一聲號召の下に直ちに前線に到り抗日する。
- 三、一切の反日反蔣の士兵と部隊は左記の三個條件を實行する。

(1) 即時ソ區進攻を停止する。

(2) 即時民衆の罷工、示威、言論、集會等の自由權を允許する。

(3) 即時民衆を武裝し抗日義勇軍を組織し、紅軍と反日反蔣の共同作戰協定を訂立して北上抗日し、死を誓つて軍隊を南西方面に移駐せしめて紅軍を進攻することに反對する。

四、日本及蔣介石の一切の軍用公路、鐵路、飛行場、兵營兵工廠、電報、電話及軍事交通運輸を破壊する。

五、海員闘争を援助し中外資本家の行ふ減給と工人離間の陰謀に反對し、國民黨各部及黃色工會の調停と工人を賣る秘密談判に反對し、減給に反對するため、又土兵と軍器を運搬して紅軍を進攻し、同胞を屠殺せんとするに反

對するための同盟罷工を組織する。

六、紡績、織物、製絲、煙草等各工場に於ける中外資本家の休業、操短、減給、開給及工人解雇に反對し斷乎罷工闘争の戰線を擴大し、一致團結して共產黨及勞工會の領導下に罷工闘争の勝利を爭取し、資本家の紅軍進攻のため工人の負擔を増加することを許さない。

七、青年工友、失業工友及革命學生を動員して災民、農民並に都市の貧民を領導し、救済及財產家の食糧分與を要求し減租抗租抗闘争を以て彼等を援助し武裝隊伍を組織して農村の游擊戰爭を發動し國民黨蔣介石の後方を攪亂する。特にソ區附近及弱小民族の區域中に入りて之を實行せよ。

八、蔣介石を銃殺し、藍衣社匪徒を撲殺する。(S.U.)

中國民族武裝自衛委員會の抗日反蔣運動

中國共產黨唯一の表現機關として組織したる中國民族武裝自衛委員會は昨年七月二十日「中國民族對日作戰基本綱領」を作成し更に同月二十七日附にて「對日作戰宣言」(何れも當時報告)を發表して策動したけれども、其の後有名

無實となつた次第は本報に屢報した如くであるが、最近華北問題は新生雜誌問題及大水害問題等の發生を契機として再び抗日反蔣運動を開始し、其の組織の回復を圖りつゝ、あり其の狀況は次の如くである。

一、八月九日附にて「我等は如何にして抗日すべきか」なる傳單を密發して「日本帝國主義は全中國併呑の計畫を進めつゝある一面に於て日支經濟提携、日支親善を提唱し大使を交換する等常套的藝當を爲しつゝある。中國民族よ、我等は如何にして抗日すべきか、中國唯一の活路は只抗日義軍と民族武裝自衛會に参加し日本と戦争するあるのみ云々」を宣傳煽動し、

二、更に又「中國民族對日戰爭宣言」(後掲)なるものを發出した。其の大意は日本帝國主義の中國侵略進攻に對し國民黨賣國賊は徹頭徹尾之に投降したとて反日反國民黨熱を煽り、而して「吾人は中國より日本帝國主義を驅逐する爲、民族武裝自衛の旗幟の下に民衆を武裝し中國民族の獨立と自由解放及領土保全の爲め一致團結して日本と戦ふのみ云々」を記述して居る。

中國民族對日戰爭宣言(抄譯)

兇惡なる日本帝國主義は我が東北、華北、山海關、熱河を奪ひ、更に察哈爾を占領し、今又天津、北平等を占領した。其上日本帝國主義は極めて兇猛に全中國に毒牙を振ひ東北四省と同様、各省都市にも日本租界を建設せんとして我が中國の六分の一は已に日本其他帝國主義の鐵蹄に蹂躪せ

すること、が中國人民の認むる最も正當唯一の方法である。今日國民黨が抗日救國を援助せん等と考へることは幼稚拙劣なる思想である。吾人が中國から日本帝國主義を驅逐するには民族武裝自衛の旗幟の下に民衆を武裝し、中國民族の獨立、自由の解放と領土保全の爲に戦ふのみである。

中國共產黨の秘密工作基本規則

中共中央に於ては先年來所謂白區に於ける重要黨員の被捕並に各組織の破壊或は黨員の裏切に依り、黨活動意の如くならず黨勢益々衰微せるに鑑み、黨員並に指導幹部の訓練特に反叛徒闘争に意を用ひ、一面黨員の秘密工作に關し屢々下級黨部に指示する處があつたが、依然叛徒を克服するに至らざるのみならず、國民黨の刺共工作に内通する者絶えず黨活動の秘密が保持されない狀況に在つて、其の活動は益々困難となるに至つた。従つて中共中央は現狀打開、黨勢挽回の爲め凡ゆる策を廻らしつゝあるが、之が具體的工作の進行は實際上不可能で過般の華北問題、新生雜誌問題及本年の大水災問題等に關し民衆の反日反國民黨運動の煽動等も何等積極的に民衆を獲得する能はず、單に「民族武裝自衛」「北上抗日」等のスローガンを宣傳する程度に止つてゐる。

斯る狀況なるを以て中共中央に於ては黨員の訓練、組織の強化、黨工作進行を積極化する爲、最近左掲譯文の如き「秘密工作基本規則」なるものゝ各級黨部、團部、工會等に密達した。

一、黨の工作は細心の注意を以て秘密工作の規則を遵守し黨の秘密路線と同様なる責任を以て執行し、秘密の保持に努めなくてはならない。即ち黨の組織を秘密にすることを以て己の生命とせなくてはならない。

二、黨の内情は秘密を嚴守し何人に對しても漏洩してはならない。友人、妻子、母親等を信じ之等の者に口外するに於ては黨は忽ち破壊の脅威を受ける。即ち彼等より發覺することを得て免れ難きが故である。

日本帝國主義を打倒せよ！
民族戰爭萬歲！ 中華民族解放萬歲！

中國民族武裝自衛委員會

籌備分會

(S・U)

勝手に黨の内情を口外することは假令工人階級の面前に雖も一種の犯罪行為である。全黨員が能く黨の秘密を保持するに於ては黨内に存在する敵の間諜彼等の破壊工作をして困難ならしむるを得る。

三、各黨員は黨の事情につき直接の仕事責任者以上に之を知るの要はない。黨の事情に就き、就中其の所在地、姓名、黨の各級機關の組織、成分並に黨の文件入手先、其の保管場所等を同志に聴くことは單なる好奇心に非ずして犯罪行為である。之等の状況を知らば夫れだけ破壊を受ける危険性を大ならしめ、破壊の原因は黨内間諜出現を誘致するこゝは言を俟たない。

好奇心による質問は却て自らを懷疑の境地に陥れ間諜を隠蔽するの結果を招来する。

四、黨の内情に關しては或る者に對しては之を洩し、或る者には洩すべからず云ふが如きものではない。其の何人たるを問はず個人的に信用ある場合と雖も斷じて口外してはならない。

——即ち黨に於て工作に従事する上に知る必要のある點に就ては話すことを得るも工作の必要程度以上は聴いてはならない。又話すべからざるものである。

各人は自己の支部並に參加の黨組織内に於て最も緊張を要する工作に就ては黨の規律を嚴守し、各黨の指令と中央

の決議は迅速適切に執行することを要する。

黨に集まつた未決の問題は其の討論の状況及各同志の本問題に對する立場等を外部に洩してはならない。

紀律の嚴格なる黨にして始めて秘密の積極行動をなし得るのである。

五、各黨員は各假名を用ひ工作中は假名を呼び、同志を呼び同志に自己の姓名及同志の姓名を告げてはならない。黨組織の破壊事件を發生し、各黨員の身上に及ばんとする時は假名を變更し更に其の支部同志の假名をも變更するを要する。

六、同志の住所を聞き、又は自己の住所を同志に洩してはならない。工作の關係上互に往來を要する同志も一定の限度を保ち（最大五戸を越ゆべからず）來往者は豫め一定の方法、友人關係並に相互に熟知し居る社會關係等を考慮して定めなくてはならない。來往者多きに過ぐれば複雑になり容易に隣室の者、密偵等の注意懷疑を誘致し易い。家屋は普通有り觸れたるもので、自己の表面上の職業に適合せるものたるを要する。且つ家主は他の里内に居住するものたること、最も必要且つ最善の方法は同家屋の者との絕對に來往せざることである。其他種々の行為は何れも他人の注意と懷疑を誘致するものと知れ。

七、各黨員は正確に時を守り、所屬の組織、授けられたる

任務を執行しなくてはならない。集合、會議等に遅刻し場所暗號等を忘れ又は正確に銘記せざることは何れも黨の工作及び之と共同工作する同志の安全を妨げるものである。

八、如何なる場合たるを不問、住所内に所在地の書付及筆記物を保存してはならない。又如何なる場合にても記憶し得るものを記録に留めてはならない。而も場所所保管場所及黨機關の所在地等は暗記して置かねばならない。客觀的に見て已むを得ないものは記載して置かねばならないが場所暗號等は必ず隱語を用ひ僅に自分に判じ得るを以て十分とせよ。但し可成暗記するに於ては如何なる隱語の必要もなく完全に隱蔽し得るこゝを俟たない。已むなく記載し置く場合は必ず少量の紙に記載し適當の場所に保存しなくてはならない。即ち若し手入に逢ふが如き場合は速に該文件を滅失し若くは之を吞み込む等の應急措置に備へ置かなくてはならない。斯くて自ら危急を救ひ同志の逮捕を免れしむるを得る。

九、各個人の住宅内には黨の文件、報告、書類等を保存してはならない。若し工作上の必要にむを得ざる場合は夜に至り、住居外の場所に巧に隠匿して置かねばならない。殊に自ら書いた文件及び其他同志の手寫したるものにして筆跡の容易に判明するが如き文件で、工作上必要なもの其他同志の手紙等は即時之を毀滅し、絕對に再び現はれざる

様にせなくてはならない。後に至り探偵等に查出され破片を綴ぎ合せられる等のことのない様注意を要する。

文件の起草又は謄寫の時は吸取紙を使用してはならない。吸取紙の文字より秘密を探知せらるゝことは極めて容易なる事實である。書き損ひの紙屑は完全に之を處置し不注意に抛棄してはならない。屑籠等に容れ其の紙片、謄寫原紙等が散亂して黨機關破壊の因をなしたることは屢々實例あり、斯くの如き輕率なる行為は實に黨を危害する處の犯罪行為と云はねばならない。

十、街上に於て同志に出會したる場合、特に必要のなき限り談話を交へ時候の挨拶をしてはならない。

若し或る集會、會議に出席し或は黨の事務所を訪問する等の場合は細心の注意を以て誰か後方より尾行し居らざるやを見なくてはならない。但し神經過敏にして慌て（例へば路上に於て後方を振り向く等）ることは周圍に注意行届かざるのみならず、却つて探偵より注目せられ秘密工作の何ものかを解せざるに同様の結果を招来する。

街路上に於ける行為、服裝、態度は普通一般人と異ることなきを要する。尾行の有無を知るに最もよき場所は廣場若くは行人の最も少ない路上で、尾行を徹くに最も適したる場所は雜踏の街上、市場等である。

十一、各黨員は入口と出口を兩方に存する茶館、料理店、

商店、出入道路の複雑なる街等を承知し置き、尾行せられたる時は之等の地點を利用して探偵の視線より逃れよ。
旅館は探偵の最も注意する目標であるから若し仕事の關係上旅行したる時は黨關係者の住宅若くは信用ある同情者の宅に宿泊するを可とする。若し已むを得ず旅館に止宿する時は絶対に同志を連れ込み高聲に談ずる等の行為があつてはならない。又黨の文件等は絶対に旅館に持込んではない。自らの起居行動を普通旅客と同様にし特殊の行動(例へば晝間は睡眠して夜間出勤し、又は密議を擬すが如き)により探偵の注意を惹くことがあつてはならない。

旅館のボーイの多くは探偵と關係があるからボーイに手紙を托し或はボーイに疑を生ぜしむる如き質問をする時は立處に秘密を暴露され監視を受け逮捕される危険がある。
十二、何れの土地たる——又何時たることを問はず一切の行為、服裝、言語は當時の社會一般の習慣に合するものでなくてはならぬ。これは秘密工作上の重大なる一原則である。此の原則を破るは自らを廣告するに等しき結果を招來する此の一例として或る同志が鄉村工作の巡視に派遣せられたる時、用便の際、紙を用ひて之を其儘放棄した。然るに當地の農民は何れも草の類を使用せり、遇々軍隊の通過するあり之を見て外來者あることを看破し遂に包圍せられ捜査

を受け本人と全縣委が逮捕せられた事がある。故に些事に亘りても嚴重なる注意を怠つてはならない。
十三、必要なに徒に同志の宅を訪ね又は街頭に於て會合した、めに自分に分配せられた工作を怠り、集合、會議を缺席するが如きことがあつてはならない。且つ毎回の集會其他組織上の聯絡は極力之を利用することに努めなくてはならない。
十四、群衆運動を行ふ時は舉行の二、三週間前住宅を精査しなくてはならない。若し身邊及其住所が皆て警察の注意を受け居り而も急の移轉に不便なる時は、暫時其の住所より離れ親戚或は信用ある友人の許に身を寄せ探偵の注意より逃れなくてはならない。此の際黨の機關に出入することには絶対に禁物である。群衆運動の直前に捕へらるゝが如きは平素之等の注意を怠つたと結果に於て同様である。
十五、會議を召集するに最も適當なる場所は居住所の多數ある家屋、若くは未知の者出入するも何等注意を惹くことなき家を最上とする。例へば小さき手仕事工場、醫院、仕立屋等の如きものである。毎回の會議に参加する時は常に慣れたる同一の出入口よりなし、以て檢問せられ若くは道を尋ねて隣人から注目せられること等なき様注意しなくてはならない。(S・U)

南京政府の檢閱振

北米紐育市發行ニューヨーク・タイムス紙の姉妹雜誌たるカーレント・ヒストリーの七月號はエドガー・スノー寄稿の標題記事掲げてある。

其の要旨は

- (一) 支那に於ては民權自由運動や言論自由は共產主義宣傳及進歩的自由思想を撲滅せむとする蔣介石の爲に一九二八年以來極端に弾壓された。
- (二) 現在の支那はファシスト新生活運動及儒教復興運動が中心になつて凡ての共和主義者自由論者は弾壓され、文藝美術演劇教育に至るまで、凡て國民黨の獨裁政策に反するものは同様に弾壓の憂目を見、之がために支那に於ける創作的精神は滅亡したかの如き感がある。
- (三) 併し此壓迫は種々の反政府運動を撲滅することは不可能で、新しき社會改革的な自由思想は次から次へと再生して居る。

尙筆者は英米の通信員として多年支那に在住した者で「極東の戦線」(Far Eastern Front)の著者もある。

支那の民權自由抑壓は一九二八年以來、絶對的彈壓までなつたが之は共產黨宣傳のみならず凡ゆる自由及進歩的思想に對する總司令蔣介石の反動政策なのである。之はファシスト新生活運動と儒教復興の助けにより支那國民の思想をして南京統治者の意嚮に合致せしめんとする企に外ならない。思想取締の手先官吏は凡ての言論の公表を抑壓し各新聞檢閲部の全權を握るのみならず、彼等は凡ての發行機關の自由を束縛し得るのである。新舊の演劇に於て映

畫に於て文學、美術、教育に迄此權利は及んで居る。落語

家迄が其の使用する言葉を選択せねばならない。何となれば彼等の話しは數百年前の出來事は云ひ乍ら今日の不統一又は壓迫に對して諷刺的、象徴的な意味を含んで居ることが多いからである。
第一に近頃の檢閲に就て見れば凡ての日々の新聞記事、夕刊又は或一種の短篇記事及通信社の記事の寫しから廣告に至る迄、一かためとして又は一部分を檢閲官に提出せなければならぬ事になつて居る。出版物取締の首腦は國民黨中央宣傳委員會圖書雜誌審查委員會である。同會は南京政

府の統治下にある各市の検閲官を指揮し、又同會は外國通信員の報道をも縦横に削除し得る検閲官をも有して居るのである。其規定は國民黨に對し不利益と思はれる記事又は支那に對して外交上惡影響を及ぼす記事の凡ての發表は其記事の確否に拘らず禁止する權利を與へて居る。

藍衣社に附屬して居る中央部からの手先の外にファウシストの秘密機關が共產主義を彈壓し蔣介石の主張を宣傳する爲に組織されて居るが、同機關は地方の各部を代表する官吏を以て滿されて居る。日本も天津に於けると同様上海に於ても此檢閲に參與して居るのである。實際にこの檢閲機關でも凡ての記事を禁止削除が出来ないのである。

一九三四年中北支に於ける諸刊行物の發行停止又は禁止の数は百十に上り南支でも随分多かつた。其内でも最も著名なる違反は左翼の傾向を示す記事、論說其の他の事項であつて其中には種々の立憲民主主義及共產主義の主張が含まれて居た。それから他の違反は政府當局者に對しての所謂「不満足」なる報道又日支條約に關するもの、國民黨に關するもの、麻藥官營に關するもの、藍衣社の行動に關するもの、ロシアの五ヶ年計畫の成功に關するもの、及其の他新生活運動、儒教主義、又は風俗紊亂の惧あるもの、皮肉なもの、諷刺的な書方をして居るもの等である。

併し事實に於ては諷刺や皮肉が、壓迫させられたる支那

新聞の唯一つの武器となつた。諷刺的皮肉的な筆法程よく巧妙に其間の事情を表現し得るものはない。何故かと言へば昔より支那人の慣例としてよくこの微妙な假託的な方法で意志を表現したから、縦に書かれた漢字の中には毒舌が混えられ心ある人は之を見通すことが出来ても、半可通の檢閲官は之を看過することが多いのである。

官界の人事や日常の出来事に對する平穩な論評以外は大抵の記事が檢閲官の忌諱に觸れるのであるが、尙諸所に於ける暗示によつて讀者に其束縛されたる地位を知らせ様と企てる主筆があることを見出すのである。上海のタワンパオ紙に書かれて居た最近の社説の諷刺等が其例である。之れは或地方の映畫俳優の自殺に關しての記事であつたが、此論評は只間接に冒險して居るに違ひないのだ。當局は新聞がこの女優の離婚訴訟を暴露し、その夫が彼女を不品行に至つたのだと新聞を攻撃したが、同主筆は新聞にそんな人を殺すやうな力があることを否認し次の如く論斷した。

「一部では新聞が人を殺す力があると言ふ説もあるが、若しそれが眞實ならば新聞に新聞の力と言ふものが未だ残存して居る言へるが、併し吾人が今日の新聞の實際を見るならば、果してそう言ふ力が新聞にあるだらうか、若し或者が不平を起したから言つて其批判を行へば、

それは直ちに或一部の嫌疑を誘出し、若し公知の事實を故意ならずも批判すれば其結果は輕い時で懲役となり、重い時には死刑となるのである。こんな事は日常の茶飯事で自分の身を安全に保持しやうとする賢明な記者達は其意見を發表することを恐れて居るのである。斯くして新聞は永い間其の力を喪失して居るのである。」

支那の檢閲で最も悪い點は混沌として統一のない事である。檢閲官は丁度政府の阿片禁止令によつて軍部の阿片專賣が束縛されて居ない様に何等の制限を受けないのである。威嚇されて驚愕した新聞紙は政府の復讐を恐れるが爲に新聞の權利等を主張するものは誰も居ない。只平身低頭して憐を乞ふのみである。國民黨に對して二十以上の有力な新聞社や通信社が協力して去十二月申出た請願は檢閲の撤廢を要請した譯ではなく只左の事項を申出たに過ぎない。

第一、檢閲は黨より發布された新聞規則に従つて貰ひたい。

第二、新聞記者を法律に據らずして罰しないこと。

第三、停止された新聞の中で政府を攻撃したのでないものは再發行を許すこと。

第四、拘禁中の記者に適法の取調をなすこと。

外人記者は土人の記者よりも處罰を受けることが尠ない

が、彼等にも相當の困難がある。其中の重なるものは檢閲が其發行人に何等の通知なく其通信を削除することである。最近此事に就て北京通信員連が蔣介石夫人に面會して一寸蔣介石が握手の後居なくなつた際に「其事情を話した處夫人は通信員の話聞いて大に驚き『眞個に檢閲がありまつか』と尋ねそうして諸君は何時それが檢閲せられるかも知らないと言ふのですか？ 御國の本社では譯の分らない通信に多大の費用を費す怒りますか？ ミ訊ねて夫人は自分で之を矯正すると言つたが果して其約束を守つた。それで今では北京通信員は通信が當局に届けられてから三週乃至六週間目にそれが檢閲されたと言ふことの報知を間違ひなく受けて居る。新聞の彈壓は當然他の出版界にも書籍類の焼却になつて現はれた。一九三四年中には諸所の主要なる都市で學門の大篝火になつて數千冊の書籍が焼拂はれた。勿論その中にはマルクス主義、共產主義、社會主義の翻譯書で以前の清掃に残つた物も、歴史や經濟に關した著書で藍衣社の指導者に好ましく思はれない數多の物が含まれて居た。

昨年は支那現今の著作の優秀なるもの百四十九種が國民黨に依つて焼かれたが、其内西洋の著者の中でジョン・ドス・パンス、シオドア・ドライサー、ストリンヘルグ、バートランド・ラッセル、マキシム・ゴルキー、アプトン・シ

ンクレアー、メーテルリンク、ロマン・ローラン、の翻譯等まで禁止されて居る。禁止以上に悪い方法は或書の數ページを削除したり又故意に著書の内容を無暗に變改したことである。

或る十九世紀の小説でさへ隠かてないとして排斥されて居るが、此種かてないとして擧げられて居る小説のブラツク・リストはヒトラーの夫れに能く類似して居る。

其後漸次一年中の其數は増加して一九三五年の一月には檢閱官は英文の或種の著書までも禁止し始めた。そして其の著者の内にはロドニー・ギルバート、アンヅレ・マルロー、ス・アグネス・スメドレー、グイクター・ヤコソフ等が擧げられて居る。二月には又禁止の數が増加して凡ての外國語で書かれた共產主義、社會主義の著書にまで及んだと言ふことである。併し一方では日本語で書かれた物（其中では特に支那人を侮辱したものもあるに拘らず）及フアシズムを賞讃した物も此禁壓から除外されて居る。特に注意に値するのはヒットラー・ミッソリニの言行録が數千冊も政府の命令によつて刊行され支那官吏の間に頒布されて尊敬を拂はれて居ることである。

映畫又は支那戲劇も此特別の監視の中に置かれて最早支那人の俳優も歴史的な劇を通じて政界の傾向なき諷刺すること等は出来ない。同様に現代劇も一應檢閱官の認可を

得なければならぬが之等の檢閱官は其何物たるかを理解せないのが普通である。演劇も美術、文學に於けるが如く労働者の境遇や農民の状態を社會正義の上から批判する様なことは許されない。同様の理由の下に經濟状態の不合理などに關しての眞剣の研究物等も許可されないのである。

如何なるものが國民黨にまつて危險思想と思はれるかは最近に於て上海で作製された映畫の取扱振りを見れば良く判る。映畫の内容は求職難中にある大學出身者のストーリーであつた。又他の一つは一人の青年が飢餓の爲めに盜人になる云ふ筋の物で、是等の事件は凡て現代の事實から採られた物であるが、之等は社會の安寧を亂すものとして禁止された。同様な理由で「L'HQ」言ふ映畫で「L'Esprit」の書いた政治的に關係のない田園生活の話で随分以前に書かれ今では古典とも言ふべきものが禁止された。此様な種類の製作を減する爲めに上海に於ける數多の映畫會社は藍衣社の爲めに恐喝されて居るのであつて、其の一例として「YI HWA 映畫製作所」の如きは恐喝が實際化して遂に其の建物全部破壊された。書籍商も屢々不穩な物を賣つて居ると思はれた時には破壊されて數百の書籍商は其の商賣を失ひ、昔は最も盛大であつた支那の出版界も今では不景氣のどん底に沈淪して居る。著作物の運命は多くの著者、主筆、發行者及俳優、劇作家にも及ぶのである。

實際に於て數百の青年有識者が彼等の信念を此仕事に傾注した結果從來の手腕家の著作物は聲價を失つた。支那に於ける智識階級が不活潑の様に見ゆるのを不思議と思ひパール・バック（註米國の女にして支那の事を書いて有名になつた者）の言つた様に支那人に創作的精神がないと思ふ諸子に對して若し隱蔽されたる過去七年間の逮捕、拘留、誘拐、拷問、死刑の記録が見せられたしたら、支那の智識階級の不活潑なる眞の原因を見出すことが出来ること、思はれる。

併し此の隠されたる記録に之等の事實を求むる必要はない。又一九三一年に起つた上海の優秀なる五人の社會主義作家の慘殺を述ぶる必要もなく、又今は彈壓の運命に陥つた孫逸仙夫人の民權自由聯盟の書記であつた「Yong chen 博士」の殺害を悲しむ必要もない、只單に今日禁止になる新聞記事の報道の裏面を眺むれば充分である。違反者は單獨に又は團體として種々な手段を以て撈取され、時には暗殺されて殆んど適法に逮捕されることはない。

最近の例を引いて見れば、山東で一人の青年美術家が國民黨の旗が泥の中に在る繪を書いたと言ふ廣て陸軍士官の爲めに五年の閉牢獄に入れられ、之と對象すべきことには最近上海で數人の若き木版畫家連中が美術を生命の爲めに使つた云ふので逮捕された。去る一月には天津の獄屋で、

From Ilium 教授が餓死した事件があつた。同教授は警察の禁止を受けた或る雑誌の編輯發行人だつたのである。此年若いパン氏は逮捕され、拷問され數週間の不潔な獄屋に繋がれて遂に九日間食を與へられずして餓死したのである。是と同様な例が十數人の人々に依つて擧げ得られる事は言ふ迄もないが、只此の事件は自分が直接に知つて居る例である。

上海に於て二月中だけでも三十四人の文士、智識階級が藍衣社又は特務巡查に逮捕せられた。其中には今日支那に於て、傑出した劇作家「Hsien Hon」があり有名な小説家「Hwa Han」があり、優れた批評家「Linpei-tsu」や「Hsui-tsin」等が居る。之等の事件には單に常人のみならず、其妻子迄拘留された。弊官が「Chien Shing-tsen」の家宅を襲ふたが同人が逃げたので其の代りに、十二になる長男を始めて四人の男の子と十六になる父親の妻を拘留した。彼等は自分が此一小文を書いて居る今も人質として尙獄屋に呻吟して居るのであるが、チェンが自首して自分は共產主義者である云ふ普通一般の告白——拷問に依つて得らる、——がある迄許されないのである。

此外にまだよく世に知られて居る事件は上海で數種の刊行物を發行して居る「Sue Jia-de-tai」の最近の事件である其刊行物の中には支那で最も有力なるシン、ウェン、

バオ又シャ、バオ新聞等があるが、話によれば彼は立憲民主主義者の指導者としてファツシストに反対したためにファツシストの壓迫を受けたが、彼は上海租界地内に有るので安心と思つてファツシストに共鳴的な行動に出なかつた。所が或日彼れが不注意にも市外に自動車飛ばした時ファツシストの手先たる暗殺者の爲に跡をつけられ射殺された。彼の死後其子息が再び其事業を承継した時に彼れは國粹主義者を其の重役に加へることを強制された。之に少し先つてチェの新聞の天津通信員たる一人の青年が宣傳の代りに事實の報道を行つた所がチェと同様な方法によつて殺された。此思想取締は今や深く教育組織にまで侵入して充分なる報酬を受けて居る國民黨の密偵が、大學や中學の内部に派遣されて絶えず學生や教授に就いての定期報告をして居る。勿論教科書はずつと以前に國民黨によつて改訂され、數多の教授講師、生徒が放逐又は拘留されて、御し易い温順な連中と更迭された。併し之にも不拘、政府の政策に對しての不平反對が多く、年々逮捕検査は同じやうな調子で續いて居る。一九三四年の十一月から一九三五年の三月迄に北京と天津と二百三十名以上の政治的犯人が検査され、其内には學生、美術家、教育家、文士等が澤山ある。一九三四年中に於ての此種の検査は此二都市で總計八百名以上に昇つた「Tsing Hua」大學の哲學部々長「Peng」

サー暗債基金によつて後援されて居るチンフユア大學に於ても本年の始めに二十一人の學生が検査された。其中の數名は文士であるが彼等は校内の座談會の會員であるこの理由で捕へられたらしいが、併し此會は單に種々な問題を討論する爲めに組織されたものである。同様に北京大學や他の大學でも多くの學生が検査されたが是等の學生は年々取つて居るし、眞面目な男女であつて實は其著作や講演を以てあまり社會又は政治問題に對して切實な興味を示し過ぎたためである。併し是等の検査や投獄は他の學生に對して所期の恐慌を與へず、却て彼等の思想をして左翼へと追ひやる様に見える。之が特に目立つのは排日的行動の爲めに抑留せられた若い男女が其の放免後南京政府に對し反對的行爲に傾くことである。

自由學生團は學生は消解に依つて却つて勉強が出来ると言ふ理由の下に解散を命ぜられた、又教授連も國民黨の認可を得なければ團體を組織することは出来ないし、學生の會合も必らず國民黨員即ち今の藍衣社の臨検を受けなければならぬのである。講演も亦豫め教育検閱官の許可を得なければならぬのだが、それにも拘はらず秘密結社は絶えない。然し之は支那人が巧妙なのであつて教員學生の間にも職工、農夫の間にも續行されて居る。絶えざる新文明社會の再生は支那の現狀を傍觀する人をして支那に於ての新し

「Yung」博士がなしたソ聯邦に關しての演説が不満足だ云ふので検査された。又十五才乃至十八才に至る多數の中學生が検査されて獄舎に投ぜられた。第一中學の校長「Yung-Kuang」博士の如きは其生徒十一人と共に検査せられて有名な南京の政治的犯人の監獄に投ぜられた。こんな検査に就いては殆んど新聞紙上には報道がなく、大抵國民黨の憲兵が秘密に之を行ふのである。警官に對して個人的表彰方法が廣く設けられて居るので、之が自然職權濫用となる。例之亦化シンバ一人に付て四十弗又は五十弗の報酬が約束されて居るので、此金を貰ふ爲に證據の偽造が行はれて居るのである。無論罪人は殆んど公開の裁判を受けろものはない。只軍法會議か又は國民黨本部の取調べに依つて宣告を受け大抵の場合彼等は法律家や判事を見ることにはない。彼等ははた直接に國民黨本部に連行されて罪の宣告を受けるか若し其者が充分の金を持つて居たり或は有力者の背景ある者に對しては以後獨裁者に加擔して共產主義を打破する云ふ誓約に署名して放還されるのであるが、是等の内には死刑に處せられるものもある。支那全土を通じて凡ての監獄は永年政治的罪人て充滿して居て、或者は本部の特別の拘禁所に抑留されて居るのである。是等の逮捕や投獄は必らずしも彼等が共產主義者であるからだと言ふ理由のみによるものではない。例之米國ボク

き文明社會の發展を撲滅せんとする努力が遂に無用であると思惟せしむるものである。七年間の峻烈なる淨化運動も殆ど見るべき痕跡を革命思想の根本の上に留めず逮捕拷問拘禁又時には死刑と言ふ刑罰が、凡ての淡紫色から深刻なる赤色に至るまでの連中を脅かすのみならず、外観上萬事が彼等に叛けるに拘らず、再び新しく擡頭して新しき指導者が老いたる者に代り、微々たる中央細胞は解放されては又集り彼等の教典を再び地中より掘出し新しき策謀を廻らすのである。

此新生活運動に含まれるファツシストの文化及儒教復興は遂には此敵を抑壓することに成功するであらうとは其創造者の希望である。故に彼等は破壊的な急進主義を日本や他の外國の密偵組織の助けによつて攻撃するのみならず、其の筋の内意を受けた反動的な教化に多大の補助金を與へることによつて彈壓を加へるのである。到る處にファツシストの組織が起つてない所はなく、多くの場合に於て無代で共產主義排斥を唯一の目的とする新しい雜誌や新聞を配布したり又反ファツシストの首領に對して猛烈なる人身攻撃をやるのである。検査された左翼派や脅迫された自由主義者は腕力又は拷問を以て轉向せしめられて獨裁主義の屈ひ記者とされるのである。

併し是等の手段は凡ての點から見ても支那人に殆ど影響を

與へることは出来ず却てそれは智識的の反抗を促がした、又大衆をして少しも南京政府に接近せしめて居ないのである。其主要なる理由は支那に於てのファシストは重複且矛盾した國家主義と親日主義の役目をやらねばならぬからである。即之は階級の軌轢を防止し愛國思想の上に立ちて儒教の階級調和を主張すべき機關が日本軍部の要求を容れて反日ボーコットを防止せんことを餘儀なくされ、又其の要求を度外視しては國民黨も發展せんとするファシスト運動も存在を失ふからである。

支那に固有の是等明かなる擾亂的因子は支那のファシ

ズムの根柢を狭くし、ファシズムの範圍及び魅力を制限する。之を建設する爲の材料は政治的に經濟的に南京政府を拘束して居る日本の爲めに破壊されるのである。又感情的又教養的勢力は已に衰退し放棄されて此の運動に對して反響を與へぬのである。要するに支那人は餘りに老衰し餘りに冷笑的で、餘りに極端な現實主義的であつて、伊太利人や獨逸人の様な熱烈な國家觀念のある人間云ふことは不可能である。又彼等はそんな事を考ふるには餘りに飢えて居るのである。(Hyojo)

蒙古人民共和國首相の施政報告

蒙古の状況に關し同共和國首相は、第七回大ホウラル(會議)に於て次に掲げる様な報告演説をなした。其の要旨とする處は、日本帝國主義の壓迫は愈々切實化するに至りたるを以て今や吾人は之に抵抗する準備を怠るべからず、吾人は自由獲得に常に助力を寄さざるヲ聯邦との友交關係及協力により密にせざるべからず、而して大地に強く立つ爲には吾人は國家經濟の擴大強化を要す云々として、第六回大ホウラル(會議)以後に於ける國內情勢及各種政策の實施状況より、對ソ聯邦關係に及び蒙古の完全なる獨立國たらんことを目指して居る。本報告は一九三四年十二月二十四日付にして蒙古語の翻譯である。

一 緒 言

一、第六回大ホウラル開催後、既に五星期此の間東方より

押し寄せ來りし一切の政治的色彩を有する外的危機は遂に我國を危地に置くに至つた。

我が共和國の外部状態は既に下級ホウラル議長ドアンモン

依り報告せられた。

日本帝國主義の壓迫は愈々切實化するに至つたから今や我等は之に抗する準備を怠つてはならない。

最近の情報に之を求むれば、滿洲をとれる日本は此れに飽き足らず既に行動を起して察哈爾、内蒙古の一部等我國の東南境を侵さんとしつゝある。

此れ即ち日本軍が遂に我國東方境到達を意味するものでその侵略政策を着々と進められ吾人の自由を剝奪し、我國を滿洲及内蒙古同様その植民地化する目的を以て對蒙古人民共和國及蘇聯戰の準備をなしつゝある。

吾人は如何にして生命と自由を保護すべきや吾人は吾人の防禦力を強化しなくてはならない。

吾人は國內の不良分子を容赦なく一掃し吾人を滅さんため敵と通じ且吾人の自由と吾人の自由國に反抗する反革命分子をも掃蕩すべきである。

吾人は自由獲得の爲に常に助力を惜しまざる蘇聯との友交關係及協力をより密にせなくてはならない。

更に又大地に強く立つ爲には吾人の國家經濟をも擴大するを要する。

二 我國内生活の特質的事件に關する報告

國內政治状態に困難なる悪化を見たことは一再ではない此の結果暴動が起るに至つた。暴動は封建的反革命分子並

に高級喇嘛教徒此れを指導し、反共和國の自由を目標とした。

當時吾人は、第六回ホウラルに於て決定せられ一九三二年迄實施せられた政策にして、政府の國內に於ける地位を動搖せしめた政策を皆變更した。當時我國の特質に副はざる此の誤まれる政策を第六回大ホウラルは如何に忠實に實施したか第六回大ホウラルの決議及下級ホウラル並に政府の報告により決定せられたる國內關係のものは即ち次の如く記されて居る。

「吾人の革命は社會主義展開の途を邁進し、此れが進展は愈々第三階段に到着した」云々。

本決議は實に第六回大ホウラルの犯せる最大誤謬にして此れより發したる一切の誤策は遂に我國個人經濟團體主義、商業、宗教等に重大影響を與ふるに至つた。總べて之は我國が未だ社會主義の準備すら整はず只それへの道程中にあるに過ぎないからである。

一九三二年に至つて過去に於ける一切の誤策を検討し此れを放棄した。

我國は新様式の國家革命的反帝國主義的反封建主義的ブルジョア民主主義的共和國なりと認められ、その基礎を徐々に進展せしめ以て一路非資本主義的發展の道程を進る可しと決定された。此に對する回答として下級ホウラル臨時

第十七回會議は諸種の決議を送つて來て、特に我國の發展段階に適應する新政策で、遊牧大衆の人氣を得たものを提出した。又同會議に於て政府は暴動の根幹を絶滅し、有罪を認められる者には適當の處罰を加へ、以て直ちに國家を常道に戻す新政策並に我國を民衆經濟向上政策を採用した。

三 第六回大ホウラルの政治工作と其の效果

第六回大ホウラルの政策の諸效果は我國に大なる苦痛を與ふるに至つた。その當時迄、彼等は蒙古人民共和國は既に社會主義的建設を開始したとして團體經濟制度組織に着手したと解すると共に個人の發言權を制限し税金賦課に依る有產遊牧經濟清算をも併せて開始したものと解し、何等の準備も經驗もなく自己の權利を不當に評價して、時期の特種性を無視せる指導等は、蘇聯の株式に從ひて遊牧民を團體制度に導き團體經濟の諸團體及び諸社會の高級様式を採り入れて、此等の諸狀態を吾人の生活に機械的に移植した。遊牧大衆は彼等自身の經驗に信を置き得ずして個人經濟よりの團體的轉向を必要とし、彼等自身の經濟に考慮を拂はず此れが爲め將來は自己の家畜を賣却し或は賣却して自己の在庫品の増加等少しも考へず、團體より離れて之に對する必要な罰金を支拂つて迄、個人の營業を繼續し團體制度を排斥して居る。中産及有產階級はその出口を求め得ずして百ホウビイ以上の金を携帶することなく、財

産は全部此れを隠匿するを賢明とす云ふ觀念を持ち、其の家畜を賣却及賣却して居る。此れが結果遊牧大衆及吾人全國の生命の根源たる家畜の数は此のレヴァトスキイ政策の影響を受けて過去三ヶ年間に實に七千萬頭の減少を示すに至つた。諸君の知悉する如く吾國家畜数の斯の如き大減少の原因は背後にある誤れる政策に依つたのは勿論夫は團體主義の成熟を待たずして我國民經濟を破壊し終つた。此れが對策として團體經濟の必要を経験に依り知らしむるためには大衆の自由意志に之に適應する環境を必要とする。ブルジョア民主的封建的革命的空氣の中に存在を續け居る我國は、極めて多くの經濟的不利の地位にあつて、情勢は團體經濟を必要とせしめず必要としない。

集團労働のため一時的要件として遊牧民の有する家畜に對する共同權は之を除き、吾人は最も單純なる生産統制をなすを以て可とする。此れが理由はホウラル第十七回臨時會議の諸決議が無効となり、且當局が私有觀念彈壓政策を廢除せるに依る。

四 第六回大ホウラルの決定せる政策に基き先づ國內個人商業の清算を開始した。個人商業の清算繼續さる、以上、遊牧民への商品供給並に遊牧民よりの原料品購入は總べて政府及商業協力諸團體に一任せられた。兩者は對外貿易のみならず國內商業に對する獨占權を有

する。對外貿易（輸出）獨占は從來及現在も猶政府の掌中にあつて我國獨立の中央集權に對する最強力方法なるもので、國內商業に對する獨占權の設定並に個人營業の清算の必要を意味するものではない。

商業政策の效果は主なる獨占者たりし蒙古人民中央協會“Mongolian People's Central Co-Operations”の任務遂行不能となつて表はれ、同會の經費並に附屬諸機關に要せし諸費用は實に無價值にして莫大であつた。

我國の輸入計畫減少案は極めて不利であつて對外的家畜輸出増大案も亦豫想外であつた。商品の國內分布は充分満足に行はれず、遊牧民の手にせる商品は彼等の要求に應ぜずして商業は遂に商品のダンピングと化して「與へられた所を取れ」と言ふ標語を掲ぐるに至つた。其の結果我國は一九三一年に又特に一九三三年に商品の一大減少を續けて遊牧民の商品の缺乏は甚大となつた。此に於て西部及南部のアイマクス區は頗る困窮するに至り遊牧民は生活必需品すら手にせず、茶及タンザ“Dunza”即ち乾燥アルゴウに代ふるに草を以てせる地方は枚舉に遑あらず、一九三二年我國の貿易狀況は絶對に繼續し得ざるものであつた。此れ實に下級ホウラルが第十七回臨時會議を召集して舊商業政策に對し急激なる變化を提議したる所以で、蒙古人民中央協會の我國内商業獨占を解消し以て國內の個人商業の許

可を見るに至つた。

五 第六回大ホウラルの決定せる大謬誤政策に就て

交通方面に於ても商業方面と同様本政策の適用を見た。個人の交通機關發展を禁止し之に代ふるに主として動物に依る運搬交通機關を以てしたが、コルホズには適當にして健康なる交通用家畜を有せず、交通のため集團化されたる家畜は無益である。蒙古交通會社（Mongoltrans）は全國の交通權を獨占して居るか。吾人は國內交通機關に自動車を用ひ家畜を使用するものは此れを補助的の見做し、益々此れを制限せしむ可き意見を有して居た。此の見解を以て次の如くにして實行に移した。家畜を使用する交通機關を利用せんとする遊牧民には何人もその力を藉さず、總べての注意を自動車に集中せしめた。自動車交通は蒙古交通會社に集中されて居た。我國の家畜使用交通機關は實に舊式であるけれども、我國交通の根幹にして商品の國內運送を司り、自動車交通は事實補助的なる現狀である。此の點は從來理解されなかつた處で、交通政策の實施を見ず商品の國內輸送を正常化するに至らない。

六 カスタイ（Kashtai）貿易に就て

最初の政策は個人的カスタイ商業を無視して此れに援助を與へず、只共済カスタイ商業のみの獎勵にあつた。カスタイ共済會は一九三一年設立されたが、事實上眞の共済で

ない。長期に亘りて會員なり又アーテルス（團體）もなく事業はカスタイ諸團體に非ざる外部の勞働力を使用して、主としてウランバター諸工場に集中された。其他此等諸工場に中國人の勞働力を使用したもので、一九三二年迄は事實カスタイ共済を持たずしてカスタイ、プロムソヂユス（カスタイ勞働組合）に依り統制されて居た事業は國家勞働原則に基礎を置かず、彼等は一方個人的カスタイを壓迫し共済會への加入を許さず、住民の大部分は遊牧民にして爲政者の住民に對して採れる確信なき農民政策は失敗に歸しその効果は皆無にして何等の收穫を齎らなかつたことは論を俟たない。僅に麵粉の充分なる供給政策を實行するに止まつた。當時我國全經濟政策の根幹は遊牧民の畜産業にあるを忘却し、畜産業に代ふるに農産物「植苗運動」に全力を集中した。

農業は畜産業に次ぐ我國産業の補助的のもので、我國土の自乏條件より僅かに諸地方にて發展せらるゝに過ぎない。

上述は第六回大ホウラルより下級ホウラル第十七回臨時會議に至る間に、我國に於て實施されし經濟政策を最終的に研討せるものである。

七 宗教界及我國革命綱領の實行に於てなされたる諸重大誤謬に就て

即ち之れを大略せん。

我國の特種性を考へずして遊牧大衆の利益を無視して實施せる人民政府及諸機關は、一般大衆の信任を失ひて顧みられず重大なる不和を惹起するに至つた。遊牧民の不滿並に彼等の人民政府よりの離間は極めて重大なるもので、遊牧民は一九三二年に喇嘛の封建的及反動的な高級喇嘛の影響を受け、起るに武裝を以て遂に政府に鋒を向くるに至つた。蒙古人の外敵即ち先づ第一に滿洲並に内蒙古に侵入せる日本帝國主義に煽動且誘導されし、封建的高級喇嘛人は遊牧民の此の不滿を利用し、以て人民革命權力の崩潰を目的とする反革命暴動を起さしむるに至つた。

此の暴動にして成功せる場合は如何なる意義を有するや即ち我國を日本支配の封建的壓迫下に置くを意味し、植民地的彈壓の復歸並に獨立國家の失墜をも併せて招來する結果となるであらう。幸にして吾人は此の重大危機を事前に感知し蒙古人民革命赤軍及政府軍部の助力を得て、此の暴動を決定的に彈壓し、併せて新手段を以て遊牧民大衆の不滿を完全に一掃せしめたるに共に、國民經濟並に我國特種狀況に副ふて我國の發展を計るに至つた。

二 新道政策とその効果

九 一九三二年後吾人の到達せる第六回大ホウラルの採り

外國事情 中華民國

我國の憲法に依れば宗教は私的個人の問題にして宗教問題は政府の問題ではない。左翼主義者はレヴアトスキー政策實施期間中宗教を壓迫し人民の宗教感に嘲弄され、布教士を清算する手段を採つた様な事實は總べて此の誤謬を明示する。

喇嘛教の反革命布教士と戦ふに非らずして、宗教そのものを排撃するため結果は遊牧民の宗教感を害するに至つた此等は漸く一九三二年に至りて矯正された所があつた。右期間中、我國革命法の破壊行爲は一再ならず勃發した。法文は一片の紙片に化し去り憲法を顧る者はなかつた。人々は總て法的行爲を採らず、自己の意思と理解に従ひ此の理解は屢々法に反する結果を生んだ。中央機關の權威は地に失し此に一顧だに拂ふ者無く、地方當局の支配下に於てすらも嫌惡すべき事件の起るもの頻々として止る處を知らなかつた。

多數の檢舉は行はれ一般遊牧民すら眞の反革命分子と間違へられたことは一再ではない。彼等はその無教育なること無思慮なるに依り、無意識的に惡性憶測を宣傳して此れを國內に横溢せしめた。

此種遊牧民に對して採りし我國執行機關の處置は徒らに遊牧民間に大なる不滿を惹起せしめたるに過ぎない。

八 左翼時代に於ける政府の政治的工作如何？

し政策の政治的效果は即ち左の如くである。

人民經濟の衰退之れである。先づ第一は畜産業の衰微及軍事及反封建革命力の弱体化等で總べて之等の結果反革命暴動でふ不詳事件の惹起を見た。斯の如き困難なる狀況に直面して居たけれども當面の諸問題の検討並に實施せる誤策廢棄の目的より、蒙古人民革命黨中央委員會第三回臨時會議を下級ホウラル第十七回臨時會議と合流せしめて併せ開催した。

此の會議の主たる目的は獨り對暴動彈壓方法確定のみにあらずして、又實に暴動の根幹即ち遊牧民の不滿一掃にあつた。舊政策の全的誤謬を承認してよりモツブル中央委員會、第三回臨時會議並に第十七回臨時會議（下級ホウラル）に我國革命特種段階の現實性並に社會的諸關係に基礎を置く所の「新道」New course、を稱する政策を確立した。

此の新道政策は決して蒙古人の知らない完全に新しいものではない。左翼政策廢棄の代替として吾人の採用せる本新道政策は、モツブル第三回及第七回會議並に大ホウラル第一回目第五回會議の宣言せる政策の復歸に外ならない。吾人が本新道政策を採用せる當時、一部には本政策を見て狡猾なる舊政策の拒絶にして遊牧民心の緩和暴動彈壓の目的であるさなしやがて舊政策は復歸するといふ者がある。又或者は此れを以て一九二七年と一九二八年に亘り實

行された右翼政策であるとした。

此の種見解は兩者共破壊的なるが故に根本的に正鵠を失した。新道は狡猾なるトリックに非ず、又欺瞞政策にも非ずして唯一の正當なる且地方的状況に適應せる永久政策である。右翼對外政策はその根源を帝國主義政府より發生せるもので、又同對外政策は封建的諸關係の強化にあつて、その主たる目的を蒙古の資本主義的發展に置くものであるから、本新道政策を以て右翼となすは當を得たるものではない。新道政策は明かに右翼政策と趣を異にする。

吾人は本政策の基礎を今後の非資本主義的發展に置く。此點は實に又吾人の共通目的とするものである。

十 既に述べた如く、舊政策の誤謬はモツヅルを目的として既に社會主義發展の第三段階に到達せるものとなし、以て社會主義國家を建設せんとせし事實に主たる因がある。本見解は一九三二年に至つて修正され次第の如く決定された。即ち我國民主主義的且反封建主義的の革命はその發展段階に於ては未だ社會主義的國家に到達せざるもので、且我國は諸他資本主義的國家と質を異にせるブルジョア階級に主共和國であるが、新式人民革命共和國はその基礎を餘々に非資本主義的發展方面に轉向せしむ可しと云ふ。此等の意義は如何であるか。

即ち我國はその經濟生活を主として私有制度の上に樹立

當して貸付其他吾人の採り得る手段を以て物質的富に導くため努力して居る。吾人は彼等の各階級個人所得並に物質的福祉の増大に助力する。吾人にして有産階級の力に頼らんか非資本主義的發展路を失つて遂に資本主義的邪道に踏み入るを意味するに至るであらう。又吾人にして有産階級のみに頼らんか中産階級及無産階級大衆に影響するに至るであらう。

果して然らば新道政策と右翼政策間に何の相違があるか更に吾國には私有權の外に政府及團體所有權が存在して居る。私有制を擴大する傍ら吾人は全力を以て政府及團體所有を支持せなくてはならない。

斯くして非資本主義的擴張に強力なる根據を創造する遊牧民私有制を強化するに至るであらう。以上は總べて我國新政府の新政策に就き論じたるものである。一般に實施されて居る遊牧民課税政策は常に遊牧民の經濟狀態に束縛される。故に茲には此れが一方面のみを指摘するに止める。新道政策採用後吾人は遊牧民所有財産よりの課税徴収に可なりの減額並に輕減を行ひ以て後者を根本的に改善せしめた。

一九三二—一九三三年度課税記録に依れば遊牧民の課税特に有産者に對する賦課は極めて少額で、何等の痛痒をも感ぜず、一九三五年遊牧民經濟狀態の改善並に文化水準の

して居るから、未だ社會主義的ならずして僅かに社會主義的たらんとする準備時代にあるに過ぎない。故に目下非資本主義擴張への出發準備を總べての方面に於てして居るが、目下の處遊牧大衆は此れを以て正當なりとなすに過ぎないであらう。

我國對外政策は國家獨立強化をその根柢となし、決定的反帝國主義闘争資本主義國家を排して蘇聯の發揚並に對蘇聯外交密接關係を強化するにある。

對內政府は反封建革命の輝かしき連續を實施可能なるあらゆる手段を動員してなす我國經濟狀態及國民革命文化の向上等を基礎とする我國經濟生活の根柢は私有制度を基礎とする畜産業にあつて、未だ團體主義を採用し得ざるは既に前述せる處である。

故に我國經濟に鞏固なる根據を創造せんがためには何等の制限壓迫を加へざる私有制度を發達せしめなくてはならない。我國の私有權はその力極めて不同である。自己の勞働力を以て生存を維持する我國遊牧大衆の絶對多數は無産及中産階級であるが、吾人は又有産階級をも持つ可きである。吾人は我國經濟的且社會的諸關係に鑑み有産階級の擴張發展を許して此れに反對しない。是は云へ彼等の力を藉るこゝなく餘々に搾取分子の減少を期し、主なる目的たる無産及中産階級の私有權を確定し、彼等の需要、要求を充

向上を目的として、吾人は國家豫算増額の方法を發見せなくてはならない。

故に一九三三年度にありては以前の如く舊遊牧民税金賦課政策を採用するを要するも、各家畜に對する税金賦課に當りては各アイマク (aimag) (種族又は民族) の實情に適合せなくてはならない。

有産階級に對しては、その實情に適應して多少の増額を行ひ以て國庫豫算の強化を圖らなくてはならない。

十一 下級ボウラル第十七回臨時會議の決議に基き閣員は協和して、過去の誤謬政策放棄、獨立、國防、人民の一般經濟狀態及び國民文化を目的とする諸種の法律及實行方策を實施した。

新道政策並に第十七回臨時會議後に對する諸工作を大略して余は茲に「吾人は大なる收穫を持つ」と言ひ得る。以下余は我國建設的工作の若干の根本問題を記さう。

同期間中吾人は國民革命赤軍を強化し以て我が國防を強化した。我國の戰備並に政治的準備は今や過去のそれに比較して可成り高度となり、我軍は近代的技术を具備し將兵は此れを良くし、又政治的文化的プログラムは陸軍に於て實施され、これが結果兵士は各その本分を知り、吾人の政策を了解し戰爭の理由を了知する。我が陸軍は實に最上の學校で遊牧民はその本分を盡して居るのみならず又益

々文化的に又教育的に進歩して居る。
 毎年の募兵中文字を解する者僅かに一五%に過ぎざるも
 退營時に於ける其の率は九五%に上る。此は一例に過ぎざ
 るも以て右を證するに足る。

我が陸軍は學校化して軍事専門家を出すのみならず、
 各種社會的事業に對する國民勞働隊を生む。政府並に軍部
 の採つた手段の結果、既に軍事經濟を有する我國民赤軍は
 常に遊牧民の平和事業保護並に内憂外患に對する國家の保
 護を怠らない。斯く云へばさて吾人は既に軍備強化策を了
 したるものではない。吾人の對軍部援助は極めて微弱にし
 て各地方當局は政府の命令にも不拘、兵士の家族及家庭に
 對し不良なる待遇をなし、一般國民は未だ充分に國防問題
 に意を注がず、遊牧大衆に對する國防並に軍部強化問題の
 宣傳は廣く行はれず、青年の募兵に對する準備は未だ面白
 からざる現狀である。

吾人は此等の弱點を可及的速かに除去しなくてはならな
 い。

十二 新道政策を基調として吾人は既存人民革命政府對遊
 牧大衆間の條約を廢棄した。

此は誠に重大なる政治運動にして政府の權限は可成り擴
 張され對遊牧大衆との聯絡は愈々密になり、その工作は又
 改良された。この期間中政府は相當の時日を費消して政府

諸機關の改良に努め此等の諸機關對遊牧大衆間の密接な關
 係を計り、各種機關すら法文を遵守するに至つた。一部中
 央機關を不必要として此れを解體し、その機能を單純化し
 且改良するため殘部中央機關を改組した。地方行政諸機關
 の權利は既存地方裁判所の全機能に之れに移轉せしめ、以
 て之れを伸張せしめた。遊牧民の意思表示によりアイマク
 スの再計畫を實行した。

法律違反者に對しては政府は嚴重處罰を加へて居る。新
 法律に對しては地方當局に到達せる様方法を講じ、此れは
 嚴格に實行されて居る。當地同機關改良のため又革命綱領
 浸潤のため實施せる全工作の結果として、吾人は諸種の効
 果を持つたが、此の結果は主に若干のアイマク、ヤーマン
 の中央諸機關並に極めて少數のソモンに關聯して居るもの
 に過ぎないのは吾人の以て遺憾とする所である。

十三 行政方面にありては未だ多くの誤策があるのを認め
 る。即ち次の如くである。我國諸機關の大部分は効果がな
 い。彼使用人は高級であるがその規律は尙満足するに至ら
 ない。地方遊牧民とその管轄當局間の關係及大衆の需要に
 對する地方當局の迅速なる行動は未だ面白からず、事務遂
 行上の官僚化、深き研究の缺乏、封建主義等總べて之等の
 破壊的事實は尙ほ吾人の機關内に潜んで居て、必要なる段
 階への吾人の工作到達を妨害し、遊牧民に對する吾人の權

威を失墜せしめつゝある。政府の法律並に公式規定にして
 遊牧民に達せず行政官廳内に捨て、置かれた事實が屢々あ
 る假令彼等に達した場合に雖も、法律を正當に研究理解せ
 ざる當該責任官吏の怠慢の結果或は又裏面にて策動する吾
 人の敵の惡意を受けて、遊牧民は充分の説明を受けず又曲
 解せしめらるゝ事すらある。吾人の共通福利に不良に影響
 して居る缺點は猶多數ある。

此種缺點排除の緊急なるは既に吾人の知る處で、此れを
 放任せんか國家の權威は自ら地を拂つて吾人に對する遊牧
 民の信任は消失するに至るのみである。

十四 宗教問題並に喇嘛教問題に於ては吾人は第十七回
 下級ホウラル臨時會議根本法及諸規定を嚴守して居る。吾
 人は宗教問題に於ける諸々の繁雜事件を一掃し宗教信仰を
 以て個人的問題となして信仰者を壓迫せざるも、宗教の假
 面の下に反革命的行動並に法律違反を敢てするものに對し
 ては苛酷な取扱をする事なく、嚴重に臨んで居る。多くの寺
 院並に喇嘛高僧等にして、政府及教會を離間せしめんため
 法律に違反するものは極めて悪性で諸多の法律をも破壊す
 る。故に政府は代表を寺院に派遣して喇嘛教信者及寺院の
 法律遵守を監査せしめた。その官吏たる私人たるを問
 はす總べてモツゾル領域内に住居する者には此れを適用し
 た。此等代表の活動の效果は頗る見るべきものあるも此れ

を以て喇嘛高僧が人民革命勢力に降服して反權力闘争を放
 棄せりとなすは斷じて許されず、吾人の勢力強化反對遊牧
 民連携の強化を實現する爲に、喇嘛高僧は公然吾人に挑戰
 して居るのみならず、又封建階級の殘骸にして官僚封建者
 と通じて居るが故に、總べて新狀態に反對して公然吾人に
 鋒を向けるのである。彼等が新道政策に賛せざる所以は、
 明かに、遊牧民が政府に對し不満を有する事は最も好まし
 く且自己の利益のため遊牧民を感化し、以て彼等を政府
 より遠ざけて自己掌中のものせんと欲するからである。
 故に彼等は政府の新道政策を誹謗して本政策は一時的のも
 のであるとし、以て遊牧民の法律違反並に政府不信任を勸
 告して居る。茲に於て吾人は我が敵の策動を密に監視する
 と共に適當の期に此れに報復可く主として遊牧民の要求に
 意を拂ひ、以て喇嘛僧の感化より彼等を救出しなくてはな
 らない。寺院並に反動的な高級僧は封建主義の殘部要素なる
 事實に鑑み、吾人は反對封建主義的革命的諸目的に基き寺
 院及反對喇嘛教より來る法律違反者に對しては常に須らく
 嚴重處罰を怠つてはならない。

十五 我國に於ては喇嘛僧の社會的且經濟的地位は他國と
 その趣を異にし、寺院並にその附屬物の所有者たる少數喇
 嘛高僧あり、又身は遊牧民より出て、高僧の擯取下にある
 普通喇嘛僧の一團あり、吾人が遊牧民に許與しあると同様

の權利を普通喇嘛僧に與へざるは、彼等が生産的事業に従事せざるが故で、高僧と同様普通僧の選舉權をも剝奪するに共に軍隊參加權を與へない。吾人の普通僧に對する態度は高僧に對するそれとは自ら差異あり、普通僧の數は絶對多數にして封建分子たる反動高僧の壓迫と擯取下にある。

此等普通僧の高僧支配よりの解放並に人民革命政府への轉向は、封建主義清算に於ける極めて重大なる問題である故に政府は高僧の專横より普通僧を保護し有利なる條件を與へて有益勞働乃至國民文化への參加方を試み、あらゆる方法を以て彼等を援助し以て勉學の機會を與へ、課税額の減少其他適當なる者への選舉權許與等を行つて居る。吾人の新政策の積極的效果は既に表はれ、交通機關運轉士勞働企業者等に對する普通僧の協力を徐々に得つゝある。吾人の手にある諸報告に依れば各地に於て自己の自由意志に基き手習を開始せる普通喇嘛僧の數は五百を算へる。喇嘛僧及普通僧に對する吾人の政策は反封建革命の目的より持來れるもので、此れが實行にして成功せんか吾國獨立の強化に與つて力があるであらう。

十六 新道政策の結果、我國遊牧民の牧畜はその緒に就くに至つた。第十七回下級ホウラル臨時會議の指令に基き富裕者をも危む遊牧民個人の牧畜業擴張の妨害となつて居る諸法律を研討し、種々の計畫案を實行して畜類の數の増加

に努めた。吾人の畜類課税政策の實施に當つては貧者の課税を免除し、經濟的弱少牧畜者に對しては諸種の特權を許與した。家畜に對する充分なる機械並に水の供給等の如き有益なる手段を採りし遊牧民に對しても亦諸種の特權を許與した。生産的必要の場合銀行は遊牧個人に信用貸を行ひ、一九三四年に於ける此種貸付額は七十萬タグレク（蒙古銀弗）に上り、一九三一年の僅か十五萬タグレクと比較すれば格段の相違あることを知る。

政府の實行に移した諸政策の結果、一九三三年に於ける我國畜類總數は一九三二年度との比較に於て、三百五十萬頭の増加を示し、一九三三年度の増加は四百五十萬頭に昇る斯くの如き小數の増加を示した理由は本春を通じて多くのアイマスクに於ては惡性傳染病の結果、羊等の如き小畜類の大減少を見たる事實に依る。

畜産業に於ける新道政策の大要は即ち上述せる如くである。諸君も御承知の如く吾人は諸種の政策を實現せるも、未だ之れを以て誇るに足らず、小畜類の増加を見たとは云へ、一九三〇年度のそれと比較する時は距たることの遠きを憾む。

十七 遊牧民の畜産業は我國々富の根本にして又實に經濟制度の心臓である。吾人にして吾人の工作を畜産業の重要性の見地より考慮せんか、既にその効果を見るに至つたが

畜産業改良問題に對しては見らるべき施設極めて微々たるを認めざるを得ない。法の執行に當りては大いに誇る處あるも未だ完全ではない。吾人の對遊牧民畜産業援助は猶極めて微々たるものである。畜類間に蔓延する傳染病の如き眞の適例である。對傳染病豫防方法並に畜類の治療は重大なる問題と化して居るが、吾人の獸醫部は極めて小規模にして專門家、材料、運輸機關を缺くため此れに善處し得ざる状態である。獸醫知識は遊牧民間に徐々に擴がりつつあるが、固有の獸醫學を研究するものなく、畜類に對するハツシャン（オアシス又は牧場）は實に少く牧場地も少數である。畜類に對する水の供給は特に冬期甚だしく不良なるは井戸の數不十分なるに依る。吾人の遊牧民畜類所有者に與へて居る金融的援助は大なりと言ふを得ず、政府は資金の缺乏に苦しんで居る。人々の噂は正當にして吾人の豫算は全く無意義である。吾人の新財源發見には畜類の標準向上に重大關心を有する遊牧民自身の此れに關する奉仕的協助を求むるを要する。對遊牧民畜類所有者への援助増加を吾人は眞剣に考慮するに共に、此の點に關する誤策を排除するを要する。此に於て我國畜産業は更に強力になり従て我國の經濟力も増加するに至るであらう。

十八 商業方面に於ては相當の改善がなされたのを見る。蘇聯の助力を得て我國の商業供給は充分となり、我對外貿

入計畫實施に多大の貢獻をなして居る。

國內全商業統制の一協會内への集中並に商工省の此種協會への合流等の意見を有する吾人は、政府通商協會の支配を蒙古銀行の掌中より奪回し、此れを商工省の管轄下に置く事とした。

二十 此の期間中蒙古人民中央協會は多少改善されたが、未だ多くの誤策を繰り出して居る。實際上の工作を爲し得る範圍を縮小する事に依り蒙古人民中央協會の工作標準の改善に努力して居るが、此れが効果は僅少であつた。蒙古人民中央協會の活動の極めて不良なるは此れを卒直に認めざるを得ない。統制の省みられざるは實に遺憾にして協會資金横領事件は頻々として生じ賣買方法を未だ學ばない。供給は依然不充分にして商賈の融通を知らず、對遊牧民への接見を如何にして實現すべきや、その術すら未だ悟らず、個人商業の發展につれ蒙古人民中央協會任務にも亦變更を見たが、未だ新情勢に副ふ統制の再建をせずして競争相手に對抗し得ず、熱練商業労働者階級の發展は徐々なるが故に全計畫案は此れがため不利である。

蒙古人民中央協會は亞細亞の世界的組織にして我國經濟擴張に大なる重要性を有する。現狀は満足なるものに非ざるも蒙古人民中央協會は依然商業的統制をリードして居て、吾人は凡ゆる方法を講じて以て此れを助長しなくて

はならない。吾人は吾人の全努力を結合し、以て我國の協調商業を鞏固に統制し、遊牧民の協力に援助を得るを要する。我國全國內商業の改良は依つて以て此れに存する。

二十一 此の期間中に於ける産業方面の主たる收穫はウラシーハクイ(ウルガ)に於ける産業合同並にハットーヒルに於ける蒸汽洗羊毛機産業の蘇聯の助力を得たる建設活動及開拓である。此種の産業は特に産業合同は我國産業の根幹で我國内の原料蒐集、熱練工階級の養成並に經濟的狀態を鞏固たらしむる任務を帯びて居る。此期間中カスタイ共済の工作改良としてはカスタイ共済同盟が既に協調會に合流せる事實を挙げた。工場内に於けるアテルス員たる蒙古人の數は増加せるも、カスタイ産業協會の活動は依然満足すべきものなく、我國民間カスタイ諸團體の現狀も亦實に貧弱である。

政府は此等カスタイ諸團體への根本的救助を訓令し個人的カスタイに對する諸種の制限を撤廢せるも未だ足れりせず、商工省は近く此の問題を眞剣に考へ國家的商業並に個人的労働を擴張せしむる方策を審議しなくてはならない。我國經濟的建設工作の他部門に關しては此れが詳細は適當なる報告書を作製して提出するであらう。

二十二 第十七回臨時會議下級ホウラル會議後政府は更に國民文化發展問題に關心を拂つた。茲に特筆すべきは新政

策採用前、吾人は國民文化問題に對して僅かに注意を拂ふに止まつた事此れである。吾人は教育問題を又公衆衛生問題を更に新聞問題を論じたが、總べて此等は全國民文化問題の一部を形成するに過ぎず、實に大衆の教育問題は各種文化への分岐點にして、必ずしも全文化に代替する可きものに非ず、國民文化を全的に取扱つたのは極めて最近で、國民文化開發の主たる目的は愛國のため國家獨立強化のため且は産業力擴大のため國民文化を轉じて武器となし、以て封建主義の殘骸遊牧民の封建思想の清算闘争に此れを使用するにある。我國々民文化は主として革命的たる可く、資本主義諸國の又は滿洲又は中國人或は西藏人のそれと斷じて同一であつてはならない。此は毫も他國の文化を我國に移植するを意味するものではない。我文化向上の過程に於ては吾人は他國より革命的性質の文化を輸入し、我國の要求に合致し我國反封建革命の目的に一致する科學的技術的知識を輸入するのみである。故に上掲吾人の目的に従つて我國文化の向上を計るに當りては、吾人は遊牧民の心底に且は吾人の工作並に經濟方策の中に此れを徹底せしめ、以て文化を政府の政治目的の水準迄引上げ、教育の普及、醫學、美術、文學等の進展を期せなくてはならぬ。

我國の經濟的且文化的背景。吾人は經濟の進歩に大なる注意を拂ふと同時に文化問題にも適當の策を採らうと思

ふ。經濟を促進せんがためには吾人は文化を凡ゆる方面に傳へ遂に我國獨立政府を強化せしむる有力なる武器たらしむるに至る迄、國民生活及活動に働き掛けなくてはならない。これに留まらず遊牧諸國の好感を利用し、且學校及醫藥の費用を負担し以て人民の財產動員計畫を眞摯に實施する要があるとは云へ、此の場合、吾人は人民の善意を利用し強制的手段を採用してはならない。

二十三 國民教育及公衆衛生部門に於ては、以前は活動の根據を、實に非ずして量に於て我國の現實可能性とその力に考慮を拂はなかつたが故に、その効果たるや極めて貧弱であつた。第十七回臨時下級ホウラル後、學校及病院の數を減少せしめ此れが殘部を以て成績を挙げようとした。此の結果は實に良好にして殘部諸學校の成績は極めて満足である。

科學的藥品は愈々遊牧民間に普及し政府立諸病院に續々來りて治療を受けるに至つた。喇嘛僧すらも我が病院の治療を受ける現狀である。一九三四年の如き前半期中に於て喇嘛僧にして我が病院の診療を受けた者は六千に達する。然れ共此の部門に於ても猶吾人は次の如き誤謬を認める。即ち教師の訓練不足對學校物資供給度の低下、熱練醫藥工の缺乏等である。我國の伸びんとする劇場、藝術は極めて良好なる結果を示した。莫斯科に於て開催された革命劇の

競演に於て吾人は名譽賞を獲得した。文學雜誌を發刊して、濃刺たる文學起稿者群を網羅した。國民文化發展プログラム、學校醫學の實現案、美術文學伸張計畫等の實施には、從來の豫算にては充分ならず、故に吾人は一九三五年度豫算には國民文化伸張費を増額しなくてはならない。

二十四 國民労働者養成問題は極めて重大である。我國經濟的及文化的發達には多數の熟練工を必要とする。數に於て増加の傾向を辿りつゝ、あるも猶遅々たるものである。學園に於て將又特別養成所に於て實務の訓練をして居るが故に、我國熟練工及教師の數にして充分なつた時は、外人顧問の數を減少する。されど本部門に於ても猶幾多の誤謬が存して居る。此れが主たるものは吾人は本部門に對する明確なる對策を有せずして熟練工養成工作財源の僅少なより學校及病院は本問題に充分なる關心を持たず、故に本問題を組織化し得ざる事實である。熟練工間に於ける吾人の財源は果して何か？ 内閣は本問題を議題に上し熟練工、蒙古人技術者の類は現在登千五百であるのを知る。本情報に依れば我國労働者の絕對多數は遊牧民で、タイゼは僅に三〇%を占むるに過ぎない。全労働者中完全に無筆なるもの三〇%低教育を受けたる者一〇%特別教育を完了せるもの一九%である。此の數字は何を物語るか？ 即ち我國訓練労働者の中には無筆なるものゝ率極めて多く、低教育を受

封建革命に導き、弱さを排して我國獨立の強化し内争に代ふるに結合を以てした。果して然らば吾人の今後の主たる目的や如何？ 左に之れを述べよう。

新道政策の不斷の強化、我國政府の國家的獨立の強化、帝國主義的企圖への鞏固なる闘争更に蒙古人民共和國對蘇聯の友交確保等之れである。我國獨立問題は最も重要にして我國の承認は現在友邦蘇聯及トナ、ツツア（ウリアンハイ）より得たるに過ぎない。

蘇聯は吾人に大なる援助を送つて居て我國を獨立國家と認め、以て我國を諸他列強と同様に見るに共に絶大な誠意を表示して居る。然も他諸列強は我國を承認せずして無視し居るのみならず、或者は例之日本の如き我國の植民地化を試みつゝある。不獨獨立して他國の承認を得んには須らく強くななくてはならない。此れ資本主義時代に於ける吾國獨立の根柢にして、吾人は全力を傾注し以て學國一致を促進するであらう。強國たるに至れば皆舉つて我國を承認し眞の獨立國となり得るであらう。吾人は一路強化の道を通りつゝあるも猶今後爲すべきものが多々ある。此れがため吾人は我國目的の周圍に國民としての遊牧大衆を團結せしめ、高僧の囑絆より普通喇嘛僧を解放し、我國の發展を妨害してゐる内國の敵ミ決然戦を交へなくてはならない。又此れがため吾人は陸軍を強化して國防を改良し就中

けたもので熟練工たる素地を有するもの、數の不充分なるを示して居る。無學は普通労働者間のみに見らるゝ現象にあらずして、例之地方政府諸機關内にある熟練工にして無筆なるもの二〇%、下級職員一四%、農牧省内に二五%、經濟機關及企業内には實に四二%ある。

此の現象は一刻も容赦するこゝが出来ない。我國文化發展たる廣汎なる目的を持つ吾人は、政府被使用人の教育即ち讀書を即時實行に移すべきである。此等熟練工が明日も果して現職に止まるや否や實に不安にして辭職する者の交替ししての充分なる熟練工の供給にも頼り得ざる現狀である。同情報に依れば吾人は吾人の労働者にして一年以内に辭職する者の數が、その半數に達するを知る。斯くては何の益する所があらう。現狀にして此の儘推移せんか、吾人は斷じて労働者の素質向上を期し得ず、此種労働者の豫備問題は極めて重要にして又容易ではない。遮莫吾人は萬難を排して以て良好なる成績を挙げなくてはならない。

三 吾人の目的

二十五 上述は吾人の政策たるに共に又新道期間中の吾人の工作大要である。我國經濟制度の退嬰を防止せる吾人は此れを向上せしめ、政治的不和を解消せしめて代ふるに遊牧民大衆の人民革命力への信任、人民の力の結合及反帝反

萎縮せる我國經濟及文化を高度に發展せしむるは此れ實に我國獨立の分岐點である。

二十六 我國内部の敵ミは封建的喇嘛高僧並に此れが弟子たる反革命分子である。彼等は皆革命に反抗し人民の權力を抑壓して居る。外敵に備ふる我が國防並に獨立強化に當つては吾人は斷じて内部革命分子彈壓の手を緩める事なく、内敵の策動を監視し容赦なく之れを彈壓し決して彼等の公然の攻撃を待つてはならない。外敵帝國主義の走狗たる我國内反革命分子は我が革命史上に未だ付つて公然の攻撃を成せる事なきも、吾人は常に此れが報復手段を待ちたると共に、今後も之を有する。一九三二年ボド事件、一九三〇年ウラン、コム暴動、一九三二年西部アイマスク暴動事件等は吾人の對國內反革命分子闘争の最も重大なるものである。一九三二年の暴動は鎮壓され適策を施行されしに拘らず、反革命分子は起ちて猶も外敵の助力を受け只之れが指導下にありて我國獨立の破壊に邁進して居る。日本の走狗たりしルクムボ及その一黨の指導する反革命暴動がGV O（政府軍防衛隊）に依り摘發せられたる事實を以て此れを證し得る。彼等の目的は人民革命權力を崩潰し反動政府を樹立し以て蒙古遊牧民の壓迫者日本帝國主義の利益に供し、革命に依る我國の破壊、革命に依り得たる遊牧民の自由剝奪等にあつた。彼等は武裝暴動を計畫し日本帝國主

義の蒙古人民共和國攻撃を準備し、更に又日本の利益のため經濟的策動を続け、國家の機密たる極めて重要な材料を提供しモツブルの防備を薄弱たらしむる行動を採つた。

本暴動の加擔者は適當に處罰せらるる吾人は之を防止する事が出来ない。今や外敵が國境に接近して居る秋、國內反革命分子一掃を實施しなくてはならない現狀である。

二十七 我國産業力充實には次の諸任務を遂行しなくてはならない。

- (一) 何等の束縛を加へずして遊牧民の牧畜業擴張に集中し、無産及中産者類所有者の經濟的發展に助力し、遊牧民所有權に對する政府の信用を増加するに共に、獸醫院制度を擴張するを要する。ハツシヤンの建設、簡單なる新井戸の開鑿、飼草其他可能なる農作物の植苗等の手段に一層の注意を拂はねばならない。吾人は又經驗的ゴシヨズ(政府の經濟)を強化し熟練工労働に依り實際に牧畜を改良し得る程度まで之を誘導しなくてはならない。
- (二) 吾人は全力を以て遊牧大衆並に國家全般に貢獻して居る商業及運輸を擴大しなくてはならない。小規模の共濟會に生命を吹込む事に依り、又遊牧民の希望要求に副ふ商品をも更に供給する事に依り、或は又共濟資金償還を防止し關係なき分子を共濟會より驅逐し、共濟會の活動

牧民のより密接なる關係樹立遊牧民に對する國法並に細則の充分なる説明等實施。

(四) 國民労働者の實際訓練の組織化及等彼の優柔不斷防止。

(五) 各省アイマスク、ヤーマンス及ソモンスの命令嚴守我國行政の健全を期するための監視員制度の實施並に中央及地方機關との完全なる連絡。

二十九 國民文化向上に當りては吾人の主たる目的は次の如くである。

- (一) 封建イデオロギー殘存者に對する閉鎖強化、國家建設及經濟の全機關並に工作實施及生活に革命文化の鼓吹
- (二) 國民教育、保健、國民美術、文學及體育文化擴大への全力集中政府立學校及醫院制度の充實。
- (三) 國民讀書研究に對する遊牧民並に下級喇嘛僧の注意喚起。
- (四) 國庫豫算増加及國民の寄附金に依る國民文化事業費の増額。

上述は吾人の基礎的諸任務にして吾人の内部強化は實に此れが實行に依存するに共に、國家權力の強化及遊牧民福利の改良に依る所又大である。

三十 吾國の對蘇聯關係は愈々鞏固となり眞摯にして實に兄弟の如き友交上に立つ、蘇聯の政策は根本的に帝國主義

に遊牧民の注意を惹く事に依り、遊牧民共濟會制度に轉換期を招来しなくてはならない。

個人的商業の進歩並に就中、私的交通機關と共に國家的交通機關をも依然發達せしむべきである。

- (三) 新組織たるプロムコムビナト(産業中心機關)の圓滑なる活動を計り充分なる労働力原料を此れに供給しなくてはならない。協調活動の範圍を擴大せしめ遊牧民の必需品の製造増加に勉めてゐる蒙古カスタイの協力を得て、カスタイ産業協調工作にも轉換點を齎らさなくてはならない。吾人は如何なる手段を以てしても個人的國民カスタイルを發展せしめ、此れに税金の便宜を與へて貸付による助力を實行しなくてはならない。

二十八 行政及熟練工豫備問題に關する吾人の主たる目的は左の如くである。

- (一) 革命法の我國諸機關内に於ける遵守の實施並に國法違反者に對する嚴罰の實行。
- (二) 政府諸機關の改良規律の嚴守労働者の職分に對する責任感の保持、労働者素質の向上、我國諸機關及諸企業内にある無業労働者並に低學労働者に對する一九三五年一月一日より教育の實施。
- (三) 官僚主義マルガシニズム及遊牧民の要求に對する理由なき無視等に對する決定的闘争、地方政府諸機關對遊

諸家族のそれと異なる。帝國主義は何時如何なる所に於ても弱少國を侵略し、此れを植民地化しその労働大衆を壓迫するに反し、蘇聯の旗色は労働大衆の解放反植民地對帝國主義闘争を鮮明にしあると共に労働大衆生活改善方策に對する社會主義社會の例證を全世界に供し、搾取を排して各種國民の労働大衆の友交工作及協力に依る國家招来方策を示して居る。蘇聯内に於ては全力を以て吾人を支援する友人がある。此の支援こそ實に吾國家の獨立及遊牧民の自由樹立の可能性を吾人に與へて居るものである。

蘇聯は吾人に藉ずに經濟的文化的建設、通商、無電獸醫學、保健、商業的建設等の凡ゆる部門に亘りて眞摯なる支援を以てして居る。柔の壓下に屬してゐるモツブルの代表は、政府の命を奉じて最近蘇聯に赴き幾多の問題の交渉を行つた。我等の代表は蘇聯にて熱誠なる歓迎を受け、吾政府の諸訓令を充分達成し以てモツブル及遊牧民に速かなる福利を齎らし兩國に關係ある全問題に就き蘇政府と協定を締結した。締結せる諸協定は即ち左の如くである。

- (一) 蒙古の蘇聯通商の基礎並に此れが金本位に依る支拂方法に就き。
- (二) タグリク(蒙古貨幣)の暫定的商業的相場に就き。
- (三) 蒙古—蘇聯混成社會に就き。

右の協定に基き蘇聯は有利なる條件にてその商品を吾人

だらうと思はれる。

世界の軍部が目をつけるのは常にクロームではなく比律賓に多産する椰子なのである。椰子は兵器作製上重要な材料である。こいふのは其から爆弾製造に缺くべからざるリズリンが採れるのであるが比律賓程多量に椰子を産出する處は他にないのである。尚ほ其ればかりでなく椰子の殻の木灰は毒瓦斯避けマスクを作る上に必要な材料なのである。

然るに最近又々比律賓に油田が発見されたこの報道が人の注意を惹いてゐるが、中には日本は石油の殆んど全量を海外に抑いてゐるのであるから比律賓に石油が産出するとなれば何を置いても之が獲得に邁進するに相違ないを觀察してゐるものもある。

併し何んといふても尚ほ鐵が兵器界では最重要品であり予は馬尼刺で日本官憲に此の事を話したところ彼は「比律賓の鐵礦は極東で最良質のもので日本の鐵礦産業に缺くことの出来ないものだ」と言下に答へた程で、軍備を整備しやうと計畫してゐる亞細亞諸國は何れも比律賓の埋藏に着目してゐるに違ひない。其の上良質の鋼鐵を作るのに必要な滿俺をも産出するのであるから比律賓が世界の注目の的となるのも寧ろ當然なことである。

比律賓人が親善平和的である限り爾がするより外に途はない、併し若し同島が混沌状態に陥るやうな場合に於ては踏込んで實力を用ひることは文明國の義務である」と答へた。

若し米國が比島を抛棄して顧みないならば白人の運命は茲に窮まり、支那沿海を支配する日本は支那市場を獨占するに至らう。往年の獨逸宰相フオン・ビュローは「結局支那沿海の支配は比律賓を支配するか否かに懸つてゐる」と言つてゐるし又英人ミ蘭人は「吾々は米國が極東を出ることに多大の關心を有する、是は白人の貿易と面目に大關係のある問題である。征服地の抛棄は所有國の衰勢を示すものであつて、日本は躍進して全世界的に米國と通商を争ふ日が来るであらう」と觀察してゐる。

政治的結果 米國が比島から手を引くことになれば政治的結果として必らず白人に反對する運動が起つて来る。而して其の結果は日本が全亞細亞の市場を支配するに至るは必然である、在馬尼刺の米人記者は予に語つて「貴下は吾々が去つたら日本人が吾々に代るだらうかと言はるゝが勿論のことである。見られよ、日本人は現に多くの小賣商店

日本の脅威 比律賓が共和國に成つた曉、事態は一體何う展開するだらう。クローム、椰子、石油、鐵、滿俺の豊富なことを考へたら凡そ想像がつかう、こんなに軍需材料に充満する比島が永く獨立を續ける見込があらうか。

比律賓人の一致はかういふた。

「米國は自から好んで吾々を日本に頼らしめようとしてゐるのである。米國の諸會社の吾々に對する態度を見よ彼等は比律賓産出の椰子油、網貝類、葉卷煙草、砂糖の輸入を阻止しやうとしてゐる。此の態度は米國が吾々を見捨て吾々を裏切つたとの觀念を比律賓人に與へ、延いて日本に依頼する心を生ぜしめないでは置かないのである。」

今日已に比律賓人は日本の誘惑及び「亞細亞人の亞細亞」なるスローガンに幾分心を引かれてゐる傾がある。現在親日派の指導者は比律賓大學法學教授ビオ・デューラン(Bio Dulan)であつて日本新聞紙に掲げた彼の有名な論文中にかういふてゐる。

「比律賓人の選むべき正當の途は日本と提携して亞細亞人の亞細亞を維持するにある。」

白人の將來 在比島の日本人は確かに米國が同島に告別する日を待つてゐる。予が有力な一日本人に日本は商業的席巻策に出るだらうかと言問したところ彼は即座に「然るを支那人から取上げてしまつてゐる。のみならず彼等は綿業品貿易で英米商人に大打撃を與へて居り其の内には海運業をも征服するだらうと思はれる。尚ほ日本人は自分等の手で開島の麻の約三分の一を生産して麻商業を支配してゐる。」

これのみではなく、ダヴァオ市には一萬四千の日本人が居住して一見日本の一部分である。港もあれば、麻商業も盛んに行はれるし、店の看板なり、規則類なり活動寫真なり總てのものが日本文字であり日本文式である」と述べた。それで予が千三百萬の人口中に一萬四千ばかりの日本人がゐても何んでもないではないかといへば彼は答へて「人口の問題ではない、日本が比島人を支配するだらうとの問題である。一萬四千は僅かな員數のやうであるが日本は之を口實に何かミ干渉を試みるであらう。若し軍隊を送らないにしても、日本は比律賓を脅して利權を欲しはせずと思はれる。此の點からしてダヴァオは大なる關係があるのである。十年後には愈々獨立の共和國に成るのである、其の日の来る前に比島人は亞米利加に頼るか日本に頼るかを決定しなくてはならぬ」と語つた。

印度

印度新憲法の要點

一九三五、七、三一、ロンドン・タイムス

印度新憲法制定の目的を以て八ヶ年間研究を重ねたる大法案「印度統治法」は今回遂に上下兩院を通過し皇帝の裁可が與へられた。

本年一月廿五日發表された「印度統治法案」はロード・リンスゴを委員長として十八ヶ月間繼續せる兩院聯合委員會の勸告に僅少の變更を加へたものである。本案の討論に本期議會は六十一日を費したのであるが、各派の合意に依り豫定の日程で討論を進め討論終結の動議を用ひずして法案を可決したのは將來の爲め良き前例を作つたと言ふべきである。

右討論は過去六ヶ月に亘り其の間政府の自費的若は政府が承諾を與へて幾多の修正を爲し四百五十一條の原案は四百七十八條に増加され頁數は三三三頁が四三〇頁に増加した。而して其の修正中には随分重要なものもあるが一九三三年三月發表された白書が示せる地方自治、全印度聯邦制、保護條件は責任政府の三大原則は終始一貫論議されてこ

はない。

一 聯邦の範圍

法案が通過しても必要な準備があるので聯邦制は直ちに實施はされない。聯邦の構成分子であるところの王侯州が國內的主權を享有するのと同じく構成分子なる英領印度諸州は斯る獨立の權力を有してはならない。それで王侯州に對しては或る事項に關しては之を聯邦の範圍外に置く規定が設けられたのである。最初此の法案が發表されるや各王侯は豫期したよりも多分に聯邦制に服従しなくてはならないのを見て反對を唱へる者が多かつたのである。それで此の關係に於ても法案に重要な修正が施されたのである。そして王侯州關係調整の規定の運用を三ヶ年とし其の間議

保護。

- 一、住所を英國に有する印度に有するとの相違に依り英國臣民に差別待遇を爲すことを防止すること。
- 一、英本國より輸入する商品と緬甸より輸入する商品に對し印度に於て差別取扱を爲すことの防止。
- 一、王侯州の權利並に其の王侯の權利及び威嚴の保護。

二 立法

下院 (Federal Assembly) の英領印度議員は二百五十名任期五年で地方議會が此等議員を選定する。而して下院に於ける王侯州代表議員の定員は百二十五名とする。上院は "Council of State" と稱し英領印度議員一五六名、王侯州議員一〇四名とし三年毎に三分の一の改選を行ふ。

總督は必要の場合兩院の聯合會議を命ずることを得べく又自己の判斷に依り法案に同意を與へ若は同意を差控へ若は皇帝の意向を知る爲に之を留保することが出来る。國防外交、恩給、國債事務等に關する經費に就ては、總督は其の責任を果す上に自から必要とする經費を持つことが必要である。議會は此の經費に對しては投票する權限を有さない。而して此の經費は聯邦總經費の約八割に當る。總督は議會の閉會中法令を發布する權力を有し、尙ほ特別の事情の下に在つては議會開會中も雖も之に諮ることなく自

會が其の措置を監督することとなつたのである。又一面に於て王侯州の聯邦範圍外事項に關しては英國皇帝の此等王侯州に對する權利義務は從來の通り變更のないことが規定されてゐる。

王侯各自の署名ある承諾書に依つて其の王侯州の聯邦加盟を決定するのであつて、英國兩院が愈々聯邦制の實施を皇帝に上奏裁可を請ふには、加盟した王侯州の人口及び上院の王侯州代表議員の數が王侯州全體の人口數及び王侯州代表上院議員定員の半數以上に達した上でなくてはならぬのである。

總督は聯邦の全行政權を掌捌し又王侯州との關係に於て皇帝の代表者である。總督の下に十人以内にて組織する内閣會議があり、此の内閣會議は立法院に對して責任を負ひ總督が獨自の見解を判斷で職權を行使する場合を除くの外總督を補佐し建議を爲す。總督は顧問部を介して外交及び國防に關する所留留保部門を自から司る。其の他の部門に關しても特別の場合目的の爲には總督は内閣員の建議以外に行動することを得る。英國印度事務大臣の監督下に總督の負ふ特別責任中には左の事項を含む。

- 一、平和と安寧に對する脅威の防止。
- 一、聯邦政府の財政的安定及び信用の保護。
- 一、少數民族の保護並に公官吏及び其の家族の恩給權の

から法律 (Governor Generals Act) を制定する、これを得るが併し此の種の法律は印度事務大臣より英國議會に提出するを要する。

各自治州の機構は中央のそれと殆んど同一であつて、現在知事州は十州であるが、新憲法は編制を聯邦から除き、新たにシンド及びオリッサの二州を置いた結果自治州の数は十一州となるのである。

各知事は、財政的安定及び信用に關する事項を除くの外總督と同様特別の責任を負担し殊に安秩寧序の維持は地方的責任の重要なものである。州議會の支援に依頼する州の各大臣は州内の事に關して知事に建築する憲法上の權利を有し、知事は其の事が自己の特別責任と衝突せざる限り之を採用する義務がある。

三 州議會

上下兩院を有する州はベンゴール、ボムベ、マドラス、ユニナイテッド・プロヴィンセス、及びアッサムの六州である。而して上院を "Legislative Council" と稱し三年毎に議員の三分の一を改選する、各州の下院を "Legislative Assembly" と稱し任期を五年とす、議會の構成は廿五年以上も前にモレー・ミントンの改良案が採用されて以來變用されてきた種族別選舉權の主義に従はうとした爲に複雑

なものに成つてゐる。而して新法案の定むる割當は一九三二年に英國政府が定めたる種族別選舉權割當法に準據したのである。

選舉有權者は現在英領印度の人口の三分に過ぎないのを一割四分、成年の二割七分まで増加してゐるが是は選舉權に關するロシヤン委員會の報告に準據したのである。而して今回は元印度警察隊員にも元軍人同様に選舉權が與へられてゐる。併し最も重要な變更は男子有權者増加に比して女子有權者増加の割合を多くしたのみならず聯邦上院に於て六議席を女子に與へることにした点である。

四 保護

印度事務大臣が任命する印度官吏及び印度警察官吏に關する規定を改正するにも樞密院令を用ひず法律に依るべきことを規定し、王侯州臣民を聯邦官吏に採用の件、元印度在勤英國官吏及び其の家族の恩給支拂に關する件、民族的差別を禁ずる件、在住者よりも非在住者に高税を課する如き立法は豫め總督の承認を受くること等保護的規定が設けられてゐる。

五 裁判所

聯邦裁判所 (Federal Court) は聯邦法律に依る事件の

初審及び控訴審兩者の資格を併有し、又中央立法議會は英領印度の高等裁判所より上告する民事事件を審理する最高裁判所として動作するの機能を有する。尙ほ憲法に關する問題に關しては英國樞密院に上告することを得るのである。

印度事務大臣會議は廢止されるが同大臣は新たに三名以上六名以下の顧問を任命することができ、其の半数は十年以上英國官吏として印度に在勤し、退職より任命迄に二年以上を経過してゐないものに限る。

新法案は印度に關する殆んど全部の法令を取消して居るが、一九一九年の法律に記されたる英國の印度政策を明言

する有名な前文即ち「英帝國の一部としての英領印度に責任政府の漸進的實現を期すること」は明かに之を保存してゐる。

英國議會の印度に關する仕事は凡そ終りを告げたと思へば誤りである。新憲法に依つて兩院は印度との關係が一層密接になつたと謂ふべきで、從來樞密院令に依りたるものも將來は總て兩院の決議を経ることになつてゐる。尤も議會の閉會中緊急の場合には樞密院令は發することが出来るが開會と共に之を提出して承認を得なくてはならぬのである。

ソウェイト聯邦

左翼共產主義者に對する闘争

ソ聯邦共產黨機關誌ボリシエウイキの一九三五年六月十五日號はエヌ・ペレジンの標題論文を掲載して居るが、右論文は一九一八年ブレスト・リトフスク條約締結に際しての「小兒病的な左翼共產主義者」及「國社會主義建設否定のトロツキー派の反ソウェイト的態度に對する闘争に於いて、レーニン、スターリン黨が如何にソウェイト政權を救ひたるかの経緯を論じたものである。

蘇聯共產黨は今やスターリンの獨裁下に蘇聯に於ける一國社會主義建設の成功を誇りつゝも、向トロツキー、ジノウイエ

ソ派其他の反革命派に對する脅威と國争を一刻も怠り得ざる實情に鑑み、右論文は相當興味あるものと思料せられるので茲に採録した。

ブレスト講和條約締結問題に關聯し、一九一八年一月、吾黨内に「左翼」(小兒病的)共產主義の一派が發生した。この分派は間もなくグループやフラクションを結成し、分裂をもつて黨を脅し、分派の機關紙を發行する等々のことを行つた。

帝國主義獨逸の侵襲に依つて、若いソウエート共和國の存立そのものが死に瀕した革命の最も困難な時代にこの「左翼」共產主義者は黨に反對し、レーニンを首領とする中央委員會に反對した。講和條約締結後も彼等は黨反對の運動を續け、黨に對し中傷的、デマゴグ的非難を浴せかけ、エス・エルの左翼ばかりかメンシエウイーキまでを糾合して黨政策反對運動を行つた。彼等は講和條約締結問題に端を發する意見の對立に初まり、次いで殆んど一切の國內問題に關して黨の方針に反對し、ソウエート政權が樹立初期の何ヶ月間に克服しなければならなかつたことの困難を法外に助長した。

「ブレスト講和條約時代」程ボリシエウイーキ間の内部對立が激化したことは恐らく他にない。例へば當時フラクションを結成した左翼共產主義者は當時の人民委員會を罷免

し、フラクションに加盟してゐる左翼共產主義者をこれに替はせやうと眞面目に考へるに至つたほど内部抗争は激しかつた——スターリンはさう書いてゐる。

左翼共產主義者の黨反對運動がどれ程常規を逸してゐたかはエス・エルの左翼がレーニンを逮捕し、エス・エル左翼「左翼」共產主義者の聯立政府を樹立しやうといふ陰謀にブハリンやその他の「左翼」共產主義者を加盟させやうと試みたことに依つて知られる。

「左翼」共產主義者はブレスト講和問題に關して最大のアヴァンチュリズム(冒險主義)を發揮した。ブハリンやその他の不幸な「左翼」共產主義者は「獨逸は攻撃をなし得ず」と斷言した。獨逸の單獨講和締結に反對して騒ぎ立て、この最も有害な錯覺を撒き散らして、彼等はレーニンが指摘したやうに「獨逸帝國主義者を助け、獨逸革命の發展と成長を邪魔したのであつた」。

ブレスト講和條約の締結はレーニンの天才的な術策である。それは労働階級にソウエート政權樹立の可能性を軍備組織の可能性を與へる安息となつた。レーニンの術策はブレスト講和を破棄したヨーロッパに於ける革命の最初の波

の到來まで持越されたばかりではなかつた。聯合國の指令に依つて數ヶ月後に開始された内亂の波が、頭を擡げた國內の反革命に勝利を獲得せしめなかつたのもこの休息のお蔭である。

十月革命(ソウエート政權)が最初に發した布告の一つは講和に關する布告であつた。その布告中には「すべての交戦國民とその政府に對して公正な民主的な講和談判を直ちに開始する」ことが提議されてゐた。ブレスト・リトウスクで獨逸の休戦條約が締結されたのは十二月五日(十一月二十二日)であつた。一九一八年一月中旬ソウエート政府は獨逸との單獨講和條約に署名することとなつた。この時に至つて「聯合國」(フランス、英國)は講和談判に反對なことが全く明確になつた。その一方に於て、獨逸の外交はヒンデンブルグとリユデンドルフを首領とする軍人黨が勢力を占め、戰爭を繼續するか或は獨逸の占領地帯(波蘭、リトヴィア、クウルランド州)を獨逸に譲渡し、約三十億圓の償金を(表面捕虜收容費として)支拂ひ、聯合講和を締結するに云ふ最後の通牒をソウエート政府に突付けて來た。

それは苛酷な講和條件だつたこと勿論だが同意しなければならなかつたのである。帝國主義戰爭で疲弊し切つたロシアの軍隊は全く戰闘能力を有しなかつたし、戰線脫走者

相繼ぎ、崩潰の過程にあつたからである。そしてそれと同時に有産階級の狂的な反抗の結果勃發した内亂はその最高潮に達せず、ブルジョアは武力闘争と同時に怠業、阻害行為等々を組織的に行つた。そして一方ロシアを社會主義に改組するための重大な困難な組織問題を解決するには一定の時間が必要であつたのだ。

「これ等の情勢を綜合的に見ればロシアに於ける社會主義の成功には數ヶ月以上の一定の時間の経過が必然的に必要となる。この期間内に社會主義政府は先づ自國內のブルジョアに勝ち、廣大な根強い、大衆的な組織活動に馴れるための完全に解放された餘力を持たなければならぬ」——一九一八年一月二十日(七日)に書いた「單獨講和及び聯合講和急遽締結に關するテーゼ」中でレーニンは以上のやうに述べてゐる。そしてレーニンはこのテーゼの中で次のやうに強調してゐる。「一國で社會主義政府が勝利を獲た後は諸問題の決定は既に開始された、この社會主義革命の強化と發展にとつて最良の見地からのみなされねばならぬ」。

「ロシアに於ける社會主義革命の狀況は吾がソウエート政權の國際的任務決定を基本として行はれなければならぬ」。

一月二十一日(八日)ベテルグラードで中央委員會は茲

職員の協議會が開かれ、單獨講和と聯合講和急遽締結に關するレーニンのテーゼが審議された。そしてこの會議ではレーニンとレーニンを完全に支持したスターリンは少數派となり、「左翼」共產主義者の見解が優勢を占めた。

ブレスト・リトウスクに於ける二月十日の講和會議で、トロツキー（「左翼」共產主義者に屬しては居なかつたが本質的には彼等の見解に立つてゐた）は最後通牒後直ちに講和條約を締結すべしといふレーニン及びスターリンの直接の指令を受けたにも拘らず、講和條約に署名することを拒絶した。トロツキーのこの行爲はソウェート共和國に非常な災害を及ぼし、獨軍が攻撃に移つて、新しい地域と巨大な軍備を占領してからは講和を計り知れぬ困難なものにした。獨軍の最高統帥部は二月十六日休戰廢棄を宣言した。二月十八日獨軍はソウェート共和國に對して進軍を開始し、ジウインスクを占領した。同日午前の黨中央委員會會議で電報を以て講和談判再開を獨逸に申込もうといふレーニンの提案は六對七で否決され、漸く夕方の第二回會議で可決採行された。

二月二十二日獨逸は以前よりもつゝ面倒な要求を持つた新しい通牒を發して來た。（ウクライナ、エストニア、フィンランドから撤兵を要求した。それは事實上獨軍のこ

席上で「黨内に於ても黨外に於てもアジテーションの自由保留」を條件として、ソウェート及び黨の一切の責任ある地位を罷免するといふ辭表を提出したのみならず「左翼」共產主義者の掌中にあつた黨モスクワ地方局は二月二十四日中央委員會に不信任案を提出し、中央委員會の改選を要求し、且つ「獨逸講和條約實施に關聯した」黨及び黨中央委員會の決定に従ふことを拒絶した。

未曾有の組織破壊行爲を理論づけ、黨分裂の危機を生ぜしめながら「左翼」共產主義者はソウェート政權に對しモスクワ地方局の決議中で次の様な全く奇怪な敗北主義的結論を述べてゐる。「世界革命の利益のために吾々は今や全く形式に墮したソウェート政權の消滅を以て合目的と信ずる。この命題をレーニンは不思議な奇怪なものに批判した。

（「不思議な奇怪なもの」参照）然しながら「左翼」共產主義者の蒙はレーニンのこの演説に依つて啓かれなかつた。

ソウェート政權の消滅を以て「合目的」をなし、ソウェート政權の死滅を「喜ぶべし」とする本質的には反革命であるところのこの思想は、ソウェート政權が所謂「變質してしまつた」といふ誹謗は一九一八年の夏まで「左翼」共產主義者に依つて繰り返された。

「吾々は眞にプロレタリアの優れた政權として國際プロレタリア運動のために外國勢力の攻撃に依つて滅びるこ

の地方占領開始を意味するものであつた。

「左翼」共產主義者の革命的な言葉が生み出した動搖や政策を清算するために、レーニンは一九一八年二月二十三日の中央委員會會議で講和條約を批准しないならば餘儀なく政府委員たることを、黨中央委員たることを辭任するであらうと述べ、その結果、中央委員會は反對四、中立四、賛成七の多數を以て講和條約批准案を可決採用した。

「今や苦き眞理は何人も眼をおほふことを許さぬほど明かに恐ろしき正體を露した。ロシアのすべてのブルジョアは獨軍の到來を喜び歡迎してゐる。革命的戦争政略（軍隊なしの）ロシアのブルジョア勢力に油を注ぐのみだといふことが解らないのは言葉に陶醉した者や盲人だけであらう。ジウインスクでロシア將校は肩章をつけて歩いてゐる。レヂツでブルジョアは獨軍を喜んで歡迎してゐる。最も苦しいものではあつてもこの速かな講和締結に反對するものはソウェート政權を滅すものであるといふことを皆が知らなければならぬ。」——レーニンは二月二十三日に書いた。

二月二十三日の中央委員會でレーニンの提案——獨逸の提議に速かに同意を表する案が採決されるや「左翼」共產主義者のグループ（ブハーリン、ロモフ、ブーブノフ、ヤコウリョーワ、ビヤタコフ、スミルノフ）はこの會議の

を以て潔しとする。吾々は周圍の情勢に追隨し、共產主義の原則を拒否し、ソウェート政權を變質させ、外見のみを装ひ、全く非プロレタリア的内容をもつたプロレタリア・ソウェート「商會」を維持しやうとは考へるものでは斷じてない。——一九一八年六月發行コムニスト誌第四號はかう述べてゐる。

「左翼」共產主義者は最初ブレスト講和問題に就いて黨員の一部を自己の味方たらしめることに成功した。それはソウェート政權が樹立の最初の數ヶ月間國內の反革命に對して輝かしい勝利を博したことが原因である。革命の凱旋的行進が行はれたレーニンが云つたほどそれは見事であつた帝國主義獨逸に對する戦争は國內の反革命に對する闘争條件とが非常に相違することが解らず、労働階級の一部が成る期間、革命的戦争といふ革命的文句につられて走つたのはこの勝利が因をなしてゐたのであるが、之等の労働者連は直ちにその誤りを知り、黨機關内に於ける「左翼」共產主義者の勢力は間もなく失墜した。一九一八年の夏「左翼」共產主義者のフラクションは黨に粉碎され、大衆から分離してゐるインテリゲンチヤの一派が僅かにフラクションに止まるに過ぎなくなつた。第五回ソウェート大會に於てボルシェヴィーキーのフラクションは殆んど満場一致で中央委員會人民委員會の政策を稱讃した。

× × ×
 プレスト講和條約締結問題に關する「左翼」共產主義者の冒險主義的、犯罪にも等しい輕率な方針は、一國に於ける社會主義の勝利を不可能ならしめるトロツキー理論を分離すべからざる關係を持つてゐた。他の諸國に於てプロレタリア革命が遲滞する場合にもロシア一國內に於ける社會主義の勝利は可能であることを確信して、猶ほ十月革命を先行したのである。この確信は革命の準備に於ても遂行に於ても將た又轉換期の全般に於ても常に輝かしい指針となつた。一般に知られてゐるやうに、十月革命前の第四回黨大會で「左翼」共產主義、トロツキー派の一領袖プロレタリアデニススキーは「社會主義の建設を不可能とするトロツキー、テーゼを支持し、スターリンに反對した。第六回黨大會はプロレタリアデニススキーのトロツキー的修正を撤回した。ロシアに於ける社會主義建設可能の否定は同時に「左翼」共產主義の立場を意味する。

「ヨーロッパ革命への發展を中止するならばロシア革命はそれは依つて自ら死刑の宣言に署名することにならう。一國に於ける、それも文化の遅れた一國に於ける社會主義の實現は不可能である。」——コムニスト誌中の一綱領論文の一つは以上のやうに述べた。

「ヨーロッパ革命への發展」、世界革命のためにといふ、

産主義者の立場の新テーゼはこれである。小ブルジョアの冒險主義が困難に當面して絶望し、狼狽してゐる。それに要する軍隊も經濟力もない場合に於いて革命的戦争を冒險主義的に開始することは決して西歐革命の成熟を助成するものではない。それは極めて明である。却つてそれは資本主義諸國に於けるプロレタリアの革命運動に對して恐しく不利な條件を齎らし、プロレタリアがブルジョアに勝ち得るさいふ一切の信念を破壊し革命の勢力を弱め、ロシア・ブルジョアを全資本主義世界を強化したであらう。

ソウエート政權の滅亡を「合目的」にする奇怪な理論は「左翼」共產主義の當然な役割を表現してゐる。客觀的には「左翼」共產主義者は吾々獨逸を戦はしめ、ソウエート政權の敗北を謀つた帝國主義諸政府やロシア内部のブルジョア掌中の武器となつた。彼等は帝國主義的活動を助成した。反ソウエート戦線の全部が共同一致プレスト講和に反對であつたことは偶然ではない。ソウエート政權の滅亡が必然な帝國主義獨逸との戦争にソウエート共和國を追ひやること——これが内亂の第一陣で敗北したロシア・ブルジョアの立案した命題であつた。「左翼」共產主義者は——レーニンは云ふ——吾々にまつて最も有害な戦争を吾々にさせやうとするロシア・ブルジョアの民に陥つたのだ。」

「左翼」共產主義者の「左翼」言辭は實際は革命を敗潰

「左翼」共產主義者の賑かな言葉の背後にはロシア革命の社會主義的性質の否定と世界プロレタリア革命の根據地としてソウエート政權を維持すること否定する考へがかくされてゐるソウエート政權に關し「左翼」共產主義者を奇怪な敗北主義的結論に導いたものはこれである。

具體的な情勢の解剖を世界革命の恐ろしき裏切りである似而非革命的言辭により替へ、蓋し「小ブルジョア性の殘物の一つは革命的言辭に對して餘りに從順なことにある（レーニン）が、左翼」共產主義者は彼等の方針が帝國主義戦争に依つて疲弊困憊に陥つた農民を不可避的に労働階級から分離せしめる事實を見やうとはしなかつた。「左翼」共產主義者は彼等の考へに依れば既に開始されたソウエート政權の「變質」に對して自滅を必然的なものと見て歓迎し、ソウエート政權の滅亡を合目的に斷ずるに至つた。

「左翼」の勢力下にあつたモスクワ地方局の決議文の中にこのことが記されてゐる。そしてこの説は既に述べたやうに「左翼」共產主義者によつてその後引續いて書かれたもの、うちに繰返されてゐる。

世界革命の防禦として、労働階級が最初に勝利を博した國家を世界革命の防禦として防護し、強化せずにソウエート政權の滅亡が恰も「世界革命のために」合目的であると言言したのだ！ プレスト講和問題に對する「左翼」共

させる最も反革命的な立場を粉飾したものだ。

「彼等はプレスト講和に反對し、黨の政策を帝國主義者に對するオボルチヨニズムの、非プロレタリア的、妥協的なものとし、左から黨を批判した。だが彼等は、實踐的には、プレスト講和に反對して、ソウエート政權を組織し、強化するための休養時を與へることを妨害し、プレスト講和に反對したエス・エル・メンシエヴィキを助け、萌芽のうちにソウエート政權の撲滅を謀らうとした帝國主義的活動を容易ならしめ、黨の妨害をした。」——スターリンは「左翼」共產主義者に就いてかう述べてゐる。

レーニンは「左翼」に對して一再ならず彼等が帝國主義的擾亂の道具になるであらうといふことを豫め警告した。そして卒直に云ふならばブルジョアは幾分それに成功したのだ。「左翼」共產主義者とトロツキーの主張で最初講和條約は批准されなかつた。その結果獨逸の攻撃が開始され、レーニンとスターリンの指令にも拘らずトロツキーが批准しなかつた時の條件は較べものにならない程不利な條件で講和條約を締結しなければならなかつた。

斯くて「左翼」共產主義ミトロツキー・フラクシヨンの黨反對、レーニン反對運動は比較し得ぬ程不利な條件で講和を締結せしめ、ロシアの労働者と農民の苦難を更に深めるに立到つた。レーニンの天才及びレーニンを繞る黨前衛隊

を解する事が出来なかつた。彼等は社會主義建設問題に對して、孟型な反對運動を開始し、共産主義者は十月革命の勝利後黨が直而してゐる黨の任務をも解する事が出来なかつた。

共産主義者は十月革命の勝利後黨が直而してゐる黨の任務をも解する事が出来なかつた。彼等は社會主義建設問題に關する黨の方針に對して猛烈な反對運動を開始し、國家豫算と國家管理の訓練に對し小私有財産所有者の反抗を反映した。主に都市小ブルジョアの氣分を反映して彼等「左翼」共産主義者は、貧農と結び、中農を中立から次第に鞏固な同盟に轉換させるための條件を徐々に作り上げて行かうとする黨及び労働階級の方針をもつてプロレタリア革命に對する裏切りとした。彼等はその後トロツキスト同様社會主義の勝利を信ぜず、社會主義的建設に關する黨の具體的な方策に反對し、ソウエート政權の變質論を試みてゐる。

『左翼』共産主義者はブレスト講和を以て獨逸帝國主義に對する降伏なりとした許りでなく『農民に對するプロレタリアの降伏』であるとしたのである。

ブレスト講和批准を可決採用した第七回黨大會後間もなく『左翼』共産主義者のペテルブルグ機關誌コムニスト（一九一八年三月十九日第十一號）は次のやうに書いた。

『獨逸に對するロシアの降伏は同時に農民に對するプロレタリアの降伏を意味する労働者農民のソウエート政權は農民労働者のソウエート政權に變へられ、或は時の經過に依つて農民のソウエート政權も變るかもしれない。』

『左翼』共産主義者は農民全體及び同様に、貧農との分裂

ヨア技師、フルチヨア専門家に、玆に謂ふは帝政時代にブルジョアの企業内で技師、専門家として働いてゐたプロレタリアに非ざる特殊技能者を指す。）

「左翼」共產主義の社會的性質——プロレタリアのデシツプリン（規律）に組織的に敵對する小私有財産所有者的性質は社會主義經濟組織、獨裁政治、規律、賃銀等々の問題に關して最も露骨に現はれ、彼等はレーニンに反對して猛烈な鬭爭を行つた。

ソウエト政權が休息時を得、ブレスト講和が締結されブルジョアの組織的な怠業が粉碎されてからレーニンは新社會建設擴大案を發表した。この案の骨子は國家企畫と國家統制の組織、資本主義的傾向復活の源泉となる小ブルジョアの自然發生性に對する闘争、新しい、プロレタリア規律の制定であつた。

「吾々は今や初めて革命進行の眞只中に突入した。プロレタリアの規律及び組織性が勝つか、或はロシアに特に根強い小ブルジョアの私有財産所有者の自然發生性が勝つか

二十九日の全露中央執行委員會々議の席上『ソウエート政權當面の問題に關する』報告中で言つた。『金錢の出納を確實に、正直にやれ、經濟を計れ、怠けるな、盗むな、仕事の規律を嚴重に守れ等々、かつてブルジョアが擯取階級

まして支配權を掩蔽するために口にし、革命的プロレタリアが嘲笑してゐたこれ等のスローガンはブルジョアを打破した今日このモメントに於ける當面の重要なスローガンとなつた。ソヴェート政權に依るこれ等のスローガンの實現は「社會主義の決定的勝利にまつて必要且つ充分なものである」ミレーニンは極めて明確に強調してゐる。

「左翼」は猛烈にレーニンのこのスローガンに反對し、このプランの實施はプロレタリア的立場の放棄を意味し、資本主義復活に導くものとした。「ブルジョアの武力に巨大な支柱を粉碎してしまつたのに——コムニスト第一號、社會主義建設論中でオシンスキーは云つてゐる——ブルジョアの殘存してゐる組織力に妥協し、ブルジョア社會關係の殘存物を維持し、階級としてのブルジョアを協調することは吾々は斷じて出来ない。」プロレタリアの革命的自主性や自覺さいふ嚴めしい文句以外何等の内容も持たない言葉に依つて黨に反對するほかにこの「左翼」の連中は何事もなし得なかつた。「労働階級独自の行動を助長する筈が經驗ある資本家的指導者支持にすり替えられた」——エ・アルといふ署名に陰れて一人の「左翼」共產主義者は云つてゐる。(コムニスト第一號)

經濟管理の中央集中組織に關する黨の活動に對しても、「左翼」は狂的な批判を浴せてゐる。經濟トラストといふ形

現はさういふ夢見たこれ等「左翼」共產主義者は再び此處でも事實上に於て忠實にブルジョアの宿題を——レーニン案實施を不可能ならしめたるために活動した。

彼等は「プロレタリアの純潔性」を保持するといふ口實で、仕上げ賃銀制度に反對したがそれは事實小ブルジョアの平等思想に過ぎない。仕上げ賃銀制度は労働者に商人根性を起させ、稼ぎ高を餘分に獲るための競争が生ずると彼等は考へたのだ。彼等は労働規律の實施と仕上げ賃銀制の實施は大小ブルジョアの「プロレタリアに對する獨裁」を意味するに至るであらうといふ途方もない理論に迄達した。

「左翼」共產主義の一リーダー、オシンスキーの論文は云ふ。プロレタリアの鐵の規律はレーニンにあつては仕上げ賃銀制度、生産能率増加に對する賞與及び労働平均制度の實施と密接な關連を有するこゝが明である。

仕上げ賃銀制と賞與制の實施に依つて小ブルジョアの傾向を撲滅し、労働規律を復活することはウエリズウルの助けに依つて悪魔に闘ふに等しい云ふことを吾々は最も力強く高調しなければならぬ。それは小ブルジョアの慾望を克服すると稱して高尚なことを云ひながら實踐的には労働者に小ブルジョアの墮落をなさしめ、階級的戰鬥力と自覺を低下させ、政治問題から逃避させる商賈根性を發達させ金儲け心理を發達させるこゝに他ならない。

で新たに國家資本主義が生れたと彼等は泣言を述べてゐる「この連中の思索方法も心理も如何に小ブルジョアの氣分に似てゐることであらう。」——レーニンは「左翼に就いて」の中で述べてゐる——「金持ちは叩き出せ、だが管理は嚴めろ……」。労働規律及び生産能率増加方法に關してこの「左翼」共產主義の小ブルジョアの本質はもつと激しい反對をしてゐる。生産方面に於ける資本家指導の復活に伴ふ労働規律の實施は生産能率を本質的に増加し得ない。それはプロレタリアの階級的獨自性に積極性を低下する。それは労働階級を奴隷化を以て脅すものである。」——「左翼」共產主義者のテーゼ中にかう書かれてゐる。

經濟組織問題、獨裁政治、企業及び統制、新らしき規律設定、生産能率増進等々に對する、「左翼」の反對運動が小私有財産所有者の氣分とその反抗心を反映してゐることは最も明白である。そして彼等の反對運動がブルジョアに依つてソヴェート政權反對に利用されたこゝもまた明白である。講和問題同様「左翼」共產主義者は此處でもブルジョアにまつて必要な役割を勤めたのだ。ブルジョア小私有財産所有者を國家經濟組織に反對させやうと謀つた。内亂の第一陣で敗北したブルジョアは經濟組織の解體に拍車を掛け、組織化を妨害する謀をめぐらした。黨中央委員會、レーニンがブルジョアを協調するに稱して反對し、偉大な力を

「收賄」は仕上げ賃銀制に依つて極度に行はれ、高度な小ブルジョアの商人的惡傾向が盛んになり、労働者の階級意識は滅亡される。斯くの如き條件の下に於けるプロレタリア獨裁は不可避免的にプロレタリアに對する。プロレタリアに非ざる、小ブルジョアの——メシナエススキー輩との協調が更に行はれるに従つて——大ブルジョアの、プロレタリアに對する獨裁に變化する。

レーニンは「左翼」共產主義者のこれに似た議論がメンシエビーク、イスフの惡意を持つた擾亂的アンチ・ソヴェートの批判に近いこゝを指摘して云つた。

「左翼」がイスフ輩や資本主義のユダ共の擾亂策に降参し如何に彼等の良に陥つたか云ふ一見明瞭な證據はこれである。「左翼」連のテーゼに書かれてあるこの種の意見は最大の醜事であり、事實上於ける共產主義の完全な離反であり、小ブルジョア陣營への完全な轉換である——左翼小兒病と小ブルジョア性に就いての中でレーニンはかく云つてゐる。

國家問題に就いて述べなければ「左翼」共產主義の小ブルジョアの本質は充分言ひ盡したことは云へないであらう。プロレタリア獨裁を變質せしめる云つて彼等は黨を非難した。だがプロレタリア獨裁に對する彼等自身の關係こそ非プロレタリア的であつて、半アナキスト的、小ブルジョア

モア的なものである。帝國主義戰爭當時既にブハーリンは半アナキスト的國家論を主唱した。十月革命の經驗は僅かながら彼に何物かを教へた。レーニンはレーニンの著書『國家と革命』に對するブハーリンの共鳴した批評を止むを得ず區分しなければならなかつた。レーニンは、ブハーリンはブルジョア國家に對するプロレタリアの關係に就いて書かれてゐることを盡くを歡喜して受容れてはゐるが、勝利後の勞働階級の當面の問題に關しては全然これを無視してゐるを指摘した。『彼は——レーニンはブハーリンに就て云ふ——ソウエート機構中で既に解決された事象に就いてのみ述べ、企畫、統制、規律に關してはこれを度外視してゐる。』『左翼』は同じやうにプロレタリア獨裁を強化するに就いての重要問題を全然無視してゐる。この態度は一般的に國家に對して敵意を有し、プロレタリア國家に依る企畫、統制に敵意を持つ小私有財産所有者の心理を反映してゐる。それは國家の消滅は轉換期の開始を以て初まるまいふ有害な理論の源をなすものである。この理論はプロレタリア獨裁の鐵則を弱め、プロレタリア國家に反對するため、資本主義階級の殘存物を極度に利用する小ブルジョアの心理を反映するものである。

の相違を理解し得ない。この點がプロレタリア國家に對する彼等の態度を最も明確に言ひ表してゐる。彼等はプロレタリア獨裁下の資本主義即ちプロレタリア國家の直接な統制下にある資本主義と獨占資本主義の支配下にある國家資本主義を同一視してゐるのである。國家に對する小ブルジョアの敵視態度はこの問題で最も露骨に現れた。「左翼」は資本主義國家と新しい、プロレタリア國家の本質的な相違が理解出來ず、小ブルジョア思想に捕はれたのである。

經濟方面に於ては經濟關係に於けるプロレタリア獨裁の意義を理解しない點は「左翼」共產主義者の甚だしき特徴である。

『經濟方面に於ける——レーニン』は「左翼」共產主義者のテーゼに就いて云ふ——プロレタリア獨裁の意義を一言も述べてゐない點が非常な特徴である。プロレタリア革命家はこのようなモメントに資本主義の經濟的基礎に對して向けられたプロレタリア革命のこの「鍵」を忘れ得ぬであらう。』

日和見主義的「理論家」(「左翼」共產主義のかつてのリーダー、ブハーリン、ブレオヂェンスキー)がその後自分の理論を築き上げるに際して「左翼」共產主義のこの特徴

「左翼」はプロレタリア獨裁下に於ける國家資本主義を、獨占資本主義の支配下に於ける國家資本主義とのカテゴリー

的な過誤——經濟方面に於けるプロレタリア獨裁の役割除外——を繰り返してゐるのは決して偶然なことではない。

ブレオデエンスキーが發明した「初期の社會主義的集積」
さいふトロツキー法則と、右翼日和見主義のブハーリン・
イデオロギーが作り上げた所謂「勞働費用法則」さはこの
點で相違する。

レーニンの社會主義建設案は若い勞働者國家の強化を發達及びプロレタリア獨裁の強化を要求する。「左翼」共產主義者は將來何を爲すべきかに就いて決定的な解答を與へ得られなかつた。彼等は明確な綱領を作り得なかつた。それは小ブルジョア的イデオロギーたる彼等にとつて極めて當然な結果である。彼等はソウエート國家の強化、國家企業統制及び新しいプロレタリア規律の設定に對して小ブルジョアの反對を行ひ、レーニン案に反對な批評を加えるだけであつた。「左翼」共產主義者は高慢にも自分等がプロレタリアの方針を代表する唯一のものと云ひ、黨はプロレタリアの政策を行はず、農民の政策を行ふと云つて黨を非難しやうとした。「小ブルジョア的自然發生性をロシアに於ける社會主義の重要な敵と見ないこと」に依つて彼等の小ブルジョア性を暴露した「ミレーニンの言つた言葉は核心を突いてゐた。

「左翼」共產主義の赤裸な小ブルジョア的天性はレーニンに對立しやうと彼等が試みた論證の中に表れてゐる。當時「左翼」が持出した理論の大多數が内亂終結後の所謂新經濟

政策復興期に積極的な黨反對闘争を行つたトロツキー・ジ
ノウイエフ・オボジシヨンによつて再び事新らしく繰り返
されたといふことは驚くに値しない。

「左翼」共產主義は労働階級及び黨の個々の層に小ブルジョア的自然的影響を與へた。

資本主義は小私有財産所有者を破滅させてプロレタリアに零落させ、小生産に嚙りついてゐる肩を半ば乞食的生活に陥れる。従つて小ブルジョアはプロレタリアの反資本主義闘争を支持しやうと欲しまた事實支持する。故に勞働者の黨は發展の過程に於て小ブルジョアの一部と吾が黨に於て見る如く見事な革命闘争を行ふ唯一の勢力たる小ブルジョア・インテリゲンチヤーの一部を加擔させる。だがそれに依つて黨の一部に小ブルジョアの影響が侵入することも免れない。従つて黨は二つの戰線と戰はなければならぬ。即ち勞働階級を明らかに裏切るこゝやブルジョアと協調するこゝ及び小ブルジョアの似而非革命性に對して、この「左翼」的偏向は或る段階に於ては革命を特に脅威するものとなり、特に危險なものとなる。或る段階に於いて吾々の階級敵が「左翼」に働きかけるのは偶然の出來事ではない。「左翼」の行動は客觀的には最も明らかに反革命家の活動に劣らぬほゞな反革命の用をつとめるからである。ま

た「左翼」のたぎる路も偶然ではない。彼等の大多数は革命社会主義建設の過程で労働階級に依つて再教育されるがその一部はバリケードの向ふ側——反革命の前衛となる。

レーニンは次のやうな言葉で小ブルジョア革命性の本質を鮮明にした。

『資本主義の恐怖で小ブルジョアが狂氣することは何處の資本主義國家でも無政府主義同様自然な社会的現象である。これ等のもの、革命性の不確かなことや實を結ばぬこと及び本性は間もなく屈從し冷淡、妄想に變り、種々なブルジョア的「流行」思想に依つて「狂氣染みた」誇大妄想に變はる。それは誰れでも知つてゐることである』(レーニン著「左翼共産主義の小兒病」)。

「左翼」共産主義者はロシア革命の凡ゆる重要問題(一國社会主義の建設、農民との關係)に對してトロツキー理論を完全に復活し、黨を攻撃した。「左翼」共産主義リーダーの多くが後にトロツキーの最も親しい戦友となつたのは極めて自然である。

「左翼」共産主義の一派は、最初、十月革命後に於ける黨の「變質」といふテーゼを出した。この變質の原因は農民の壓迫に依るものとし、黨は農民の云ふ通りの方針に従つて國家を指導するに當つて黨を非難した。「共産黨員の大部

分及び共産黨に指導されるソウェート政權は型の新しい小ブルジョアの政策に偏する傾向が非常に多くなつた」と「左翼」共産主義者のテーゼは云つてゐる。新經濟政策時代に於つてトロツキズム及びこれに次いでジノウイェフ派に指導された連中が同じやうな非難の聲を上げた。ボルシェーキの以前からの前衛分子が變質してしまつた云ふやうな中傷的非難を「左翼」は第一に浴せかけてゐる。

「左翼」共産主義者の指導方針と黨攻撃の特徴を現すものは既に述べた如く、當時彼等の掌中にあつたモスクワ地方局の決議即ち中央委員會に對する不信任と中央委員會の政策及び構成員を變へるために中央委員會の改選を要求した決議文である。これは言葉を替へて云へばレーニン及びレーニンの優れた戦友を黨の指導部から追拂ふとしたことは歴然たりである。黨方針に對する反對闘争が如何に不可避的に黨の指導及び黨首領の信用を剝奪しやうとするやうになるかに就ては前記のコムニスト誌に書かれた次のやうな忌ましい言葉がこれを實證してゐる。「如何なる程度に個人の獨裁が鐵道やその他の産業部門からロシア共産黨に傳播されるかといふ問題を黨は間もなく決定しなければならぬもののやうである。その後も種々な反共産黨グループのこれに似た理論が行はれた。

黨はプレスト講和當時及び講和締結後爭論好きな似而非

つた。そしてこの少數のインテリゲンチヤは左翼エス・エルの反ソウェート反亂に依つて、はじめて迷の夢が醒めた。

「休息」問題に關する黨の方針ミレーニンの豫見を見事に實證して、一九一八年の獨逸革命はプレスト・リトウスク講和條約を清算してしまつた。そしてそれに依つて「左翼」共産主義は完全に破産してしまつた。(H・M)

波 蘭

波 蘭 の 反 猶 太 人 黨

一九三五、八、一六、マンチエスター・ガーチャン(週刊)

在波蘭の三百五十萬の猶太人の運命は「Endeks」黨と稱する反猶太人黨の著しい活躍に依り日々容まつてゆく。

「Endeks」黨の云ふのは永年「Polish National Democracy」(波蘭國民々主義)と稱してきて近年「National Party」(國民黨)と改稱したところの古い政黨の異名であつて此の方が一般に用ひられてゐるのである。現在下院「Sejm」

に六十一名の議員上院に「Senate」十二名の議席を有し、多年「Roman Dmowski」が黨首であつたが今も此の人が黨首かどうかは判然しない。目下リバルスキ教授、トランブチンスキー元帥、ツェトウエルチンスキー公及びストロンスキーの四名が下院に於ける黨の代表議員である。而して黨の目的は諸民族の國家でなく、一民族の國家を造

り、議會に於てポーランド民族が多数を占め、諸他の民族に勢力を興へず強力な政府を樹立しようといふにある。併し同黨が主眼とする目的は猶太人排斥であつて、猶太人を容落させ、市民権を奪ひ、はては國外に追放しようといふ論である。それで、一九二五年頃重税を負擔させて相當な猶太人商人、實業家の幾萬を悲慘の境遇に陥れたのもエネデク黨のグラブスキー首相であつた。

エネデク黨の大部分は實業家、官吏、専門家連であつて此等の人は自分等に競争する猶太人の權利を取上げてしまはうとするのである。だが同黨は現在ではそれだけの勢力がなく、猶太人排斥案を提出するだけの力がないのである。それで彼等は五大新聞と十五種程の雜誌で反猶太人の策陣を張り、ワルソー、クラコフ、ヴィルナ、ボズナン及びルウオーで發行されてゐる右新聞は可なり人氣を呼び、都鄙を通じて猶太人排斥の空氣が段々濃厚になりつつある。

一年程前にロツツ市（ポーランドのマニエスキエツク市）の市會にエネデク黨が多数を占め、それ以來同地方は猶太人に對し凡ゆる攻勢を取り「アリヤン人種に限る」規定を提案しようとしたが政府黨其の他に妨げられ實行するに至らず、そこで彼等は熱練の反猶太人宣傳者を各地に派遣して宣傳に努力してゐる。

獨逸

獨逸の近情

一九三五年七月二十六日附マンチエスター・ガーザン（週刊）は最近の獨逸事情に關し次の如く諸種の記事を掲げてゐる、左は之を一括譯出したものである。尙最後の記事（六）は八月十三日附ジャパンタイムズの記事の翻譯である。

一 獨逸の危機

國民社會主義革命は多くの革命同様に長く複雑した過程を経たもので單純なものではない。ナチスが政權を執つてから已に二年半を経過し其の間彼等は目に見える敵であるワイマル共和國は之を破壊したが、想像力が足りなかつたのか目に見えない勢力のことを考料しなかつた觀があり此等見えない諸勢力は日増しに増進し今や第三國家を危機に陥れやうとしてゐる。それでナチスは縱横に此等見えない敵と戦はねばならぬのであるが、此等の敵は正面からは向つて來ないのである。新教の僧侶も舊教の僧侶も國家として獨逸國家に對し相當の敬意は拂つてゐるのであるが、只だ統合國家主義に服従しないのであつて、取りこめて捉

憎惡心を扶植することは、つまり殺害を教唆するやうなものであつて、其の後ワルソーや其の他で猶太人の住宅に爆弾を投げた事件も起るし、反猶太人熱の熾んなラドスク市でも頻りに爆弾事件が起つて猶太人の生命財産を毀損した。一彈がワルソーのスポーツ俱樂部に投げられるし、一少女は明日バレスティンへ出立しやうとする晩に「猶太人建國會」にゐるところを射殺された。又グロドノー、スワルキー、ラシブズ地方には反猶太人暴動まで起つた。

「ヤング・カソリック」といふ大學生に人氣のある雜誌で猶太人に對し積極政策を取るか消極政策を取るかの討論が行はれた。積極策は猶太人襲撃殴打を含み、消極策はボーコットして完全に猶太人を孤立させようといふのである。編輯長が學生讀者に右の設問を發したところ右の消極策を可とする者が多数であつた。

獨逸の勢力が増進するに連れて、波蘭の排猶太人運動も熾になり、約千二百哩に亘つて境を接してゐるので獨逸の出來事は直ちに手に取るやうに分るのである。エネデク黨の根據地は西部のボズナン、トーラン、カトウイス地方であり、最近國境に近いミーツノー市は「猶太人と共存するを欲せず」として市會に猶太人放逐を申請した。

へどころのない中に其の勢力は増大し無數の男女を動かすのである。されば獨裁は俗界に於てこそ萬能といふべきであるが、宗教界に在つては無力であつて、之を抑へようとするだけ反動的に僧侶の勢力は増進するのである。ナチスの要人等も少しく、もてあましの態ではあるが、さりとてそれは宗教勢力を恐怖してゐるわけではなく、只だ此等勢力が國民社會主義と合致しないので之を敵視するだけである。併し吾々から見れば實に侮り難い勢力であつて宗教界が一度び憤然騰起すれば獨逸國家を危くするものといはねばならない。而して最近ゼネラル・デーリングの試みた攻撃演説ほどカソリック教徒の激昂と闘志を沸き立たせたものはないのである。新教徒の統合主義反對は其の影響するところは獨逸宗教界の消長に止まるが、ローマ

ン・カソリックの反對に至つては其の影響するところ政治的に重大であつて、敢然として起つに於ては獨逸は永久に奥國併合の機を失ふのみならず、カソリックの勢力範圍であるところのラインランド及びバザリヤは獨逸と分離の狀態に陥る懼がある。是は決して不可能事として片付けることは出来ない。今でも若し宗教界の指導者が分離を希望する言明すればカソリック教徒は擧つて伯林と分離を宣言するに信すべき理由がある。尤も目前に斯る危険があるといふのではないが、ナチの舊教攻撃も其の程度を越すときは獨逸の存在を危くするものであることを指摘しなくてはならない。

併し第三國家を動かさんとするものは單に宗教的危機のみではなく、同じく捕捉し難き勢力の所産なる政治的及び經濟的恐慌も之と並行してゐるのである。國民社會黨は其の政敵は今迄に大概之を倒したが、尙ほ猶太人を首め政治的不平等が多數に存在してゐるのである。それで、ナチの要人等は國民社會主義が主として反猶太人に立脚してゐるのに鑑み、一層猛烈に猶太人を迫害して國民社會主義の更生を圖るに決し、今回猶太人いぢめで有名なカウント・ヘルドルフを伯林の警視總監に任命したのである。

抑もナチスが常にテロルを用ひたり、非人道の迫害を取てすることは偶々國民社會主義が外面的に強力に見えて

も内面的に微力であることを示すものである。獨逸に於ける自由は破壊され去つたが而も自由の欲求は却て熾烈となり其の結果貧民階級中には原始的共產主義の要求さへ擡頭せんとする情勢を示してゐる。然るに此等の要求は何等組織的運動の形態をとらず又公然と反對を表明せず、隱密の間に成長するのであつてナチスも正體を捕捉して處置することが出来ないのである。

今一つは經濟的恐慌であつて、如何にテロリズムを用ゆればミテ獨逸經濟制度に喰入りたる腐敗症を治することは困難である。物價は騰貴し、給料と賃銀は低落し、餓えたる労働者は動もすれば罷業の行動に出るのである。而して此等罷業も亦公然ミナチ國家に反對を表明せず、組織的運動形態をとらないのではあるが、併しそれだミテ輕視して放任するを得ない事態にあるのである。要するに公然と反對を表明する敵は對處するに寧ろ容易であるが、斯くの如くに隱密に成長する反對勢力に對する闘争にはナチスも困難を感じるであらう。

二 獨逸の經濟的困難

新舊兩教との紛争、鐵兜團其の他多少勢力を有する保守的分子に對する反對運動、獨逸貿易の衰退、ドクトル・シャハトの政濟策の失敗、投資及び資産家の將來の市場に關す

る危機といつたやうな經濟的脅威を思ひ合はせるべき、ナチ政府は危機に面せずやとの疑問を生ずるのである。

従つて反猶太人の新運動も日に／＼逼迫する經濟狀態から人民の注意を他に逸らさん魂膽かミの疑も生ずるのである。かくいふてゐるうちに又々低賃銀反對の罷業の勃發が報ぜられるし、又今週の經濟雜誌は新規國債募集を報道してゐるのである。猶太人及び反動分子並に此等分子の陰謀ミかに對する制壓運動は果して注意を轉向せしめんミする宣傳であるか、將又ナチ政府が眞に此等分子に危險を感じてゐるのであらうか。

それで、宣傳相ゲッペルスは、ナチ政府が國民の支持を得てゐることを證する爲に毎年舉行する國民社會黨が約束をした人民投票を有利に導く爲に、故ら反動分子を攻撃する傾向のあることは考慮に入れる必要がある。

又最近新聞紙が擧つてナチ政府は忽ち吹き飛ばされるやうな一時的なものではなく、基礎は磐石のやうに鞏固で増々たる反抗位に微動だもするものではないと豪語してゐるのも意味ありげである。

フェルキツシエル・ベオプアハテル紙は今日は國家防衛の爲に警戒を密にして結束を鞏固にするの秋であるミ激勵し、ドクトル・レーはバザリヤの國民社會黨の集會で同様の警告を與へてゐる。

ナチスが鐵兜團其の他保守的、帝政的傳統を有するものを真に怖れてゐることは疑もない事實で、鐵兜團が各地で烈しい抵抗をしてゐることも事實である。鐵兜團は元來ナチス程には反猶太人主義ではなく所謂「アリヤン條項」に反對し之が適用を拒絶した部隊も少くないのである。

ナチスから「アリヤン條項」の適用を強制された鐵兜團の部隊中にはアリヤン人も非アリヤン人も共に鐵兜團から離脱して別に獨立の團體を組織したものもある。これは部隊内には大戦に臨んだミに隊長ミ部下の關係であつたものも多數にあり、平時になつても主従のやうな氣持は繼續してゐるので縱令其の部下であつたものが非アリヤン人であるにしても互に離別するに忍びないで自然右のやうな結果になることも多いのである。

現勞働相ヘル・ゼルテの後を襲つて鐵兜團の指導者ミなつたデュステルベルク大佐も猶太人の血を承けてゐるといふのでナチスの爲に追出されてしまつたのであつて、目下獨逸全國に亘つて鐵兜團は迫害を受け解散を強ひられてゐるのであるが、之に對して鐵兜團の方でも容易に屈服しないのであるから、縱し解散するやうなミがあつても何等か形を更めて再現することは疑ないのである。

政府の私兵團體統一計畫にゼルテも賛成したとのミであるが、それは自分が名譽會長格である鐵兜團全體の同意

を経て賛成したものではなからう。而して私兵團といふのは次の五團體である。

鐵兜團、キフハイゼル協會、獨逸將校協會、獨逸元軍人協會及び癡兵協會。

私兵團統一には、今や自から解散して新團體に合同するか但しはナチスから強制的に解散させられるか、孰れかを選ばなくてはならない破目に陥つてゐるところの鐵兜團が眞先に反對するのは明かである。

假りに合同團體が首尾よく出来たとして次に起る問題は誰が首領になるかである。此の事に就てはナチ黨と國防軍との間に意見の相違があり、國防軍では自分の方から首領を出さうとするのに對し、一九三四年六月卅日以來讓歩を重ねて來たナチスも此の事には容易に同意せず、バヴアリアの知事リツテル・フォン・エツプを之に充てようとするのである。

斯る間に一方に於ては猶太人排斥運動が進められ、新伯林警視總監ヘルドルフ・ミ協力してゐるころの憲兵司令官ゼネラル、ダロイデは前の土曜日に新聞記者と會見して、猶太人を罪惡分子だと罵り次のやうに語つた。

「獨逸國民は一年一億二千二百萬馬克の損害を詐偽の爲に蒙つてゐるが其の大部分は猶太人に依つて行はれた詐偽であり又猶太人は國際的麻薬密賣に活躍して居り、一ル

三一年三二年に於ける密商の二割五分は猶太人であり、一九三三年には三割、三四年には二割四分三五年には一割三分を示して居り又賭博犯の六割は猶太人である。」

ナチスは今度猶太人經營のアイスクリーム店は午後七時後營業するを得ずとの命令を出したが是はナチ政府が爲したる「猶太人は自由に商業に従事することを得」の宣言に悖つてゐる。アイスクリーム店は普通夜半十二時迄營業して儲けは夜間に多いのであるから猶太人は大なる損害を蒙るわけである。それで命令の理由としては猶太人の營業に對する反對示威行動を取締るのだといふのである。

一新聞は柏林市内に猶太人街を作ることを提議してゐるが其の理由とするところは段々猶太人の人口が殖へるから一ヶ所に纏めた方が取締上都合がよいといふのである。

三 獨逸法廷に於けるナチ精神

獨逸の裁判官が如何にナチ精神で裁きをするかは次に記す數件の判決例から類推することが出来る。

一、或る父親が共產主義運動をして收監されたの理由で其の父親は親權を剝奪された。

二、一婦人は其の夫が共產主義運動をしてロシアに遁れたの理由で直ちに離婚を許可された。

三、あの人は猶太人から物を買つた三人を非難すること

は非毀罪を構成する（猶太人との取引は不名譽のことであるから）

四、非アリヤン人の母親がアリヤン人である夫と離婚した後は、其の母親は兩人間の子を養育することを許されない。

五、警察官が其の會員の多數が、猶太人だとの理由で市民俱樂部を解散させたことは正當と認めらる。

六、妻が酒のみで健全な子をもうける見込がないの理由で夫からの離婚訴訟は夫の勝となる。

七、勞働裁判所は、猶太人を雇傭してゐる限りアリヤン人を解雇することは出来ぬとの判決が一雇主に與へられた。

八、突撃隊一指導者から「人種を退化させる者」を公然罵られた一婦人が告訴をしたが其の告訴は却下された。

九、現在は外國に居住してゐる猶太人に嫁したる婦人が經營する店舗を（非アリヤン人店舗）と惡口する者を告訴したるも却下さる。

十、高等裁判所は幾多青年團體の活動を禁止せる命令を有効と判決した。

十一、勞働裁判所は猶太人の爲に出延せんとする場合に於てさへ猶太人辯護士の出延を拒絶す。

バヴアリア州ワイセンベルクの一少女は職業を變へよう

としたところ「農業労働者は許可を受けずして職業を變更するを得ず」の法律違反として保護的檢査に遭つた。

オスナブリュックの農業労働者二人は職業を變へたので罰金に處せられ、収入が少なくて家族を養ふことが出来ないので變更したのだと辯解したが容れられず、此等の人々を雇入れた雇主は八弗の罰金若は廿日の禁錮に處せられた。

四 獨逸政府とカソリック教會

プロシヤ首相兼秘密政治警察長官ゼネラル・ゲーリングが布告の形式でカソリック教會に對して發したる最後通牒は一八七〇年代に宰相ビスマルクの下に行はれたる文化闘争以來絶えて見ざりし國家と教會との間の戦争の豫告である。

政府はナチ國家に對する態度を全然改むることを教會に命じ、若し依然として反抗を續くるに於ては關係者を嚴罰に處する旨を告知し、且つ教會側が國民社會黨の俗界教育を全面的に贊助するに非ざれば、國家は宗教教育を教會側に許容することは出来ぬといふのであつて其の要旨は次のやうなものである。

宗教的青年團體に關しては、政府に於て其の團體が裏面で反ナチ運動を爲すものでないとの確信がつかない限り

之を彈壓し之を禁止する。
ナチ國家に敵意を有するとの疑ある凡ゆるカソリックの行動は假借するところなく嚴重に取締ることを警察官其の他官吏に命令する。

一部のカソリック僧侶は自分等の政治的勢力が衰えるのに焦慮し、信徒を教唆してナチ思想に背かせるのを自分等の仕事のやうに考へてゐるのであるが、是は要するに教會が政治に干與しナチ國家を敵視するのであるから斯くの如き活動は之を禁遏しなくてはならぬ。獨逸國家は斯る不都合なる行動をしない基督教會は舊教といはず新教といはず之が不可侵權を認めて保護を與へるに吝でない。

ボルシェヴィキの破壊から教會を救つたのは、ナチ政権であつて、又政権は益々強力になり今日では無神運動の宗教破壊勢力から教會を保護するに足る十分の力を持つてゐる。それであるから教會が宗教の領域を乗り越へたり、從來の政治的活動を維持したり、新たに政治活動を始めたりするこの辯解なる理由は少しもない。

それであるから、教會が秘密に或は公然と毎日曜日に催はしてゐるところの國家反對の新舊會の要もなければ、國家の脅威に對する自衛手段と稱する政治的運動の必要もないのである。それなのに教會は吾々の指導者(ヒットラー)萬歳なるナチのスローガンを排斥し「基督教萬歳」を唱

へ暗躍反抗を止めないのであるから政府も之を看過するこゝが出来ないのである。

教壇からは盛んにナチの制度と政策とを誹謗するのであつて、教會の長は國家を尊敬し又配下をして之を尊敬せしめるこの誓約上一應の訓戒はしてゐるやうであるが何れも配下を取締つてゆく力がないのである。それでプロシヤ首相は已むを得ず現行法令の勵行を官吏に命令するのである。

カソリック青年團體は日にノノ宗教の領域から遠ざかつてゆく傾向にあるが、今にして之を改めなければ政府は此等を政治團體として解散させるの外はない。スポーツの制服はヒットラー青年團其他ナチ青年團體員に限られてゐるから宗教青年團は之を着用することは許されない。

宗教と信仰はナチ國家に於て固より自由であつて、政府は好んで文化闘争を爲すものではない。

五 伯林の廓清

猶太人及び反對分子に對する新たな峻烈な排撃運動が金曜日(十九日)發表された。其の政策は宣傳相兼伯林ナチ黨首ドクトル・ゲッベルス、憲兵隊長ドクトル・リッペルト其他多數の黨要人が會合協議の末所謂共產黨の攪亂計畫、反動的陰謀及び猶太人の共產主義的傲慢を排除して

伯林警察は休暇を取り消し警戒を行つてゐる。

六 鐵兜團猶太人伊エ紛争問題

獨逸政府は今回アリヤン人と非アリヤン人との結婚を禁止し、法相ドクトル・フランツ・ゲルトネルは各市長及び地方官憲に通牒を發して右の勵行を命令した。

宣傳相ドクトル・ボル・ゲッベルスは昨日(八月四日)エッセンに開催した地方國民社會黨會議で熱辯を振つて猶太人、鐵兜團を痛撃し、刻下の伊エ紛争に關する列強の態度を嘲笑し、且つ數週間内に政府は斷乎たる反カソリック行動に出る考であることを述べて次の如く言ふた。

「吾々は好んで文化闘争をするのではないがカソリック界が、爾かせざるを得ないやうにするのである。政府が此處二、三週間内にカソリックに對して果して如何なる行動に出るか刮目して待て。吾々の仕事は此の世に屬する事務であつて、あの世の事は教會の仕事である、されば宗教新聞の如きは全く無用の贅物である。」

鐵兜團に就ては曰く

「國家の政治的意図を合致するものは獨り國民社會主義運動であるから、右翼といはず左翼といはず、該運動以外のものは、吾々の敵と看做して何等假借するところはない。」

首都伯林を廓清せん目的で作成されたのであつて、之を遂行する都合上警察總監アドミラル・フォン・レヴェツツォーは辭職し、著名な突撃隊司令ボッダムの警察長官であつたところのカウント・ヘルドルフが其の後任に成つた。

計畫案はドクトル・ゲッベルスが部長であるところのナチ黨政治部、伯林突撃隊、警察、市廳が連絡を緊密にし伯林をナチスが克服したる首府として獨逸國家國民に相應はしきものとし、例へばカフェーや娛樂場等に忌しい猶太人の影も見ないやうにするといふのであつて、尙ほ新聞紙上で政府内のナチ黨外者及び穏和分子を攻撃してゐる。

右同志の會合と其の決議はドクトル・ゲッベルスと突撃隊急進派がナチ黨内に行はんとするクーデターの一環ともいふべきものであつて、此の一派はドクトル・シヤハートのやうな資本主義大臣を嫌惡するのであつて、アドミラル・フォン・レヴェツツォーが辭職したのも彼がクルフユルス・テンダムに於ける反猶太人示威運動に同意しなかつた結果である。

プロシヤ首相ゼネラル・ゲーリングもナチ進衛隊長ヘル・ヒムレルも右の會合に與からなかつたさうで、ヒムレルは飛行機でバヴァリヤへ急行してヒットラー總統と協議したところである。

獨逸人ミ猶太人ミの離婚に就ては曰く

「離婚を許して吾々の子孫の血統を汚辱するに忍びず、猶太人に對する闘争を再開することにたつたが、吾々は自己の力も知つてゐれば敵の力も知つてゐる。外國新聞中には社會主義國家も今や危機に瀕するに過ぎない批評するものがあるが、笑ふべきであつて、吾々は只だ廓清運動に努めてゐるのであつて、吾輩員中でもない者があつても知れぬが、吾々を刺戟挑戦する者は猶太人であつて吾々は今迄随分隠忍したことも多いのである。吾々は猶太人が吾々に對する態度を以て彼等に酬ひんするものである。元來猶太人は吾々からすれば客分であるから、其の積で吾々の設ける法律に服従しなくてはならないのである。」

伊エ紛争を嘲弄して曰く

「二、三年前にブリアン—ケロッグ不戰條約に調印したばかりの列強のあの醜狀はどうである」
外國新聞の獨逸攻撃に應酬し、英國ベルファストに於ける暴動及び紐育に於けるアレメン號國族事件を例に挙げ曰く。

「民家に機關銃を打かけたり、外國の國旗を引裂いて海に投じたりするのは、皆よそ様のこゝで獨逸には、そんな無法は行はれない。猶太人商店の窓ガラスの壊れたのを通る／＼倫敦から見に来るよりも、お手近のベルファスト市の破壊家屋の跡でも見る方がましだらう」

佛蘭西人は今度の緊縮法令の研究でもすればよいので他所のおせつかいは止めるがよい。」

佛蘭西

佛國に於ける全國教員組合の大會

一九三五、八、二—一〇、プチ・パリジアン及ルタン紙

一 概 説

佛蘭西に於ける一般労働者は素より、官公吏、教職員も労働組合に組織されて居り夫々第二インター系の労働總同盟(C.G.T.)或は第三インター系の統一労働總同盟(C.G.T.U.)等に所屬して其の指導下に政治的活動をもなして居るのである。

然して現在教職員の組合組織としては、労働總同盟系に屬する『全國教員組合』(Syndicat National des Instituteurs)を始めとし、右翼即ち愛國主義を標榜する『全國教員聯盟』(Union Nationale...)『全國教員組合同盟』(Federation Nationale)、『教員組合同盟』(Union Corporative)等があるが、之等の最も有力なるものは前記労働總同盟に屬する全國教員組合(略稱「シニ」)である。

此の組合は一九二〇年九月に創立、成員は一時八萬五千を算したが、現在は五萬八千に減少したといへ依然同種組合中の最大勢力たるの地位を保持し、其の屬する労働總同盟内に於ては左翼的政策を支持し、統一労働總同盟との合同をも要求してゐるのである。

右の如く國內最大の教員組織(成員は大部分小學校教員)が著しき左翼的傾向を有する事實は第二の國民に對する影響上、佛蘭西の支配階級、殊に軍部方面の頭痛の種となつ

て居るを云はれてゐる。

此の全國教員組合は去る八月四日より同六日までの間、パリに於て其の年次大會を開催し、同組合の書記長デルマ、及び同組合の加盟母體たる労働總同盟の書記長ジュイオー等が夫々激越なる演説を行つた。

二 主要演説及決議

上述の如く全國教員大會は八月四日よりパリ市内のユイガン體育館に於て開催され、各地よりの代表六百名出席せる外、一般聴衆も多數入場して頗る盛會であつた。又會場は例に依つて數多の赤旗其他に依つて裝飾を施されて居た。

此の會期中組合書記長デルマ、労働總同盟書記長ジュイオーを始め此の會期中各地代表、外國教員組合代表等が夫々熱辯を振ひ、最近ラヴァル内閣が實行せんとする國費節約減賃銀引下等を以て重工業組合、大銀行業者等の命令に依るものであり、労働階級の生活を危からしむるものなりとして之を攻撃し、社會主義的革命的準備を爲すの必要を強調した。

次に全國教員組合書記長及び労働總同盟書記長の演説の要旨並に大會の決議等を記する事とする。

(一) 全國教員組合書記長デルマの演説

「ラヴアル内閣の減俸賃銀引下命令は官公吏及び教育者大衆の間に少なからざる驚愕と憤激を捲き起しつゝ、あり。政府に買収せられたる各新聞紙は減俸令は、結局官公吏の利益なるべしと説き、或は又之に對する反對運動は一部煽動家の策動によるものなりとの偽稱の報道を爲して居る。然し乍ら事實は全く之に反し、從來幾度もなく行はれたる反對運動、街頭デモ等は、實に大衆的行動のみが有效なる成果を齎すべき事を知りたる人々が、自發的に組織せるものなる事は明かである。

吾等は常に愚劣なるデフレーション政策を攻撃して來た實にデフレーションは産業並に金融を支配しつゝ、ある大資本家と吾等労働階級との間の致命的問題である。吾等は政府の減俸令の犠牲者を糾合し、斷乎たる反政府闘争を敢行せんとするものである。

昨年は行はれたるニースの大會以來、吾等の遂行し來りたる闘争は當局の彈壓を受けた。然し乍ら最後の勝利は遂に吾等のものとなり、反動的なる文相マラルメは遂に其の地位を退くの止むなきに至つた。今後如何なる政府に雖も再び彼を起用する事はなかるべく、又何人にも彼の政策を踏襲する事は出來ないであらう。

今や吾等の成員は漸く八萬を算し、昨年中は三千に過ぎざりし吾等の機關紙購読者數も既に三萬を突破せん。

歌が高らかに歌はれた。

(ロ) 労働總同盟書記長ジューオーの演説

労働總同盟は依然政府のデフレーション政策に反對するものなるが故に、既に數年來甚しく低下せしめられたる凡ゆる労働者の賃銀に再び攻撃を加へんとする減俸賃銀引下は斷じて之を承認する事は出來ない。

一九二五及び二七年以來、吾が労働總同盟は各國政府、殊に佛蘭西政府の經濟政策の與ふる破壊的影響を暴露して來た。若し吾等の主張する國內的及び國際的經濟政策が採用されたるときは、たゞ一九二九年の危機は避くる事を得ざりしと雖も、其の影響は斯くも破壊的ではなかつたであらう。

労働階級は官公吏と協力して、政府の破壊的財政政策に抗爭した。又労働總同盟は、労働者の利益の爲、仕事とパンと自由とを獲得する爲、左翼各派に飛躍して集會を催した。然して舊出征軍人も吾等の機に應じて此の集會に参加した。

此の集會に於て、労働總同盟の政策即ち、一、大規模なる土木事業、二、金融機關の國有國營、三、社會的投資統制機關を設置し國民の貯蓄を全體的利益の爲に投資する事、四、基本産業の國營による經濟統制の實行、等が完全なる支持を得たることは吾等の満足とする所である。

する状態である。又去る五月に行はれたる地方選挙に於ける吾等の得票は一萬に達して居り、吾等の勢力は益々増大せんとして居る。

余は吾が全國教員組合の活動により、労働總同盟と統一労働總同盟との合同の氣運が促進され、來る九月一日には兩者の合同が實現さるべき事を確信するものである。

フアシズムの危険は未だ解消したりとは言ひ難い。然し乍ら去る七月十日、吾等の協力に依り行はれたる民衆戦線の大示威は、吾等の威力を物語るものであり、又昨年二月十二日のゼネストは二月六日のフアシスト示威に對する反撃であり、之等は何れも佛蘭西労働階級に對して政權獲得の自信を與へたるものである。

現在多數黨は無力であり無能である。此處數ヶ月以内に民衆の結合勢力は社會主義革命に依つて政權を其の手に收むるであらう。然し乍ら若しも此の期に當り一度事を誤るときは、世はフアシズムの支配する所となるであらう。』と述べたる後、更に語を續けて、反動的銀行家及び新聞業者等の腐敗、軍部主腦の汚穢を叫び、共產黨と協力してフアシズム打倒、軍事費削減、パンと平和と自由とを獲得する爲に果敢なる闘争を遂行すべき事を述べて其の演説を終つた。

會衆は嵐の如き喝采を送り續いてインターナショナルの

又右四個の原則實現の條件を検討する爲、四個の委員會が任命されたが余は本月末頃迄には其の具體的成果が現はるべき事を信するものである。

労働總同盟と統一労働總同盟との合同に關しては、兩者の交渉は順調に進み、右合同は本年末までに實現すべく又其の原則は兩者の大會に於て決定されるであらう。

今や自由に對する、新なるクーデターが準備されつゝあり、労働總同盟は一九三四年二月十二日と同じくゼネストの指令を發するの止むなきに至るやも知れざる状態である。然し乍ら若しも此のゼネストの敢行さるゝときは、それは前回の如く單なる示威的行動に止まらずして吾等の敗北が勝利かを決する決戦となるであらう。

(ハ) 大會の決議

『本大會は、全體的經濟情勢並に財閥の命令に従つて政府の實施せるデフレーション政策の重大化を確認し、又労働階級の生活條件に對する幾多の攻撃は、フアシズムの仕業であり、公衆の自由並に民主主義制度を危殆ならしむるものと認め。

労働大衆が民衆戦線の集會を成功せしめる事により斷乎彼等の生活と自由を擁護せんとするの態度を示しつゝ、あるを喜び。

右集會に全國教員組合を参加せしめたる組合ビュロー

の處置を承認し。

全國教員組合を以て、如何なる場合にも理想と行動と獨立性を棄つることなき労働階級の機關なりと看做し。

労働總同盟に對して、現下の經濟情勢に適合する綱領の採擇及び其の實施を要求するに共に、又労働總同盟が、フランス諸團體の武裝解除、新聞及び銀行の統制、行政改革及び軍部撤廃を實行し得るが如き政府の建設に努力した

る事を喜ぶ。

更に本大會は小學校内に於て宗教的教育の行はれつゝある事に對して強硬に抗議する以上

尙來年の大會開催地として、ディジョン、モンペリエー、トゥールズ、トゥール及びリール等の各都市が候補地として挙げられたが、票決の結果、リールに決定を見た後、インターナショナルの合唱によつて大會の幕は閉じた。

佛蘭西航空警察の再組織

次に掲ぐるのは一九三五年七月二十九日付ブ・パ・リシアン紙上に掲載せられたるジョルジュ・アルクの航空警察改組に関する所説の要旨である。

吾が國の航空警察は從來極めて幼稚なるものに過ぎず、其の指導者は常に之が改善の爲に努力しつゝ、あつたが、近時漸く其の成果は現はれるに至つた。即ち從來實現不可能なりと看做されて居た再組織計畫が愈々實現可能と認められ、既に航空警察再組織の爲に一部の資金も獲得せらるゝに至つた。斯くて佛蘭西航空警察は再組織の途上にあり、從來の立遅れを取戻さんとして居るのである。

佛蘭西に於ては私有飛行場設置許可願が、一年に三百以上も提出され、一日に約一個の新飛行場が作られつゝある。又ブルジェ飛行場に於ける一日の發着回数は主要航空路のものにても六十を算し、即ち平均一時間に二回以上の發着が行はれつゝある現狀である。之が爲、現在同飛行場に於ける警察官は海港に於けると同様に發着者の旅券検査、密輸入者及び飛行機による不穩パンフレット撒布者の

取締其他に大なる手不足を感じて居るのである。

又航空警察は、國境線上を飛翔し、撮影を行ふが如き疑ある飛行機の追跡、捜査、及び受動的防空への参加等、國防的にも相當重要な役割を演ずべきものであるが、現在航空警察は以上の如き任務遂行の爲、唯八十個所の監視所を有するに過ぎず、然も之等監視所は何れも航空警察専用のものに非ずして憲兵隊、通信省等に所屬するものが之に充てられてゐるのである。従つて佛蘭西の航空警察は未だ寄生的存在にすぎざる有様である。

然し乍ら各監視所は、地理的條件を考慮に入れて配置され、加ふるに通信當局が航空警察に對して凡ゆる通信を優先的に報道し、之に絶對的協力を與へつゝ、あるが故に、各監視所は極めて效果的に其の任務を遂行しつゝ、ある。數ヶ月以來航空警察本部は、容疑飛行機の通過後僅々二分間に於て附近の監視所より其の報告を受けて居る。

今回の航空警察再組織案が、國內要所に無線局を増設して監視網を二倍に擴充すべき旨を規定して居る事は吾等の十分に満足する所である。

又航空警察は怪しき飛行機を追跡監視しなければならぬのであるが、残念な事には未だ航空警察專屬の飛行機が存在しない。現在之が爲には軍用飛行機の援助を恃むより以外には方法がないのであるが、之には實際上各種の困難

が作つて居る。殊に軍用飛行機は容疑飛行機を追跡する場合にも國境を越える事が出来ないものである。

此の故に航空警察の機能發揮に大なる關心を有する陸海、空、通、藏の各省は一致して警察航空隊の設置、殊に出入禁止地帯又は國境通路の近くに警察航空隊の設置を要求して居るのである。又今次の航空警察再組織計畫は約十臺の高速機と優秀なる飛行士を整備し、常に數臺の飛行機を待機狀態に置く事として居る。

尙隣接諸國との協定を結ばば、佛蘭西の警察機は直ちに國境を越えて怪飛行機の追跡を執行し得るに至るであらう。

航空警察再組織は必然的に完全に整備せられたる中央機關を必要とする。之が爲に再組織實現の曉には中央機關には各種近代裝備と多數の専門家を配し、以て其の使命遂行に遺憾なからしめんとする。又各警戒區域には夫々數名の專任者が配屬され、情報の蒐集、調査其他の任務に服する筈である。

此處に一言すべき事は、ブルジェ飛行場の如きも最近まで夜間に於ては全く警察的監視の外に置かれ、巨額の金輸送の行はれる場合には相當の危険があつたのであるが、今回の再組織が實現するときは國內八ヶ所の空港も必要なる人員を整備し、完全に其の任務を遂行し得るに至るので

ある。又軍用、民間其他税關なき飛行場も屢々警察の臨検を受け密輸入其他の取締が勵行される事ならう。
然し乍ら航空警察の再組織も無電警察よりの協力連絡がなければ充分に其の効果を擧ぐる事が出来ない。無電航空との間に密接なる關係の存する事は論を俟たず、又之等兩者が協力してスパイ行爲を働くときは恐るべきものがあるのである。吾が國內、殊に飛行場の附近には數多の秘密無電發信所及び受信所が存在する事實に鑑み警視廳には航

空及び無電警察部が新設せらるる事なるであらう。斯くて將來全バリーの上空は警視廳の直接的監視下に置かれるわけである。
將來は各種技術の進歩に伴ひ、無音飛行機の出現も豫想されるし、又國際情勢の現状より見ても、航空及び無電警察に對しては必要なるものは一切之を與へる事が必要である。

奧地利

シュレーニツク内閣の施政方針

一九三四年五月一日新憲法制定後の奧國聯邦議會初會議は同年十一月三十日に開催されたが、本年五月二十九日に會議が開催され其席上首相は國家及國民の意思を代表して奧國の「無差別待遇、平等の權利、平等の名譽の承認」を主張した、右演説は同内閣の施政大綱を示すものであつて、ウィーン市諸新聞は之を歴史的なものとして大々的に報道した。
首相が傳へらるゝが如き記録的演説を行つたのは驟然たる中歐政情延いては全歐の諸政情の變化に伴ふ奧國の立場を宣傳せんとした爲である事は勿論であらうが、直接には奧國獨逸の軍事條項廢棄宣言に刺戟されたものと思料される。左は一九三五年五月三十日「ノイエ・フライエ・プレス」の轉載から譯出した記事である。

一 内政問題

政府の所信と政策 一九三四年十一月三十日、新組織を完成した聯邦議會は、此日其の第一回會議を開催し、オーストリアの新らしい歴史の一步を踏み出したのであるが、當時余は我國の新立法團體を前にして内治、外交、社會、經濟等の各分野に亘つて政府の所信と政策を披瀝したのであつた。我國が、諸外國と等しく恐慌を克服しなければならなかつたのは言ふ迄もないが、殊に我々は一九三四年の諸事件、二月のウィーン社會民主黨の蜂起、七月の奧國ナチスの叛亂等の痛手に深く悩まされたのであるから、政治的にも經濟的にも財政的にも異常なる困難を経なければならなかつた。國家及社會の新建設といふ創業の困難は至る處に伏在したのであるが、我々は徐々然し堅實に前進の歩武を進めて來た。蓋し、祖國への愛が總ての政策の基調をなしてゐるからである。

新憲法組織の進歩 新興オーストリアの建設が、故ドルフス首相の意圖した目的に向つて邁進しつゝあるは言ふを俟たないことであつて、彼の精神は、既に一九三三年トラブレンブラツツに於ける演説に明であつて、其の大綱を宣言した憲法、仍ち國家の新統制といふ事に表はれてゐた。

其後六箇月を経た一九三四年五月一日には聯邦新憲法が發布され、更に半年後の十一月一日には聯邦立法團體が暫定的に成立し、三週間後には聯邦議會が開催されたのである。

議會機能の開始以來今日迄約半期を経過したが、我々は過去における政治、經濟、財政等の活動を反省すると共に現在の時期を正確に認識し、以て現在及び將來に亘り、オーストリア國家を完成する目的に向つて邁進しなければならぬ。

故に我國並に全歐洲を動搖せしめつゝある外交問題に關する言説等に對し注意を拂ふことは極めて肝要であつて、殊に獨逸國總統が五月二十一日同國國會に於てなした政綱演説の如きは、直接に間接にオーストリア國の名を引用して外交問題を論じてゐるが故に、我々は我國の立場を宣明し堂々主張を述べることが必要であるを信ずる。

樂觀すべき見通し 既往に於ける聯邦議會並に立法諮問機關の活動の跡を顧みて余は欣快の念に堪えない。重要諸法律案は議會を通過し、その重なるものを列記しても、労働組合、財團、道路警察基礎法、軍事裁判所法等々があり營業的社會保險に關する聯邦重要法律も通過したるをもつて、此等は亦社會立法の重要な保證となるであらう。

伊太利との文化協調法が相互扶助の原則の上に成立し、

之が兩國家の文化的促進に資すべきは勿論であるが、此處に、我々は同様の趣旨を以てハンガリーとも文化協調法を成立せしめた。此等の立法工作は、祖國戰線内部職業的團體並に組織の團結に依つて實らされたものであり、之によつて國民と祖國戰線の思想は相一致し、決定的な諸問題において國民は常に團結するといふことが證據立てられた譯である。

國家の維持 オーストリア國家は、公法的諸機關、行政及委員會の全體、聯邦、州、市町村立法諸團體、職業的組織及專門職業組合の凡ゆる分野に亘つて國家の滅亡を招くが如きを極力排撃し、専ら國家を維持發展せしむる所の代表者、即ち國家を否定せず之を肯定し、更に進んで國家の使命、義務、責任を痛感し、之を双肩に荷ふ意氣に燃え立つ人々に依つて代表されるものである。従つて、かゝる人士を包含し之を組織化した祖國戰線がオーストリア國家に於いて占むる地位は、炳乎として明らかであらう。

人民投票のスローガン 新興オーストリア國に對して爲されてゐる計畫の一は此の人民投票の宣傳であつて、オーストリア國民社會主義者の目指す所は、社會主義的、デモクラシー的組織よりなる現制度下に於いて、此要求をもつて同情と理解を克ち得んとするものであらう。然しそれはもう手遅れだ！我々は既に七月二十五日（一九三四年）

人民投票試験済になつてゐるのである！我々が強制したのでもない、義務を負はしたのでもない所の、尊い奧國人の何人も忘れることの出来ない血潮の投票が此日行はれたのであつた。自由、獨立のオーストリアの建設、これが此の血潮の賜である！

デモクラシーの問題 我國に於いて人民投票の要求を爲す人々の綱領は、議會主義的デモクラシーの形態は責任ある策の積極的遂行を行ひ得ず又人民の完全なる意思の發現でもない。といふ事を主張する。然しながら此様な早急さをもつて新に制度を打倒するにしても、それは何等人民の意思の發現機關たる能力は持ち得ないのであつて、論者のみの利益に歸するだけに終るであらう。昔日の意味に於ける議會主義的デモクラシーは既に克服されて終つた。我々新憲法は、國民の意思を充分に尊重し、そして其時期、テーマ、方法、等に關しては新憲法の精神に則る代表は本日此處に見ゆる諸君の賛成を経て之を行はんとするものである。

二 經濟財政問題

商業政策の成果 政治的發展と共に商業政策の領域に於ても、ルーマニアとの商品支拂取引協定を始め、オランダ及デンマークとの配當協定、チェッコ・スロヴァキア及ボ

ーランドとの一時取引等々が行はれたのであるが、その目的は我國輸出品販路の開拓決算關係の更新を達成せんが爲であつた。特に本年二月一日實施せられたイタリーとの協定は極めて重要であると思ふ。此爲我國の意圖する販路擴張は一應成功したし、イタリーは之に對し關稅取引を保証したのである。尙昨年十二月に於ける對佛輸入制限の相互協定も特筆すべき事柄であつて、之に依り我國輸出工業はフランス市場に於ける活動を確保された譯である。

斯くの如くにして政府は我國物產の取引を旺盛ならしむるに努力しつゝあるが、失業者の難は現在全面的に除かれてゐないといへ、政府の對策は國內産業の改善と共に之に對して將來樂觀すべき傾向にあるといつてよい。

愛國主義と社會的救護施設 以上の結果を綜合して觀察するに、我が國における愛國主義と社會的救護施設は全く符牒を一にしたものといふべく、今後における經濟政策の發展は益々順調に進み隣國獨逸とも相互の取引上支障を來す危懼は存しないと觀る事が出来る。

勞働公債 一九三三年以來、政府は失業救済に力を盡してゐるが、之に對する長期公債は昨年に於て一億五千五百萬シリングに達し、其効果も我々の豫想に違はず順調に進んでゐる。此の公債の財政的結果は信用機關の保證を得て確保されてゐるが、此公債こそは我國國民經濟の向上の道標

となるもので、従つて之はオーストリア國政の運用に對する奧國國民の信頼を克ち得るものである。

新らしき段階 我國立銀行の固定金本位政策は、諸外國の信用を得てゐるが、此現象は祖國建設の新段階が形作られた、ある事を裏書するものであつて、余は我國の愛國者達が残らず此の經濟建設に力を致し、以て精神的物質的兩方面から祖國の新事業の實を擧げられむことを希望する。

全體の利益の爲めに 全體の爲に個人の利益に制限を設くべきは何人にも明らかなる事であつて、今更論する迄もないが、現在の時局の如く協力、一致を絕對に必要とする場合には、寧ろ之は各人の義務であると思ふ。故に我々は此目的を見失ふ事なく自己の良心に従つて邁進すべく祖國戰線の全國指導者の職責、聯邦首相の政府事業の遂行も此精神の下に行はるべきである。

國民への奉仕 聯邦議會議員諸君各自は、政府、中央行政、地方行政、市町村行政の孰れに於ても、常に祖國と國民への奉仕者である事を何よりも先づ自覺しなければならぬ。之が憲法に規定せられた權力的指導權の實を擧ぐる礎石をなすものである。オーストリア國民及び祖國戰線の内部に斯くの如き根本條件が具備した時、政府の目的も新しい段階に昇る事が出来るであらう。

經濟各部門の保護 經濟及經濟各部門に於ける建設事業

農業並に實業政策等に關し特に其大なる注意を拂ふべく、政府は不當なる價格騰貴に對して取締を行ひ、尙消費者と生産保護の狀態に留意しなければならぬ。蓋し生産保護は國民に勞働を促進するからであつて、我國には組織的・統一的なカルテルの如きものが全く存しないから今後此方面に大に力を致すべきであらう。

三 軍備問題

新興奧地利の安全と存続を顧ふには學校教育の使命たる精神的防衛力と其補習ともいふべき祖國戰線青年指導部の使命を第一に推さなくてはならない。而して物質的防禦力は我國の軍備の充實に俟つべきであつて、軍備平等權の要求は既に之を公にした。此の公の聲明に於て我々は一般軍備制限の撤廢を主張したのであるが、右平等權の行使は其日時は奧國自身のみが決定權を有してゐる。かくて奧地利は第一に志願制防衛諸團體と協力一致して祖國の維持と權利を護らんとするものである。現に我國は去歲に見るが如き内亂の徴候に對し之を未前に撲滅するだけの力量を備ふるに至つてゐる。

四 對外諸問題

ナチス問題 國民社會主義を標榜する秘密組織の一派は

奧地利の外交政策を目して民族を裏切るものとなしてゐるが、我々は彼等の所謂純獨逸國民社會主義なるものを理解する事が出来ない。國籍問題に終始する限り夫は純獨逸的國內事件に過ぎないものであつて、從つて獨逸現行法「黨及國家の統一の爲の法律」の意義を我々は諒解し得ない。國民と國家の境劃が合致しないのに黨及國民の統一承認の要求は全く當らない譯である。

ゲルマン國家たる事の承認 奧地利がゲルマン國家である事は不動の事實であつて、將來共に此事に變りはない。そして特に之は我々が文化協定を結んでゐる國々の理解してゐる所であつて、それ故にゲルマン的文化の爲に渝ることなく盡力するといふ事は崇高なオーストリア國古來の遺産でもある。

國民社會主義と獨逸主義 オーストリア・ナチスは我國の國內問題であつて、それは専ら我國の主權に服従すべきものである。從つてナチスが新興オーストリア國に刺込む餘地が無いといふ事は、我々が「獨逸主義の確立はオーストリアの滅亡を條件とする」といふが如き考に全然組する事が出来ず、又「舊オーストリア國の存在は歴史上の過誤であつた」なみの主張に耳を藉さない故では無いのだ。

オーストリアと世界 我がオーストリアの政治的、經濟

的領域に於ける業績が故首相ドルフスの思想と絕對に不可分である事は全世界の認める所であり、從つて我國は歐洲に於ける平和愛好の文化的要素を形成してゐるのである。されば我等の友邦は我國の獨立と自由の爲の闘争に對し深甚なる同情と理解とを示す事を惜しまないであらう。傳統的に友邦として親交あり且つ運命的に共同體としての特性を具へる隣國ハンガリーの如き其第一に指を屈すべきものであつて、兩國は既に經濟的にも相互協調の實を擧げつゝある。

英佛兩大國との關係も好轉を示し、政治的にも經濟的にも文化的にも著しい成果を擧げてゐるが、特にフランス當局の理解ある態度に依つて政治經濟兩分野に極めて樂觀すべき傾向が現はれて來た。

友邦としての親誼を一層深める事を我々の希望としてゐる國々、チエツコスロヴァキヤ共和國、ユーゴスラビヤ王國及び特に古來傳統的に盟邦としての友誼深いスイスとの關係も愈々順調に進みつゝあるが、尙我々は直接に我國と境を接してゐない國々、例へばポーランドとの文化的經濟的結合を實現する事を極めて重要な問題だと考へるものであつて、その點最近ビルズドスキーを失つた同國に對し深甚の哀悼の意を表せざるを得ないのである。

ムツソリーニへの感謝 經濟的にも文化的にも我國が最

大限の理解を示してゐる伊太利との關係は依然として變る事は無い。私は席上昨年に於ける我國の受難の日に際し滿腔の好意と親切を與へた伊太利政府首腦部に深く謝意を表したいと思ふ。此の關係が所謂非合法的國民主義の反宣傳の具に供されたのであるが、伊太利は決して我國の内政に干渉したものでない事を私は此機會に宣言しておきたい。

獨逸國との關係 故聯邦宰相エンゲルベルト・ドルフスは其死に至る迄の二年有餘の歲月の間、獨逸との遺憾に堪えない關係に就いて終始頭を悩ましたのであつた。獨逸、奧兩國獨逸的國家が此間互に緊張の度を示し、兄弟隣にせめいだ事は我々奧國民の忘れんとして忘れ得ない問題である。兩國の關係を好轉し和協の位置に引戻し得る自然的な條件は、たゞ政府及平和愛好の奧國民が奧國の運命を國境外から妨害せんとする勢力を斷乎反撃し得る所の奧國の權利を承認するより他にはないのである。

ヒットラーの演説 獨逸首相は世界を震撼せしめた彼の演説に於いて奧地利の態度を明にすべしとの口吻を洩してゐるが、彼の曰ふ平和維持の必要の如きは日夜我々の努力してゐる所であつて、平和破壊の行爲を防止する工作のある所常に我國が参加しないことは無かつたのである。諸國家との間に結ばれた協定、協約の一つとして、かゝる目的の

現はれてないものはない。獨逸はオーストリアの内政に干渉し若は之を獨逸に合併しようとする意思も希望も有たない。『ミフヒットラーの聲明を我々は甚だ満足に思ふ次第で、我々は國際間の協調が外敵の侵入を極力阻止し得るやうになるのを衷心願はずにはゐられない。』

オーストリアの要求 今や私は自己の結論を述べべき場合となつた。私は我國の政治的領域に於ける諸要求を簡單に三つの綱領の下に包括してみたいと思ふ。オーストリア

國が充分の權利を以て主張し要求し得るのは即ち、第一に平等の取扱を受くべき事、第二に平等權の原則的承認、第三に平等の名譽の承認である。

我々は我國の崩潰の時代を永久に忘れず將來の國力恢復の爲に努力しようと思ふ。そして如何なる意見の相異があつても、その精神は常にオーストリアの復興の爲に捧げられなくてはならない。

北米合衆國

米國共產黨の労働組合侵蝕

一九三五、六、二一、紐育タイムス

組合に對して嚴重なる警告を發した。

然るにその警告があつたにも不拘六月廿日を期して、紐育市マンハッタン・オペラ・ハウスを會場として、亞米利加労働總同盟の國際毛皮産業労働者組合と共產黨の毛皮産業労働者組合とは、即つて示威的に、共同大會を大々的に開いた。

最近亞米利加労働總同盟傘下の國際毛皮産業労働者組合と、米國共產黨が『二重組合戰術』(Dual Unionism)によつて組織してゐるところの毛皮産業労働者組合とは、戰線統一を名目として合併せんとする傾向が著しくなつて來たのに鑑み、總同盟會長ウィリアム・グリーンは國際毛皮産業労働者

會場の都合で集會場を二部に分ち約三千名は二階大廣間に、他の二千五百名は中央講堂に集合せしめたのであつたが、なほ七百餘人許りの人々は満員の爲め入場することが出來ないで歸つたほどの盛況であつた。

これら二つの組合は會場を別れてゐたが擴聲機を使用して、兩會場も同時に開會して同じ演説をき、得るやうにしたのであつた。先づ第一番に壇上に登つたのは、國際毛皮産業労働者組合のヒエトロ・ルツチであつた、その他國際毛皮産業労働者組合の幹部連は交々登壇して毛皮産業労働者組合と戰線統一の趣旨を熱心に説いて、その徹底に努めたのであつた。併しその間毛皮産業労働者組合側よりは、誰れ一人として壇上に立つたものはなかつた。

人数よりいへば絕對多數を占めてゐる毛皮産業労働者組合の幹部全員が沈黙を守つて、共產黨ならぬ他の労働組合の指導の下に會の進行を委ねたのは兩者間に前以て打ち合せが出来てゐたのであつて、この戰術によつて共產主義者も他の組合員同様堅實なる労働團體の一組合員となり、相提携して行き度いと云ふ希望を有するものであつて、何等他意あるものではないことを表明せんとしてゐるのである。斯く頗る慎重なる態度を持してゐるのは、此の會の前日亞米利加労働總同盟より發せられたる警告即ち除名處分を避けたための一方策に出てたやうである。

ベン・ゴールドに對して嵐の如き登壇要請——大會が始まつてから一時間ばかりの後ヒエトロ・ルツチが壇上に立つてゐた際、共產黨最高幹部ベン・ゴールド(Ben Gold)は彼の身邊護衛及び顧問三名を伴つて會場に現はれた所、これを見た會衆は、全員總立ちとなつて『ゴールドが來た、ゴールドが來た。吾等の待ちあぐんでゐた人が來た、ゴールドを壇上に起たせよ、ゴールドに演説をさせよ、ゴールドだん』と、会場内も割れるやうな歡迎の聲を浴せかけたのであつた。

然しゴールドは彼等の熱狂的な歡聲に一言の應答も與へやうとせず、沈黙裡に席に着いた。またルツチも彼に當日の指導者の席を譲らうとしなかつたので、一時會場は騒然たる混雜に陥り演説も爲めに一時中止するの止むなきに立ち至つたが、漸くにして、これはその前日開催されたる兩組合幹部の會合に於て、兩者間に成立したる協定に基づいて、ゴールド始め毛皮産業労働者組合の幹部連一同が本日は壇上に立たないものであるといふ理由が明らかとなつたので、不平滿々たりし會衆も漸く落着きを取り戻すに至つたのである。

當日大會に於ては過般加奈陀・トロント市に於ける國際毛皮産業労働者組合全國大會席上に於て決議せられたると同様な條件即ち全國大會に於ける『戰線統一』の決議を可決採

擇するに共に、各地にある毛皮産業労働者組合の統制権を決定する爲め、向ふ四十日間以内にこれが選挙投票を執行することを決議した。此の選挙は國際毛皮労働者組合員を共産黨の登録名簿中に記入しなければ投票を行ふことが出来ないもので四十日の猶豫期間を與へたのである。

如斯、表面上は單に兩組合の「戦線統一」を名目としてゐるが、その實際に至つては、即ち共産黨の「内面から孔を穿つ」(Boeing within)の戦術がその功を奏して、亞米利加労働總同盟の有力なる一加盟組合が共産黨の手中に見事奪取せられた結果となつたのである。國際毛皮労働者組合員数は約一萬五千人であつて、うち紐育市に於いて此の組合に属する数は約一萬人である。

右組合は大會決議に基いて、以來共産黨系の組合の者を陸續に入會せしめてゐる。勿論新入會のそれ等共産黨系の組合員も選挙権を持つてゐるのであるから、来るべき役員改選期までには、共産黨側が完全に地盤の總てを獲得して現在の會長以下國際毛皮労働者組合の幹部は驅逐されることは必然の結果である。その場合に於ても總同盟が除名しない限り彼等は加盟組合として總同盟傘下に留まることを希望するであらう。

尤も現在の役員は加奈陀、トロント市の全國大會に於て選定せられたビエトロ・ルツチを委員長とする七人の委

員を今回の六月二十日の兩組合共同大會に於てそのまゝ、選任することに決定したので、その任期二ヶ年間は右七人の委員によつて、諸事萬端合議の上處理され統制されることになるのであるが、實際に於ては、彼等はその任期中に雖も今後相當の勢力を把握し續けることは甚だ難事であつて、早晩有名無實の地位になり終るのが落ちてあらう。

その理由としては現に大會に於て今後の方針について、『米國労働總同盟の旗印の下に結束して統一されたる北米合衆國及加奈陀兩國の労働運動に不可分の地位を守り友情を盡す』ことを聲明してゐるを以てもその意のあるところを窺知することが出来る。

ウィリアム・グリーンンの警告——六月初めトロント市に於て開催せられた國際毛皮労働者組合の全國大會席上、共産黨系の毛皮産業労働者組合よりの「戦線統一」の申込みに應ずる件を可決した。これは共産黨が從來は米國労働總同盟に對抗する爲めの「二重組合」戦術を採つてゐたのであるが、近來は、その戦術を變更して再び昔の「内部より孔を穿つ」戦術に歸つたのである。今回の國際毛皮が毛皮産業を手を相携へて戦線統一を決議するに至つたのは、内部より孔を穿つ戦術がより巧妙なる戦術である確信を有することを意味するものである。

この情勢を察知した總同盟では彼等の合併(戦線統一)を默認するに於ては、延いては將來總同盟の運動に過根を胎すことになり、その及ぼす悪影響が甚大であつて、遂には拾収出来ない由々しき大事に立ち至る必然性を多分に持つてゐる。彼等は表面上は他の組合と同様労働團體の一組合として誠實を盡す外他意を存するものではないことを熱心に表明して居り、又十分に行動を慎んでゐるが、斯かる戦術には最早總同盟としては胡魔化されないであらう。又斯る共産黨の一組合を手を携へて戦線を統一せんとするは、米國の労働運動史を繕いた人ならば誰れでも、その行動は亞米利加労働總同盟の傳統的な反共産主義精神に根本的に反するものであることを知るであらう。

そこで總同盟主腦部では六月十九日に、過去十年間、最も共産主義左翼運動に悩まされて來た被服産業労働組合と總同盟との中間に立つて、その闘争を指導して來たところの、總同盟副會長ウォールを中心とする被服労働者組合のビツグ、スリー、——合同被服工組合長シドニー・ヒルマン、國際婦人労働者組合長デヴィッド・デュビンスキー、帽子及婦人裝飾具労働者組合長マックス・ザリツトスキー——三組合長會議を開いたのである。

熱議の結果、總同盟會長グリーンンの名に於いて、正式に警告を發することとなつたのである。然し、これは單に毛

皮労働組合に對してのみ發せられたものではなく、總同盟に加盟する全組合に對して次の如き警告が發せられたのである。即ち「共産黨系の組合に門戸を開かんとするが如き行動をなす地方組合は、總同盟より除名さるゝこと、及び斯る加盟組合を承認する國際的、又は全米的組合も同様の處分を受くること」であつて、總同盟としては相當強硬に決意を固めてゐたのである。

此の警告は、共産黨及び共産主義者に對して「實戦布告」をなしたものと稱せられてゐる。此の警告によつてシカゴ市労働總同盟では共産黨系團體或ひは組合は、今後如何なる形式に於てもシカゴ労働總同盟には加盟を許さぬ旨を聲明して明瞭な態度をこつたのである。

國際毛皮労働者組合のルツチの聲名——大會に先つてルツチ組合長も亦次ぎの如き聲明を發表したのである。即ち「國際毛皮が共産黨系の毛皮産業に對して門戸を開きたることによつて恰も總同盟が共産黨員をその傘下に抱擁する形となり、その蒙る影響は甚大であつて、總同盟の傳統的精神に反すること、之れより大なるはないとして總同盟首腦等蛇蝎の如く吾等の行動を非難し嫌忌して、威嚇的にこれが蠱滅を計らんとしてゐるが、吾人としては我等の母體たる亞米利加労働總同盟に敵對行爲をなす意思は毛頭ない。のみならず、従前同様、積極的に總同盟を擁護

して、誠心誠意忠節を盡さんことを期してゐるのである。今般我が組合が共產主義の毛皮組合と統一戦線を結成するに至つたのは、加奈陀トロント市に於ける吾が組合の全同大衆の決議に基くものであつて、余一個人の権限を以て右最高決議を變更することは到底許されざる所であるのみならず、單なる組合長たる余の職權として最高幹部に於て採擇したことの條項に服従して、我が組合の門戸を開放し政策的ならざる限り、即ち善意を以て組合に参加を求むる者は如何なる者も衷心より、これを歓迎するものであつて、余の立場としては、人事を盡して天命を全ふするより外はないのである。尤も我が國際毛皮労働者組合と毛皮産業労働者組合とは過去十年間に於て内外の事情の刺戟によつて産地、市場、商店及び街頭等に於て、吾が組合員の利益を阻害するものであるとして、事々に敵視し衝突し屢々流血の慘事を繰返へし、久しきに亘つて争闘を續けて來たが、これは兄弟鬩にせめぐの愚を演じたるのみにて相互に何等成果を得るどころがなかつたのである。これは余の無能の致す所であつて、遺憾此の上もない事である。が今同主義、利害を共にする兄弟が一つ屋根の下に完全に結束することを得たるは、此の上もなく喜ばしき事であるから、共產黨員も此の際充分に自重して優秀なる毛皮労働者組合の、政策達成に盡さんことを切望して止まない次

第である。

尙ほ向ふ四十日間以内に行はるべき共產黨を含む國際毛皮労働者組合の役員選挙に際しては、公平無私の立場より清き投票をせられんことを望む旨を附言した。

國際毛皮労働者組合ボストン支部副會長、サミュエル・ブツコウイツチも國際毛皮と共產黨系の毛皮産業とが相携へて、積極的に統制強化を計ることになつたのは、既に決定的の事柄であつて、これに對し總同盟も雖も干渉を挟むことを許さない、のみでなく如何なる故障も逡巡するところなく斷乎として排撃し、一路兩組合の結束に邁進するものである。が然しこれが目的達成に當り、無謀なる策動或は露骨なる暴力を以てするが如き行動は、此際努めて避けんことを切望するものであると組合員を戒めた。

又毛皮産業労働者組合長ゴールド並に共產黨側の幹部アー・ル・ブローダー等は總同盟會長グリーン及び副會長ウオー・ルの發せる警告なるものに對し、堂々たる反駁の聲明を發したのである。

ダヴィッド、デュビンスキー「警告」への経緯を語る——總同盟の旗下に於て所謂ビッグ、スリーのうちの一組合である國際婦人労働者組合長ダヴィッド・デュビンスキーは該問題の経過につきて大要左の如く語つた。

「紐育の國際毛皮労働者組合の幹部連は、六月上旬、加

奈陀トロント市に於ける會議に先立つて、我が國際婦人労働者組合に非常に接近して來て、同組合維持に關し一層の經濟的援助方を要望したのであるが、余は斯かる問題は我が組合の一存にて處理すべき性質のものではない、これは主に全被服産業組合より援助を受けるのが至當である旨を回答したるに、國際毛皮の幹部連はその理の當然なることを悟り、亞米利加労働總同盟會長ウィリアム・グリーンに對して、全被服産業組合會議を開催して、右經濟的援助の件を諮るべく要請したのである。

然る所、會長グリーンは彼等の懇請を容れて、直ちにマシュー・ウオール總同盟副會長をして紐育に於ける總同盟旗下の全被服製造業者組合に對して、會議を召集することに命じたのである。於茲前記の目的の爲めに召集をうけたる各組合代表は六月十八日、ウオール副會長の事務所に集合したのである。

當日右會議に列席したる主な人々は、グリーン會長、ウオール副會長を初めとして合同被服工組合長シドニー・ヒルマン、紐育労働總同盟の代表者ウィリアム・コリンズ

等であつて、國際毛皮労働者組合の會計援助の件につきて熱心に協議を進めたのであるが、會議最中偶々國際毛皮幹部は、最近紐育にある共產黨系の最左翼の毛皮産業労働者組合の幹部と密に共同會議を開き、投票によつて兩組合の合併を決議したる事情が明らかになり、遂に、會計援助の相談會は其のまゝ、立消えとなり、形勢は一轉して國際毛皮労働者組合の總同盟の傳統を破る不都合なる行動を責めて、茲に警告を發して、宣戰布告の形となりて對峙するに至つたのである。

元來共產黨の毛皮労働者組合の員數そのものは、亞米利加労働總同盟全體の加盟員數に較べれば誠に微々たるもので問題にならない程ではあるが、若萬一「戦線統一」が益々進展して、之れに共產黨の侵入を許して、彼等の變更した「内面より孔を穿つ」戦術を以てせば、やがて被服産業全體にその影響が及び、總同盟の運動を阻止するに至るは勿論、延いては山々しき大事なるを以て、禍根を小なるうちに絶つ爲に、上記の如く「宣戰布告」になり、總同盟の積極的な統制強化になつたのである。

コミンテルン執行委員会第一回總會の開催

「コミンテルン」第七回世界大會後新執行委員に依る執行委員会第一回總會は、八月二十一日「モスクワ」労働組合會館に於て開催せられ、左記の如く「コミンテルン」執行委員会幹部會員及び同書記局員を選出したるが、書記長には「デイミトロフ」が選出せられた。

尙部會員として日本より岡野（野坂參貳）が選出せられて居る。

幹部會員（十九名）

ゴットホルド
デイミトロフ
カシエン
コロロフ
コブレニク
クリシネン

同候補（十二名）

ブラウアル
ブロンコフスキー
ガラヘル
ガルランディ

書記局員（七名）

デイミトロフ（書記長）

エルコフ

クリシネン

同候補（名三）

モスクグインM・A

レンスキー
マヌイルスキー
マルチ
モスクグインM・A
王明
岡野

ヘツケルト
ケレル
廣新
シンゲロツト

マヌイルスキー
マルチ
ビツク

フローリン

ビツク
ゴットホルド
スターリン
トレス
フローリン
フオステル
エルコフ

ロズフスキー
ミハル
ワイモンド
ツウオミオン

ゴットホルド

王明

（H・M）

研究資料

獨逸に於ける労働勤務法

一九三五、六、二八、フエルキツセル・ベオプアハテル

ヒットラー内閣は六月二十六日労働勤務法を制定し從來の志願労働勤務を義務制に變へた。

志願労働勤務はブリュンク内閣時代獨逸青年の心身鍛錬を目的として計畫されたものであるが、それはヴェルサイユ條約に依る徵兵制度の廢止に伴ふ青年の志氣頹廢を救はんとして生れたのであつた。

其後失業者の激増と共に各政黨も之を其の政綱の一に掲げる様になり、一九三一年六月五日には政府の失業保險に關する緊急令に依つて志願労働勤務は正式に承認され、更に一九三二年七月十六日には「志願労働勤務に關する命令」を發布して政府は滿二十五歳以下の青年に對し勤務に加入し得る權利を與へた。

一九三四年度には志願労働勤務營舎數一千以上人員約二十五萬に及び、彼等は不良耕地の改良、開墾に従事し、獨逸の經濟政策たる自給自足に歩調を合せ、又新耕地に移住することによつて都市の人口集中を緩和し且つ失業救済にも資してゐる。

本法に依り全獨逸青年男女は労働奉仕をなし國民社會主義的教育を受ける義務を負ふこととなつた。かくの如き強制教育は重要な軍事的意義を有するものと考へられるものであつて、本年四月一日より實施する新徵兵制度によるに一九一四年壯丁は之を入營せしめ、一九一五年壯丁は之を労働勤務に編入することに據るも此事は明に首肯出來るであらう。

労働勤務法

研究資料

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一章 全國勞働勤務

第一條

- (1) 勞働勤務ハ獨逸國民ノ名譽勤務トス
- (2) 全國逸青年男女ハ勞働勤務ニ從事シ國民ニ奉仕スルノ義務ヲ有ス
- (3) 勞働勤務ハ國民社會主義ノ精神ニ於テ獨逸青年ヲ國民共同體及眞實ノ勞働理解就中手工勞働ヲ尊重セシムヘキ目的ノ爲ニ教育スヘシ
- (4) 勞働勤務ハ公益事業實施ノ爲ニ之ヲ定ム

第二條

- (1) 勞働勤務ハ内務大臣ニ隸屬ス 全國勞働指導者ハ同大臣ニ屬シ勞働勤務ニ關スル命令權ヲ行使ス
- (2) 全國勞働指導者ハ勞働勤務全國指導部長ニシテ組織ヲ定メ勞働使用ヲ統制シ且ツ教育訓練ヲ指導ス

第二章 男子青年勞働勤務義務

第三條

- (1) 總統兼首相ハ毎年徵集スヘキ勤務義務者ノ人員ヲ定メ及勤務年限ヲ決ス
- (2) 勤務義務ハ早キハ滿十八歳ニ達シタルトキニ始マリ遲キハ滿二十五歳ヲ以テ終ルモノトス
- (3) 勞働勤務義務者ハ通例滿十九歳ニ達スヘキ曆年度ヲ以テ勞働勤務ニ徵集セララル志願ニヨル勞働勤務加入ハ此年度ノ前ニ之ヲ爲スコトヲ得
- (4) 勞働勤務義務者及志願勞働勤務者ニシテ三十日以上ノ自由刑ニ處セラレタル者ハ第十六條ニ依リ勞働勤務ヨリ退所セサル限り追勤ヲ爲スヘキモノトス

第四條

勞働勤務義務者ハ勞働勤務徵集所之ヲ徵集ス

第五條

- (1) 左ノ各號ニ該當スル者ハ勞働勤務ヨリ除名ス
- (イ) 懲役ニ處セラレタル者
- (ロ) 公民權ヲ有セサル者

(ハ) 刑法第四十二條イ項ニ依リ保安矯正處分ヲ受ケタル者

(ニ) 破廉恥行爲ニ依リ國民社會主義獨逸勞働者黨ヨリ除名セラレタル者

(ホ) 反國家的行爲ニ依リ處罰セラレタル者

- (2) 内務大臣ハ本條第一項ハ及ホニ付例外ヲ許可スルコトヲ得
- (3) 勞働勤務義務者ニシテ官公職就任資格ノ剝奪ヲ宣告セラレタルトキハ右名譽刑ニ定ムル期間満了後之ヲ徵集スルコトヲ得

第六條

- (1) 勞働勤務ニ全ク堪エサル者ハ之ヲ徵集セス
- (2) 勞働勤務義務者ニシテ外國ニ在ル者若ハ長期間ニ亙リ外國ニ赴カントスル勞働勤務義務者ハ二年例外ノ場合ニハ引續キ外國滞在期間中勞働勤務履行ヲ免セラルコトヲ得

第七條

- (1) 非「アリアン」人又ハ非「アリアン」人ト結婚セル者ハ勞働勤務ニ加入セシムル事ヲ得ス 何人ヲ非「アリアン」人トナスカニ就キテハ全國官吏法第三章第一條イ項ニ關スル一九三三年八月八日附内務大臣ノ準則ニ之ヲ定ム
- (2) 非「アリアン」人ニシテ兵役法第二章第二十五條ニ依リ兵役資格ヲ宣告セラレタル者ハ又全國勞働勤務ニ加入スルコトヲ得

但シ勞働勤務ノ長トナルコトヲ得ス

第八條

勞働勤務義務者ハ二年迄業務上已ムヲ得サル事由アルトキハ五年迄徵集ヲ猶豫セラルコトヲ得

第三章 女子青年勞働勤務義務

第九條

女子青年勞働勤務義務ニ關スル規定ハ特別法規ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 勞働所屬者ノ權利及義務

第十條

- (1) 左ハ勞働勤務ニ所屬ス

第十一條

- (イ) 幹部
(ロ) 徵集セラレタル労働義務義務者
(ハ) 志願労働義務者
(ニ) 勤務内ニ於ケル特定事務ニ付雇傭契約ニ依リ人員ヲ雇傭スルコトヲ得
(一) 幹部ハ指導者及管理者並其ノ候補者ノ定員ヲ以テ組織ス指導者及管理者定員ハ全國労働義務ヲ以テ其ノ職業トナス

第十二條

- (一) 指導者候補者ハ定員指導者ニ昇進スル前ニ少クとも十年間繼續勤務スヘキ旨文書ヲ以テ契約シ且「アリアン」人タルコトヲ證明スヘシ但シ國防軍現役義務ヲ終了シタルコトヲ要ス
(二) 定員指導者及管理者ニシテ一定年ニ達シタルトキハ原則上退職スルモノトス
(三) 他ノ行政官吏ニシテ全國労働義務ニ轉勤セル者ニ對シ從來ニ得タル財産法上ノ權利ヲ保有セシム
(四) 總統兼首相ハ全國労働義務所屬者ニシテ労働指導者級以上ノ者ヲ任免ス爾餘ノ幹部ハ全國労働指導者ノ上中ニ基キ内務大臣之ヲ任免ス内務大臣ハ全國労働指導者ニ對シ右ノ權限ヲ委任スルコトヲ得
(五) 定員指導者及管理者ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ何時ニテモ勤務關係ヨリ之ヲ罷免スルコトヲ得
(イ) 事由ニ依リ顯出テタルトキ
(ロ) 職務遂行ニ必要ナル體力若ハ精神力ヲ有セス且労働義務醫官ノ診斷ニ依リ一年以内ニ勤務能力恢復ノ見込無シトサレタルトキ
(ハ) 上位指導者ノ判定ニ依リ勤務上必要ナル能力ヲ有セスト認メラレタルトキ
(ニ) 第五條又ハ第七條ニ依リ全國労働義務所屬資格障礙理由ノ追認アリタルトキハ罷免スルコトヲ得
(三) 罷免ハ本條第一項ロハノ場合ニ該當スルトキハ五年以上勤務セル幹部ニ對シテハ三箇月前其他ノ幹部ニ對シテハ一箇月前理由ヲ附シ之ヲ告知ス其他ノ罷免ニアリテハ期限附通告ヲ要セス
第十三條 労働義務所屬ハ加入若ハ徵集ノ日(出頭日)ヨリ退所日ノ満了ニ至ル迄繼續スルモノトス
第十四條 全國労働義務所屬員タルコトニ依リ労働法及保護義務令第十一條ニ謂フ労働若ハ勤務關係ヲ生スルコトナシ

第十五條

全國労働義務所屬員ハ全國労働義務懲戒令ニ服スヘシ

第十六條

- (一) 労働義務義務者及志願労働者ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ事前ニ労働義務ヲ免スルコトヲ得
(イ) 徵集後第八條ニ掲クル猶豫理由ヲ生シ顯出テタルトキ
(ロ) 勤務遂行上必要ナル體力又ハ精神力ヲ有セサルトキ
(ニ) 第五條及第七條ニ依リ全國労働義務所屬資格ノ障害理由ノ追認アリタルトキハ該労働義務義務者及志願労働者ハ事前ニ之ヲ退所セシム
第十七條 (一) 労働義務所屬者ハ國民社會主義獨逸労働者黨ニ所屬スルヲ妨ケス 但シ黨及黨組織ノ勤務ニ携ルヲ許サス
(二) 労働義務所屬者ハ各種結社會員資格ノ取得若ハ行使並ニ労働義務ノ内外ニ於ケル結社ニ付許可ヲ受クルヲ要ス國民社會主義獨逸労働者黨所屬資格ノ取得ニ付キテハ許可ヲ要セス

第十八條

全國労働義務所屬者ハ婚姻ニ付許可ヲ受クヘシ

第十九條

全國労働義務所屬者ハ自己及家族ノ營業經營並報酬ヲ伴フ副業ノ引受ニ付許可ヲ受クヘシ

第二十條

- (一) 全國労働義務所屬者ハ後見人後見監督人管理人補佐人又ハ國邦若ハ市町村若ハ黨勤務ノ名譽職ノ引受ヲ拒否スルコトヲ得
(二) 右職務ノ引受ニ付キテハ許可ヲ要ス 已ムヲ得サルトキニ限り之ヲ拒否スルコトヲ得

第二十一條

全國労働義務所屬者ハ疾病及災害ニ當リ特別規定ニ依リ無料ニテ治療及看護ヲ受クル請求權ヲ有ス

第二十二條

全國労働義務所屬者ノ給料ハ全國労働義務俸給令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條

- (一) 全國労働義務所屬者ノ財産法上ノ請求權ニ對シテハ全國官吏適用規定ヲ準用ス本規定ニ謂フ最高監督官廳ハ全國労働指導者トス
(二) 加入(第五條第六條第七條)猶豫(第八條)及免除(第十二條第十六條)ニ關スル労働義務官廳ノ判決ハ裁判所ニ對シ拘束力ヲ有ス 一時の勤務停止ニ關スル判決ニ付亦同シ

第二十四條

公傷者及最低限十年勤務後退職セル幹部並ニ遺族ノ給與ニ關シテハ全國労働義務恩給法ニ之ヲ定ム

第二十五條

(1) 總統兼首相若ハ首相ニ依リ權限ヲ付與セラレタル官廳ハ退職スヘキ全國勞働勤務所屬者ニ對シ取消ノ條件ヲ付シ全國勞働勤務服裝着川ノ權利ヲ與フルコトヲ得
(2) 右ノ權利ハ通例最低限十年勤續者ニ對シ之ヲ付與ス

第五章 末 則

第二十六條

內務大臣ハ本法ノ施行ニ必要ナル法規及行政規定ヲ發布ス

本法ハ一九三五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

內務大臣ハ本法ノ細目規定ニ付施行ノ時期ヲ定ムル權限ヲ有ス

伯林一九三五年六月二十六日

總統兼首相

內務大臣

アドルフ・ヒットラー

フリツク

全國勞働勤務期間及人員ニ關スル首相告示

一九三五年六月二十六日附全國勞働勤務法第三條ノ爲次ノ如ク定ム

全國勞働勤務期間ハ當分半年トス

內務大臣ハ國防大臣ト協議シ過渡期ノ爲兵役義務者ノ定員ヲ全部若ハ一部勞働勤務義務ヨリ免除スル權限ヲ有ス

全國勞働勤務人員ハ一九三五年十月一日ヨリ一九三六年九月三十日迄幹部ヲ含ミ平均二十萬ト定ム

伯林一九三五年六月二十七日

總統兼首相

內務大臣

アドルフ・ヒットラー

フリツク

(一) 歐羅巴の瘡

ゼー・エフ・シー・フラー

幾千年來歐洲史の裏面に躍る悲劇の主人公はいふまでもなくユダヤ民族である。彼等は始めて此世にキリスト教を汎布した民族であるに拘らず、今はキリスト教的文化を破壊するに餘念がない。其の破壊的行動はつねに組織的であり計畫的であつて且つ極秘裡に行はれ、一つの本部を有して指令を受ける譯ではないが、全世界に蔓延するべき其の組織網は常には地下的に潜行し時至れば懸河の勢を以て表面に現はれ出る。

ユダヤ人問題の一考察



報 叢

ユダヤ人問題はヨーロッパの歴史上最も古い問題であつて、文化的諸國家は常に其爲に苦しんで來たが現代に至るも根本的な解決はされてゐない。一九三三年五月ヒットラー内閣のユダヤ人排斥政策の實施と共に此問題は世界の視線を集めるに至つた。一九三五年ユダヤ人問題研究所出版になる「ユダヤ人間」を論ずるに此に對する好資料と考へられるが、現代に於けるユダヤ人の地位を知るために同書中「歐羅巴の瘡」のフリーメイソンとユダヤ主義、「ホルン・シュタインとユダヤ主義」の三篇を左に抄譯した。各論文は夫々執筆者の獨り一從つて獨立の意見を述べたものであつて、所長エンゲルハルトとチエツコ・國前代議士ハンス・クレアス二人の共編になるものである。

此の奇怪なる民族の正體は何であらうか？之を解剖するに、其の性格の最大の特徴をなすものは彼等の拜物主義であつて、之が社會的組織を破壊する主要武器なのである。ユダヤ人は自己の精神的理想の爲に生命を犠牲にするが如き崇高なる勇氣は全く持ち合さない、彼等は其の破壊的行動を踏まず獨り好んで商人、銀行家となり私利を漁るに之日も足らない。彼等の過去は叛亂と追放の歴史であるが貪慾なる彼等の營利心は毫も失はれてゐない。かゝる執拗なる性格は、彼等が世界各地に分散し多數民族の間に介在するに拘らず、又其母國語は漸次滅びつゝあるに拘らず、決して他民族に同化する事が無い。そして鞏固なる人種的連繫を維持し、精神的なるものを常に拜物主義に變

するこゝを以てその提さへしてゐる。

従つて迫害の如きは決して彼等の鞏固なる連繫を破る事は出来なうであらう。蓋し長き流浪の旅に於いて彼等に加へられた迫害と壓迫はユダヤ人を無感覚にし、ユダヤ民族は自己防衛の手段として弱者の武器——隠謀的策略を擧げに至つてゐるからである。

ユダヤ人と世界秩序 世界秩序にまつてまことに病的存在さといふべきものは、ユダヤ人の抱持する選民思想であつて、彼等は「神によつて他國民を征服する爲に選ばれてゐる」といふ迷妄を抱いてゐる。此の迷妄は遠く豫言者たち以來の傳統であつて、「イスラエル人は將來社會を共有す」と謂ひ「ユダヤ人は神の智慧を有するが故に人なり、異民族は此の智慧を有せざるが故に人に非ず」といふ言葉の中に明に表はれてゐる。かゝる獨りよがりの民族が世界に至る處に根を張つて居る爲に秩序ある文明諸國民は如何に高價なる犠牲を拂つてゐるこゝであらう！

かゝる大きな妄想は、抑壓と貧困と迫害を醸成するメシア禮拜に最も強烈に現はれてゐるのであつて、ユダヤ人が艱難に遭遇し困窮に悩めば悩む程、此の禮拜思想はサタンのとなり、異民族の末裔は全て彼らの苦役なりとする選民思想は愈々異民族に對する憎惡を増していつたのである。

中世に於ける英佛等のユダヤ人迫害追害も亦其の原因が彼等の隱謀に基いたことは言ふ迄もないが、彼等は絶えず社會秩序の緩み又は腐敗せる所に附け込んで破壊實行の狼火を擧げ、飢饉と失業と戦争を惹起し、國民大衆の氣品ある態度を破壊し國民を無政府の状態に曝し專制主義を必然に樹立しやうとする。

ユダヤ人の手口は常に同一で、物質と精神を混同し、不和の爲の同胞愛を説教し、奴隸の爲の自由、專制主義の爲の平等を聲高に論ずる。ロシアの無政府主義の誘因は此處にあり、ラッサーウル、マルクス等世界經濟の破壊を企てたサタンの哲學者を生んだ所以も亦此處に存する。

革命と叛亂がユダヤ人にまつて極めて成功的に終つた事も亦歴史上に明かであつて、又十九世紀を通じて彼等が伊、獨、佛、露、波其他諸國に亘つて隱謀の網を張つてゐた事實も暴露され、不和を惹起すべく企ててゐたこゝも判明した。例へばトルコ革命の如き「秘密青年委員會」が結成され、且つ全革命運動はサロニカを中心展開された。蓋し此都市はヨーロッパ最大のユダヤ人の集結地であつたからである」と言はれてゐる。

一九一七年のロシア革命も殆んど全くユダヤ人の手に依つて指導され完成されたものであつた。五十人の指導的ボルシェヴィストの中、露國人は僅かに六名、獨逸人一名

ユダヤ人と世界革命 二千年以上、世界を擾亂しつゝある叛亂は單に之を偶然の所爲に歸すべきものではない。其の裏面に暗躍してゐるものは他ならぬユダヤ民族であつた。彼等は彼等のみに與へられた神の啓示を信仰するユダヤ密教の力と數千年を通じて世界に張りめぐらされた隱謀團のユダヤ民族の利益擁護團體の網を持つてゐるのである。

彼等が全世界に於ける革命家を鍛錬した事實は、何よりも先づ叛亂に満ちた永いユダヤ人の歴史が最も雄辯に之を物語つてゐる。ヨゼフは始めエジプトに於いて教會と國家の支配權を確立し労働と權力とを統制して共產主義の夢を實現したかに見えたが、モーゼの世に天使エホバが出づるに及んで彼はエジプトの民を窘め、遂に秩序を破壊して仕舞つた。以後ユダヤ人はバビロニア時代にもペルシャ、ローマの支配時代にも不平と不満の民族と變つたのである。ユダヤ主義は最初から混亂を目的とする等のものであつた。

古代、中世、近世、世界大戰に至る迄彼等の此の主義に變りはない。革命の首謀者は佛人でも伊人でも獨逸人でも英人でもない、文明諸國民の背後に特種の形體を持ち文明國民の間に介在して其の支配權を顛覆する目的を有つた國民——ユダヤ人——が革命の首謀者なのであつた」とド・マレーはフランス革命に就いて書き記してゐる。

他は全てユダヤ人であつた」とし、「ハンガリーのボルシェヴィキ指導者ベラ・クーン其他同國關係も大部分ユダヤ人であつた」のである。

不平と不満を持つる彼等は、自己の不満を利用して世界各國の不平分子と結託し、ユダヤ人を抑壓する世界秩序の破壊を敢行せんとする。革命の利用は今日も尙歇まず、目的は社會秩序の變革といふよりは寧ろその破壊にあるのである。單に組織の破壊者として地下に潛入する許でなく、彼らは組織の思想的破壊を行ふ事も決して怠つてはゐない。即ち十九世紀に勃興した國民主義運動に刺戟されるや彼等は早くも之に着目した。二十世紀に至るや彼らは其の政策を變じて此の運動を破る爲の國際主義を對抗せしめた。彼等は各國政府の協力といふ様な事には目もくれず、ひたすら諸々の政府打倒を目指して暴進する。世界大戰は全く彼等にとつて右の計畫を實行する爲の絶好のチャンスと與へた。従つてユダヤ人の暴利主義が俄かにヨーロッパを席捲し、諸國家の精神的均衡は失はれ、心情は毒され、西歐文明の核心は腐蝕されたのである。

ユダヤ人は一九一七年のロシア革命に成功し、世界大戰が終るや平和克復後の歐洲にユダヤ的政權奪取の手段たるボルシェヴィズム——革命の毒——を流布するに決した。従つて平和會議が開催されるやハムブルグ、フランクフル

ト、ユニー・ヨーク等のユダヤ人財閥はヴェルサイユへと雪崩れ込んだのである。

彼等の目的は奈邊にあつたか？『世界制覇』が之である！之を達成する爲平和條約にモスコの海を盛り世界を滅亡に導かんとしたのであつた。何故にユダヤ人は好んでかかる暴挙に出づるのであるか？思ふにユダヤ民族は、彼等の言葉を藉りて言ふならば『非ユダヤ人的地獄界』他の異民族の有する能力を缺き、自己の實力を以て統治を行ひ得ないからであつて、彼等の攻撃的方法が経済的・道德的混亂を誘致する點に限られてゐるのも尤もな事である。

ユダヤ人のある所には常にサタン（悪魔）が附き纏ふ。之は昔も今も變りはない。拜物主義の妖術使は歐羅巴の風俗、道德、習慣を顛覆せしめ、學問と藝術の高貴なる精神的世界を混亂に導きつゝあるのである。

魔術と黄金に依る攻撃 ユダヤ人は自己の實力の薄弱なる爲、生來の狡智に頼らねばならなくなつたが、彼等は其の敵である異民族の強さ・弱點を極めて正確に知悉してゐる。従つて敵の強さに腐蝕を加へ其の弱點を急激に進めることに全力を注ぐ。西歐人の善となすものを惡となし、その惡となすものを善といふ、これがユダヤ人哲學の根本原理である。

一五〇〇年前ローマ帝國の滅亡以來歐洲文化は信仰と貴

金崇拜の二大時期に分けることが出来るが、ユダヤ人は前者の時代には魔術を以て後者の時代には資本を以て攪亂を企てた。魔術と資本は彼等の夢である世界神殿を實現する爲の二つの武器なのである。

魔術は即ち大衆に拜物的世界觀を植付け爲に教會の權力を失墮せしめ、資本の目的は『物質化された』人間に專制を行はふといふのであつて、魔術の正體はまさにユダヤ密教・其教義であり、之が全歐に迷信を撒き人心を毒した根源である。フロイドの精神分析學も性的密教其他ユダヤ人醫師の唱導するものは殆んど悉く此の魔術主義から發したものであつて、道德、家庭の習慣、キリスト教文化を茶毒する其の力は實に恐るべきものがある。

中世以來彼等は富（黄金）と權力の獲得に熱中し、勞働の搾取者となつて一切のものを貨幣を標準にして價值を決定した。今日國際的な資本家財閥の全てはユダヤ人であるといつていい。

『イスラエル人は異民族を征服する方をもたない。だが彼は口の力のみをもつミミズの如く口を力（宣傳力）とする武器を持つ。さればイスラエル人はミミズと呼ばれる』。それ故に我々は此のミミズを驅除する爲には、その唯一の糧——貪慾なる其の財政體制——を奪ひ去らなければならぬのである。

（二）フリーメイソンとユダヤ主義

レオン・ド・ボンサン

一七八九年の佛蘭西革命に其の起源を有するデモクラシ的世界は、フリーメイソンとユダヤ主義の二大秘密勢力に依つて支配され指導された。

ユダヤ主義は純粹にフリーメイソンの中で發生したと觀する向もあるが之は當つてゐない。佛蘭西革命以後に至つて初めてユダヤ人はフリーメイソンに雪崩れ込み勢力を持つに至つたもので、フリーメイソンの成立當初はユダヤ人は殆んど之に参加してゐなかつたに觀てよい。高々ユダヤ密教の思想を通じて間接に影響を及ぼした位に過ぎない。多くの場合佛蘭西革命前迄はユダヤ人の参加は拒否される事さへあつたのである。

眞の意味のフリーメイソンとユダヤ主義の提携は佛蘭西革命を以て嚆矢とし、爾來此の兩者は鞏固なる團結を維持し、十九世紀全體を通じて世界征服の實現に努力した。此の様な聯盟は單に共同闘争の成果乃至利益獲得の共同目的許りに止まらず、ユダヤ的イデオロギミ・フリーメイソンのイデオロギの親近性に基くのである。此の兩結社の政治的共同目標は社會主義的デモクラシーであつて終局に於てはボルシェヴィズムに歸着する。彼等は等しくキリスト教主義に激しい憎惡を抱き、君主制其他一切の政權を敵視

し、其願望の爲に秘密の計界を共謀して行ふ。

『ユダヤ人の根本信條はフリーメイソンの夫と全然同一であり、フリーメイソンを強化し支持する願望は未來の勝利を確證するイスラエルの夫に他ならない。』『イスラエル人ヴエリテは書いてゐる。』

然し彼等の協力は事實上大部分イスラエル人の利益に歸してゐる。

フリーメイソンとユダヤ主義は世界至る所において相協力し、暴動の精神に燃え立つてゐるが、かかる世界觀がキリスト教精神と全く相反することは何人にも明であらう。

現代に於いては多數ユダヤ人がフリーメイソン内に勢力を占め、各地に於ける其の力は決定的なものであるが特にそれは中歐において著しい。従つて此の兩秘密結社が相互に連絡をとり協力してゐる事實は否めず、又一部においてユダヤ人の勢力が優越してゐることも明であるが、だからいふフリーメイソンが純然たるユダヤ人の仕事であるに觀るのは早計であらう。

ユダヤ人の多數在住する中部及東部ヨーロッパに於て彼等がフリーメイソンの大部分の構成分子である事は勿論であるが、然し西部ヨーロッパ、特にフランスには極めて少數のユダヤ人しかゐないが、その勢力は決して侮る事は出来ない。

「ユダヤ人は今日でも一七八九年（佛蘭西革命の年）の原理に基いて支配を行はうとしてゐる、此のユダヤ的原理、自由と平等の誤れる概念は、決してキリスト教の思想及キリスト教的文化と相容れるものではない」（トニール・ドゥパン）。彼等はプロレタリアートの形態を持して富に對する憎惡を叫んでゐるに拘らず、右の原理は彼等をして近代資本主義の方法に依り國民を利用し暴利を貪らしてゐるのである。だが今や假面は剥がれた、科學の名を藉りる資本主義とプロレタリアートの抗争、それは専らキリスト教的社會を崩壊せしめんとする意圖に他ならなかつたのである。ユダヤ人問題は世界注視的の事となつた。我々は如何にして自らを護るべきであるか？ それには次の三點を考慮する必要がある。

- (イ) ユダヤ人は一つの民族として残存する事
 - (ロ) ユダヤ民族は世界制覇を確信してゐる事
 - (ハ) 而して世界制覇の實現手段として彼等は社會の崩壊を醸すべく内部秩序の全面的腐敗を企圖してゐる事
- 更に吾々自身を彼等の鐵鎖から解放する爲には
- 1、ユダヤ人を恐怖すべき異民族として取扱ひ
 - 2、ユダヤ人は哲學、經濟、政治等の凡ゆる迷妄を提げて我々を毒害するものである事を認識し且つ之を絶縁し

よつてロシアの中心地帯に滞在する事を得暇く間に富と權力を獲得した。經濟界、精神界に指導的役割を演じた彼等は、ロシアの大銀行、商工業企業新聞、出版事業、輿論、機關等の大部分を自己の手中に收める事が出来た。キリスト教に改宗せるユダヤ人は高官の地歩を占め、内閣、秘密警察、皇族の宮邸に等閑れ込むに至り、此等の權力機關はユダヤ人の中心問題たる平等權獲得の具に供されて終つたのである。「ツァー」の權力を顛覆する爲に「日露戦争」には日本を援助し、一九一七年二月革命には金融資本の力を以つて之を實現せん企てたが、未だ目的を達するに至らず、従つて彼等の攻撃的目標は獨裁體制の顛覆に集注されることゝなつた。

彼等の得意とする最も危險な怖るべき破壊活動は先づ政黨の内部に於いて開始された。ロシア革命運動の指導者、首魁、組織者、宣傳者、出資者は殆んどユダヤ人であつて、社會革命家の黨もロシア社會民主黨も彼等の創建になり、社民黨がボルシェヴィキとメンシェヴィキの二派に分立してからは前者の指導權を握つた。ユダヤ人はロシア革命に對し責を負ふべきである。ユダヤ人史家ラッポポルトさへ書いてゐる「就中最大の責に問はるべきはユダヤ人大衆を包含し之を組織化した所謂「結社」であつて、表面上それはロシア全勞働階級の利益擁護を標榜しつつ實際

3、政治、經濟の建設に於て自國の生活を更生するにはユダヤ人とは獨立の支配形態をもたなくてはならないのである。

之が二十世紀における我々の使命である。

(三) ボルシェヴィズムとユダヤ主義

ヘルマン・フーイスト

國際社會主義の著名なるユダヤ人指導者がマルクス主義と世界革命の實現を其の旗幟とするソウエト・ロシアで自らの名を擧げねばならなかつたのは當然である。舊ロシアに於いても革命的な思想を抱持し之を指導したのは殆んど全くユダヤ人であつて、彼等はボルシェヴィズムの力を以て、ロシアの制度には適切な共產主義を廣める計畫を行つたのである。ユダヤ人革命家達は執拗な地下運動を行つて遂に其の指導の下に帝制ロシアを顛覆しロシアの歴史的組織を破壊し去つた。

舊ロシアに於いてはユダヤ人は特別法の下に置かれたがそれはロシアの住民に害毒を流す彼等の勢力を絶縁する目的の爲であつた。即ちユダヤ人特別區域が劃定され其自由なる出入は禁止されたのである。然し乍ら十九世紀の八、九十年代に至り彼等が農民を搾取して暴利を貪るに及び政府はユダヤ人追放彈壓を嚴重に實行したのであるが、屢々潜入を企てつゝあつたダニヤ人はロシア警察官の收賄行為に

に於いてはロシア・プロレタリアートの助力を利用してユダヤ民族自身の目的を達する爲に闘争してゐたのである。

ロシアに於けるユダヤ主義者の大多數が自由主義的・私有資本的秩序、即ちボルシェヴィズムと正反對な秩序を建設するに努力したものであつたら、彼等はレーニンと衝突した筈である。然るにユダヤ人はロシア及びロシアのキリスト教的信仰に最大の憎惡を向け、マルクス主義的機構を建設せん努力したのである。

武裝蜂起を目指すボルシェヴィキの擴大は現在において決定的な段階に達し、將來起るべき事件の指導の爲にボルシェヴィキは特種的政治的・軍事的本部を設けつゝある。舊世界の打倒、共產主義體制の實現を企圖する現在の黨機關にもユダヤ人が甚だ多いのである。「赤軍」の勝利の原因の最大なもの、一つはユダヤ人智識階級が多數ロシアの都市に關入し得たことに因る。レーニンは言つてゐる。

革命の中樞地ベトログラードでも其他の都市地方に於いてもボルシェヴィキ的「戰闘革命委員會」の大部分（六〇乃至八〇％）はユダヤ人の占むる處であり、ユダヤ人ミボルシェヴィキ兩者の連繫は極めて密接であつた。一九一八年の如きソウエト政府は反セミツク主義を唱ふる者に對しては死刑を以て臨んだ位である。されば前述の如くレーニンは其の獨裁的支配をユダヤ主義の功績に歸し

ボルシェヴィズムなくしてユダヤ政權も維持し得なかつた
と推測したのである。

かくて世界革命を率ひる本部即ち共産主義インターナシ
ヨナルは常にユダヤ主義の根城であつた。ジノヴィエフ、
トロツキー、ピヤトニツキ、マヌイルスキー(ユダヤ人?)
等々が之である。一九二二年七月レーニンが病の床に就い
てから三年半の間所謂三頭政治が行はれたのであるが、黨
及國家の權力獲得の爲め激しい抗争のあつた此の期間中に
將來の獨裁官スターリンの旗下に集る新ユダヤ人層が現は
れた。彼等は第十五回黨大會に於いて從來トロツキー、
ジノヴィエフ、カメネフ等の黨内反對派の指導下にあつ
た支配的ユダヤ人層がスターリンの彈壓に遭つたのは反對
に、黨内の核心部を形成する事が出来たのである。今日ス
ターリンの腹心の徒であり黨機關の實際的指導者たるカ
ノウイツチの如きその先鋒であつた。反セミチストでは無
いスターリンはレーニンと同じくユダヤ人の勢力なくして
共産主義的政權を握る事は出来なかつたのであらう。

五ヶ年計畫の時代に入ると共に、國家計畫委員會と人民
委員會とは實際指導の最高機關となるに至つたが、ユダヤ
人は早くも一九三一年に前者の約七割を占め、政治・經濟
文化の全領域に亘り彼等は決定的な勢力を持つに至つた。
OGPUに於けるユダヤ人の絶大な勢力は昔く人の知る所

である。

共産黨並にロシア國家機關の指導的地位に在るユダヤ人
は二一・四——六三・五%に及び、現にソウエト政府の中
心組織を形成する機關では四八%を占めてゐる。地球表面
の六分の一を有し、共産主義的政權に依つて其の人民を不
幸に陥れつゝあるソウエト國家の支配的幹部の殆んど半
数はユダヤ人の占むるところであるが、其全人口に對する
割合は僅かに一・七七%に過ぎないのである。

國際反帝聯盟の反帝示威運動に關する指令

滿洲事變發生以來第三國際に於ては日支問題に關し特に日本
を目標とする反帝國主義運動の激化に努めて來た。最近左掲の
如き國際反帝聯盟秘書局の指令を發したが、其の内容は總べて
反日本運動の強調である。即ち「反帝聯盟は各國の一切のセク
ションに對し示威運動の組織を促し、日本の駐外大使及領事に
對して日本帝國主義の血の併合政策に依りて全世界に喚起され
たる極度の憤激と、斯る政策に抗争する全反帝國主義者の決意
の聲を傳達せんことを要求する。更に中國の大使及領事に對し
日本の帝國主義的要求に屈從する南京政府の政策に反對せしめ
んことを要求する云々」と記して居る。

尙本年八月四日在シンガポールの日本人俱樂部及八月十三日
在リスボンの伊太利大使館に對し暴徒の襲撃ありたる等は右指

令に基く共産員の示威運動なりと傳へられてゐる。

日本帝國主義は一九三一年滿洲を武力を以て占領して以
來中國全島を自己の支配下に隷屬せしむべく着々前進し、
熱河及察哈爾は既に成功裡に之を奪取した。滿洲の各省は
中國より分離され、前清皇帝溥儀は滿洲國皇帝の冠をか
むらされた。日本の代表は内蒙古を握りし之を滿洲國の支
配下に置くべく積極的活動を爲しつゝある。オーストラリ
ヤ及アビシニヤ事件を繞る主要列國間の先取分離の紛糾
を重ねつゝある歐洲の現情勢は、日本帝國主義をして中國
併合計畫を進めしむる好機會たらしめて居る。

六月九日天津に於ける日本駐屯軍司令官は軍事委員會北
平分會主席何應欽に最後通牒を發し、黃河以北の中國民衆
の國家的權益を完全に蹂躪した。斯の如く日本に完全に固
縛せられたる中國の南京政府は此の最後通牒の承諾を強要
せられた。是は彼等が日本の北支に於ける重要な省を併
合することに同意を與へたと同義語である。蔣介石及汪
精衛に指導せらるゝ南京政府は之に何等抗争せざるのみか
直に此の種の要求を承認し、又六月十日には法令を發して
中國民衆に對し彼等が外人を刺戟するが如き行動及び、或
は言辭を發表せざる様嚴戒した。中國民衆は更に中國の國
際的關係を害するが如き團體の結成を禁止せられた。「殊
に我隣邦國と睦交を結ぶことは重要なり」と改睦令に於て

述べ、之に反する者は嚴罰に處する旨附言して居る。

帝國主義に反對する本聯盟は、革命の裏切者たる國民黨
指導者等が中國に於ける労働者階級の組織を團結を計畫的
に粉砕しつゝあることに注目する。

彼等はポール・ポインゲルト・ラッド・レーグ(Gerrard
Lodge)を彼等が中國に於て労働同盟創立に努力したる廉
に依り生涯徒刑囚人たらしめた。國民黨の指導者等は一九
二七年以來虐殺・拷問と監獄の中に幾千の農民・労働者を
晒して來たが、西部中國に於て中國の労働者及農民軍に蔣
介石の指揮する國民黨軍が撃破されてより以來怖れ戰いて
居る。此の事實は彼等をして中國の各省を次から次へ日本
本へ譲渡し、其の代償として反ソ攻撃に對する日本の武装
援助を要求するものである。中華ソウエトは完全に組織
され、中國を反動と外國の侵略より救ひ、中國に新たな
社會組織を確立する唯一のものとなつて居る。

反帝聯盟の國際秘書局は各國の一切のセクションに對し
日本帝國主義の血の併合策に依りて全世界に喚起されたる
極度の憤激と、斯る政策に抗争する全反帝國主義者の決意
の聲を傳達せんことを要求する。

國際秘書局は更に各國のセクションに呼びかけ、中國の
大使及領事に對し日本の帝國主義的要求に屈從する南京政
府の政策に反對せんことを要求する。

反帝聯盟國際秘書局は全世界の參加團體に呼びかけ次の事項を要求する。
中國の完全なる獨立
中國の一切帝國主義的武裝勢力よりの解放
不平等條約特殊領土權及外國租界權の破棄
中國ソウエートの勞働者及農民との協同
凡ゆる國家團體の殊に勞働階級及び農民團體の完全なる自由。

反帝國主義聯盟
(S・U)

日華エスぺラント通信連絡

上海共同租界卡德路永平坊内に事務所を有する上海世界語者協會「Sanhaja Esperantista Ligo」(略稱シオ・エ・ロオ)は一九三三年創立以來在莫斯科ソウエート・エスぺラント同盟(略稱ソオ・エ・ウー)の統制下に在りて中國共產黨の外廓的文化團體としての役割を演じつゝあるやの疑あるもので、現在中國人會員約五百餘名を擁し上海郵局P・O・BOX、第三三二號を設定して内外各地の同志及友誼團體よりの情報蒐集を爲す共に、華、エス兩國の月同機「世界」(MONDO)を發行中であるが、其の本年六

七月號所載の記事に依れば日本プロレタリア、エスぺラント同盟(略稱ボ・エ・ウ)の指導の下に活動中の疑ある神戸市所在のエスぺラント團體X・Y社は既に久しきに亘り右シオ・エ・ロオ通信連絡關係のみならず、毎月、エス兩國の月刊機關紙「前進」數十冊宛を前記上海P・O・BOX三三二號に郵送しつゝある趣である。

次に上海共同租界江西路三一七號所在の「上海國際エスぺラント協會」は一九三三年三月當時上海獨逸人俱樂部の書記たりし埃國人F・W・エブナー等の發起に依り上海在留の日、華、英、米、佛等各國人エスぺランティスト約五十餘名を網羅して設立せる極めて穩健なる國際親善的エスぺラント團體であるが本會代表者たるF・W・エブナー夫妻が昭和八年十一月三日より三日間に亘り京都日日新聞社講堂に於て開催せる第十一回日本エスぺラント大會に出席して歸還以來、本協會と本邦各地のエスぺラント團體との通信連絡は愈々強化せられたるの感あるも未だ左傾的工作はない様である。

右の外在上海各國エスぺラント團體の現狀は別添一覽表の通で、前述の上海世界語者協會を除く他の各團體は殆ど左翼的運動工作を認めず、殊に邦人エスぺラント團體たる共同租界潤涇路二四號大阪貿易所員たる米澤季夫を代表とする上海日本人エスぺラント會並に京都市外所在大本教本

部に直屬し、上海大本教別院內所在のエスぺラント普及會上海支部の兩團體の如きは何れも純然たる語學研究を目的

とする社交團體にして何等の思想的活動をして居ないものである。

在上海エスぺラント團體一覽表

(昭和十年八月現在)

名	種	國 別	所 在 地	創 立 年	機 關 誌	會 員 數	代 表 者 及 幹 事	思 想 傾 向
1 上海國際エスぺラント協會 Internacia Esperantista Asocio en Sanhaja	協 會	國 際 的	上海江西路三一七號 上海郵局信箱(P.O.BOX) No. 1571	一九三三年		五〇人	F. W. EBNÉR (埃國人) M. A. BROWNE L. J. THOMAS A. C. CHEN (中國人) 林雲坤	健
2 上海世界語者協會 Sanhaja Esperantista Ligo	協 會	中 華	上海卡德路永平坊 中國世界語書店 上海郵局信箱 No. 222	一九三三年	月刊 L. A. MONDO	五〇〇人	李從之 在莫斯科統制下 在リテラ中共同 文化團體の一翼 として活動中	左
3 上海エスぺラント會 Sanhaja Esperanto Asocio	會	中 華	上海西摩路八三一號 通信商業學堂內 書 房	一九三二年		六〇人	潘 逸 書	穩
4 上海日本人エスぺラント會 Sanhaja Esperanto Socio	會	日 本	上海涇涇路二四號 大阪貿易所 野內	一九三〇年		二〇人	米 澤 季 夫 八 木 長 生	穩
5 エスぺラント普及會上海支部 Esperanto propaganda Asocio	部	日 本	上海大本教別院內	一九三四年	線の世界 VERDA MONDO	二〇人	森 藤 喜 好	穩

第二インターの伊エ紛争に対する決議と英 國労働團體の動向

次に掲げるのは一九三五年八月二十三日及三十日附マンチエスタガーディアン(週刊)紙所載の、第二インターの伊エ紛争に対する決議及び一九三五年九月五日附タイムズ(週刊)所載の、英國労働團體の伊エ紛争に関する動向並に目下問題になつてゐるスエズ運河閉鎖に関する記事の譯である。

第二インターナショナルの決議 プラツセルの第二インターナショナル本部は伊エ紛争に關し八月十二日執行委員會議を開き左の決議を爲した。

『第二インターナショナルは加盟各團體が夫々の各國際聯盟國を動かして各其の義務を盡さしむるやう最善の努力を爲し國際聯盟をして左記事項を實行せしむることを要求する。

- 一、平和保護に必要な凡ゆる手段を講じ、必要あらば伊太利の軍事交通に對しスエズ運河を閉鎖すること。
- 二、眞剣に仲裁に努力すること。
- 三、如何なる場合に於てもアビシニヤの獨立を領土を保障すること。
- 四、一強國の保護國たりたり、若は強國間の勢力範圍として領土を分割したりすることに絶對反對すること。

現在の國際的協調に對する眞剣な挑戦かの孰れかであるが、脅喝なら其の愚を悟らしめ、挑戦なら相手になるより外に途はない。

伊エ紛争に關し、巴里からの通信に依るに、社會主義、共產主義、労働組合其の他左翼團は何れも集會を開いて頻りに伊太利に對する經濟的ボイコットの方法を凝議してゐる。第二インターナショナルは八月廿六日巴里に開催され、兩ナショナルの混合委員會が八月廿六日巴里に開催され、兩インターナショナルが是より先決議せる聯盟規約、關係條約を尊重し、一般が侵略者と認める伊太利に對して制裁規定を適用すべしといふ決議を賛成承認した。

混合委員會は各國社會主義黨派に理事會開催の前日に國民大會を開いて示威運動を爲すことを勧告し、又九月六日に兩インターナショナルの臨時執行委員會を開催し經濟ボイコットの實行方法を協議することを決議した。佛國社會黨はアトリッ少佐の過日の訪佛後英國労働黨と密接な接觸を保つて居り近々労働黨と首ランスベリも巴里を訪問する筈である。(マンチエスタガーディアン紙)

英國労働組合會議と對伊制裁 英國労働組合會議會長、Mr. Keen は九月二日マルグレートに開催せる第六十七回大會の劈頭、左の趣旨を述べて猛烈に伊太利の侵略行動を非難した。

本インターナショナルの各加盟團體は侵略者に武器を供給し相手方に之を禁ずるが如き不都合を極力防止すること。

英國労働黨は伊エ紛争に關し左の聲明を發表したが、右決議の趣旨とは逕庭があり、完全に其の趣旨を違背してゐると思はれない。

『ムツソリーニが如何なる口實を附けるにせよ、其の目的は天然資源と共にエチオピア其の人民を併呑しようとするのである、さもなければフアツシスト獨裁がから十まで交渉を仲裁を拒絶して、實力に訴へるに頑張る理由はない。』

ムツソリーニはエチオピア侵略を以て文明國の使命を果すのだと誇稱してゐるのであつて、さめ立てすれば狂氣して、平和維持を以て重大なる責任を爲し、集團的に之を擁護しなくてはならぬものゝ觀念するところの平和愛好諸國に對してまで、罪惡の範圍を擴大する惧がある。彼は伊太利國民にフアツシズムの獨裁的意志を押しつけた味を覺えて國際聯盟に迄横暴に之を抑つけようとしてゐる。』

次に國際聯盟の干渉に關しムツソリーニが公言せる言辭を記して、更に次のやうに云ふてゐる。

『此等の言明は脅喝か若は仲裁、安全及び平和に關する』

『伊太利の企圖する戦争は犯罪的行動の計畫であるから聯盟は凡ゆる制裁を加へて犯罪者を抑壓しなくてはならぬ。制裁を加へれば聯盟國は伊太利との戦争に成るかも知れないが、制裁を加へないでも戦争に成り、而も聯盟の根柢が覆されるのであるから、斷然制裁を加へて、フアツシズムに生命を藉さない方がましである。ムツソリーニは戦争を政策の具に用ひないと堅く誓約しながら之を破つて平氣である、國際公法の如き彼に取つては反古同様なのである、それでも聯盟國は貪婪飽くことを知らぬ國を寛容しようとするのであるか。』

聯盟が存続するには、聯盟國が其の義務を盡さなくてはならない、勧告しても聽かぬなら強制すべきである、經濟的、金融的制裁で足ると思はれるが、それで効果がなければ、一步進んで、スエズ運河を伊太利船舶に對して閉鎖すべし、伊太利の軍事行動も其迄で行詰るであらう、フアツシズムとインペリアルリズムを打破することは世界を呑もうとしてゐるところの反動の激浪を防遏する所以である。』

演説は満場の大喝采を博した。

今回の大會に報告された會員數は三百三十八萬九千名で前回(一年前)に比し二十萬人の増加である。(タイムズ)スエズ運河の閉鎖に就て 國際聯盟がスエズ運河を侵略

國に對し閉鎖し得るや否やの問題に就て米国外交政策協會長 Raymond Leslie Buell の所見をゼネヴァ・リサーチ・センターが發表した。

聯盟規約第十六條は規約に背いて戰爭を爲す國に對し完全な通商禁止を爲す義務を各聯盟國に負してゐるが、一方一八八八年のコンスタンチノーブル條約は「スエズ運河は平時たるに戰時たるを問はず商船及び軍艦の航行の爲に常に開放する」と規定してゐる。而して

一、スエズ運河は埃及政府から一九六八年まで特許を得て埃及の一私立會社が經營して居り、英國政府の特許は半數以下である。

二、一八八八年のコンスタンチノーブル條約は會社の特許満期後、運河の防衛は歐羅巴の聯合に附託する旨を規定してゐる。

三、英國政府は一九一四年一方的宣言を以て埃及を保護國とし敵國軍艦に對し運河を閉鎖した、此の保護國は一九三二年に廢されたが、英國は運河の防衛に關して留保を爲した。

四、埃及は運河の上に領土的主權を有して居り、而も埃及は聯盟加盟國でもなく又一八八八年の條約にも加盟してゐない。

五、埃及は運河防衛に關する英國の主張を承認する條約

を結んで居ない。

理事會が、聯盟規約三兩立せざる義務及び了解を廢棄する事を規定する規約第廿條に依り、一八八八年條約を無効として英國政府にスエズ運河閉鎖を許容するにすれば、伊太利政府は隨意條項に依り、右の取消を常設國際裁判所へ提訴することは可能である。又同政府が一八八八年條約が有効であること、及び獨り英國のみでなく、埃及も運河の管轄權を持つてゐることを主張することも可能である、さすれば裁判所は先づ英國と埃及の關係に就て判決を與へる必要が生じ、本件が聯盟の解釋通行に行くかどうかは逆睹し難くこみいつた問題である。

國際聯盟がスエズ運河を閉鎖し得るかといふ差向の問題は、總てスエズ及びパナマなる世界の大運河が國際化されなくてはならぬか否か、といふ根本問題を決定する前提となるのである。

(註一八八八年コンスタンチノーブル條約はスエズ運河自由航行に關する條約にして英、獨、奧、西、佛、伊、露、土九ヶ國間に調印されたものなり)

(タイムズ)



人車動靜

駐日瑞典公使の歸任

麻布區材木町六三、駐日瑞典公使ヨハン・エリック・フルトマンは本年一月二日から賜暇歸國中であつたが、九月六日横濱入港のएमプレス・オヴ・エシブ號で夫人及娘同伴來邦同午後五時入京歸任した。

横濱駐在伊太利領事の歸任

横濱駐在伊太利領事アルフレッド・ブロスベロは本年五月四日横濱出帆米

人事動靜

國經由歸國中であつたが今同國經由再渡來し九月一日關釜連絡船で下關に入港し即日東上歸任した。

神戸駐在エジプト國領事の賜暇離任

神戸駐在エジプト國領事マームード・フアウジは八月二十二日賜暇離任し同氏不在中は同領事館書記生アーメツド・ム・フアラツグが事務代理として同館事務を處理することゝなつた。

神戸駐在パラグアイ國名譽領事へ御認可狀御下付

今般邦人藤村和夫が神戸駐在パラグアイ國名譽領事に任命せられ八月三十日附を以て其の職務執行に關する御認可狀が御下附になつた。

米國社會學教授の來往

北米、ワシントン大學社會學教授ビ

一、エフ・スタイナーは四ヶ月の休暇を利用して本邦社會労働問題に關する講義材料蒐集の爲め來邦八月十六日先づ大阪に赴き大原社會問題研究所、鐘紡淀川工場、淺利メリヤス工場、福助足袋工場の各福利施設並に釜ヶ崎貧民窟、飛田遊廓等を視察し引續き名古屋、横濱、其他を視察する筈である。

米國地質地形調査團一行の動靜

米國ミシガン大學教授地質學者ロバート・ビー・ホール外十八名の一行は六月廿九日横濱入港のMジャパン號にて來邦爾來東海道街道筋に沿ふ各都市の調査を行ひつゝ、西下し奈良縣大和盆地、三重縣伊賀盆地等を中心として精密なる調査研究をなし、其の間長野縣輕井澤及島根縣、石川縣等に旅行し盛に觀光及地理、風俗等の視察をなしつつある。



アンリ・バルビュスの モスコー客死

一九三五・八・三一 ル・タン紙

八月三十日付モスコーよりの通信に
依れば佛蘭西の左翼作家アンリ・バル
ビュスは肺炎のため同地に於て死去し
たる由である。

彼の傾向は歐洲大戰を境として明白
に二分して居る。即ち大戰前に於ては
穏和なる詩歌、レアリズムを基調とせ
る作品を作つて居たのであるが、大戰

後に至りては全く社會的活動、共產主
義宣傳に熱中し勇敢なる闘士として活
躍したのである。

彼は一八七四年セーヌ縣のアスニエ
ールに生れた。生來病弱にして、青年
時代には主として詩作を爲して居た。
一九〇三年に始めて小説『哀願者』を
次いで一九〇八年に『地獄』を發表し
たが其の眞價の認められたのはつづ
後の事である。

又彼は此の頃より或は新聞記者とな
り或は農務大臣秘書を勤めたる外、更
にシャルル・リシエ及びフレデリ・パツ
シー等と共に國際親善運動にも携つた
彼の後年の國際主義的傾向は此の頃に
芽生へたものである。

一九一四年、世界大戰の勃發するや
彼は病軀をも省みず従軍を志願して出
征したが病弱の故を以て後方勤務を命
ぜられ、後遂に送還せられるに至つ
た。然し乍ら彼は其後も志願によりて
再度出征したが、大戰の終了する頃は

病氣の爲入院加療中であつた。

又彼は一九一七年、従軍の體驗を基
にして小説『兵火』を著し、次いで一
九一九年には『光』を發表して當時の
社會の注目を惹いた。就中『兵火』は
ゴンクール賞を獲得し、又各國語に翻
譯され英獨露等の諸國に多數讀者を見
出した。

爾來『兵士の言葉』『虐殺者』『ロシ
ア』『スターリン』等の作品を發表する
一方、國際主義、反軍國主義、共產主
義の宣傳の爲に大活動したのであつた
更に彼は在郷軍人團體を組織し、左翼
作家の集會に出席し、又各地に講演行
脚を爲す等盛に活動したる爲、健康は
益々悪化した。

今回も其の活動の關係よりロシアに
赴き、モスコーに於て病を得、遂に客
死したのである。

上海に於ける反戦デー

極めて消極的である。

本年八月一日の所謂赤色反戦デーに
際しても、宣傳物等に現はれたる罷工
罷課、示威、集合等は之を行ふことが
出来なかつたが、其の密發せる宣傳物
の概要は次の如くである。

一、八・一反戦宣言(八月一日附)

中國民族武裝自衛會の署名にて日
本帝國主義の四年來の中國侵略進攻
は、中國の民族工業を破壊し農村經
濟を崩潰せしめ、全國工人農民兵士
及一切の勞苦民衆を全く飢餓死亡の
絶境に到らしめ、中國を第二次世界
大戰の軍事根據地と爲したりして民
族武裝自衛戰爭の發動を強調して居
る。

二、八・一記念の爲日本帝國主義の中
國侵略反對宣言

七月二十二日附中國共產黨上海滬
東區委員會發

三、中國共產青年團中央委員會八・一
記念宣言(八月一日附)

全中國の工人、兵士、農民、學生

等と呼びかけ抗日倒蔣の民族解放戰
争を發動し、帝國主義の中國併吞さ
る聯攻略の強盜戰爭の解消を強調し
最後に『共產國際第七次世界大會擁
護等のスローガン』を掲げて居る。

四、八・一記念提綱(八月一日附中國
左翼文化總同盟發)

五、標語(募捐援助東北義勇軍)『民
衆們自衛武裝起義』『保護上海』『槍
斃漢奸蔣介石』『擁護紅軍抗日三協
定』等數種、黨滬東區委員會發

右の内一、二及五は八月一日午後二
時頃上海南京路永安公司附近及午後十
二時前後滬東滬西方面に於て前記新生
雜誌問題に關する宣傳物と共に密かに
撒布せられたが、當日共同租界三馬路
貴州路口に於て一名及滬西小沙渡路に
於て二名(何れも傳單所持)工部局警
察に逮捕せられたる外何等事故なく經
過した。

尤も八・一反戦デーに先ち七月中公

中國共產黨は一九三四年來民族武裝
自衛のスローガンの下に對日作戰基本
綱領六ヶ條を掲げて日本を主目標とす
る反帝運動の強化に努めて來たが、中
國官憲の取締依然峻烈にして、共產黨
は公開的活動は勿論半公開的運動さへ
容易ならず、黨勢益々衰退して其の策
動は全く地下に追詰められた形とな
り、現在上海に於ける黨員数は僅かに
約五百内外となつた。而も國民黨の反
共工作に内通するもの多く、従つて黨
中央の抗日運動を看做さる各種策動
指令に對しても之が實行を負擔すべき
積極分子乏しく、過般の華北問題及び
最近の週刊雜誌新生の不敬記事問題等
の發生に際しては、抗日運動に絶好の
機會なりとして特に在業失業の工人に
働きかけ、又本年の全國的大水害の災
民に對し抗日反國民黨煽動運動を起し
たるも、右の如き實狀にて殆ど黨員の
中央に對する中譯的態度に出でざる狀
況に在り、従つて各種記念日運動等も

安局及工部局警察の協力に依り数ヶ所の左翼機關及約三十名の黨員等が檢舉せられたので特に八・一運動に影響ありたるものと見做せられる。

尙當日支那側官憲は特別警戒を實施して反動分子の策動に備へた。

以上の如き状況にして中共中央が黨勢挽回の爲め凡ゆる手段方策を廻らしつゝ、ある次第は別報の如くであるが、最近に於ては黨中央の畫策に依り元第三黨社民黨乃至取消派等の殘黨分子及一般反國民黨分子を巧みに糾合して、「反ファシスト同盟」を組織し、八月一日第一次宣言を發出したこのことである。本記念日の状況に關し上海日本總領事館に於ては警察部員をして市内の視察警戒に當らしめたが、偶々去る七月八日本部周家嘴路に於て我海軍陸戰隊のサイドカー運轉手に暴行(故意にサイドカーの通行を妨害したる上)したる支那人二名(華東電報工人)が第一特區法院に於て懲罰三ヶ月に處せら

れたるに對し、之に反對陳述の爲め右電報工人二百名が八月一日午後日本總領事館に押寄すべしとの情報があつたので同館に於ては特に左翼分子の煽動等も慮り、工部局警察と連絡して夕刻迄特別警戒を爲したるが該陳情團は來らず何等事故なく經過した。

中國々民黨神戸支部の機關紙發刊

神戸市所在中國々民黨駐神戸直屬支部に於ては、所屬黨員に對し、自國政情並に時事問題等を認識せしむる手段として、本國に於て發行せる刊行物を一般黨員に閱讀せしむることとし、創刊第一號(自八月一日至八月十四日)三八月十五日「一句大事紀要」と題し、約三百部を謄寫版刷して、所屬各分部に送付した。右印刷物は爾後十日月三回宛發行の豫定である。尙第一號の中には次の如き記事が含まれてゐる。

政府軍は西走の殘匪を追撃し陝西北部の共產組織は完全に打破された。賀、兩匪軍の死傷者數は數千に上り其の十七師長郭登林は我が軍の手擲彈にあたりて死した。

フィリッピンは口實を設けて排華をやつて居るが我が華僑の壓迫されて國境を出たもの二萬餘に達し、壓迫せられて失業せるもの三萬を越え(フィリッピン在留華僑は七十餘萬人)財産は沒收され衣食なきもの其の情景の悲惨なること言語に絶す、又暹羅在留華僑の開設して居る學校は此の三年來暹羅政府のため封鎖せられたるもの七十五に達し一萬餘の生徒は授業を受けることを得ない。

共產黨員たる蔣介石の長子より母に宛てたる書信

本年二月中第三國際の命を受け有力共產黨員約三十名と共にモスクワより

新羅に潜入したと傳へられた蔣介石の長子蔣經國(別名國樞)は、一九二五年實父蔣介石の意に反し共產黨員として入露し、モスクワに於て中山大學に學び次で同地レーニン學院教授となり専ら共產運動に従事して居たものであるが本年一月二十三日附在モスクワより在中國の母親(宋美齡)宛次掲譯文の如き書信を發したる趣で、上海左翼刊行物「路燈」七月十日附第三號誌上に「本書信は蔣介石の子經國が友人に托して其の母親に送つたものであるが同時に彼は其の友人に公開刊行物上に發表することゝ依頼した」の附言にて掲載せられた。本書が果して蔣介石長子より發せられたものなりや否や其の眞偽の詮議は姑く措き、其の内容は蔣介石を極度に仇敵視し而して共產主義運動を天職と心得、ソ聯を我々祖國と稱し其擁護を吹聴してゐる。

親愛なる母上、貴方が自分をモスクワ

リへ送つてから既に十年經過した。我々が別れる時、貴方は貴方の願ひを説き、自分が幸福、富有な人にならなければならぬと言つたが貴方の願望は今日既に達成された。しかし自分が達成したところは貴方が當時想像してゐたものと同一ではない。貴方の子は既に眞正に富有な人になつたが、しかしその豊富にもつてゐるものは田園でもなければ銀行の札束でもなくして、人類の實際生活の知識壓迫され搾取されてゐる人々を解放する辦法である。

貴方の子は既に眞正に幸福な人になつたが、しかしその幸福は安逸、安樂の寄生的生存ではなくして、勞働と自由の生活であり、闘争と作戦の偉大なる前途にして全中國人のために幸福を創造せんとする將來である。

一九二七年に貴方は書信を送り、自分に直ぐ家へ歸るやうに言つたが、この要求は今日に至るまで尙叶へられてゐない。しかし貴方の子は既に新しい

生活の道へ入つた。彼は永遠に家へ歸らないであらう。彼は永遠に父親——あの馬鹿もくの手中に入り一人の憐れな怯懦な子供にならないであらう。貴方の子は既に中國革命の大道を鞏固なる決心をなし勇敢に調歩、前進せんとしてゐる。

母上、共產黨員は匪徒、野人であると言ひ、共產黨員は家庭生活を不要なものとし、父母に孝敬でないと言ふ人々の話を信ずる勿れ、これらの説は全くの嘘である。共產黨員は自己の事實を争ひ取らんとする何物をも恐れぬ戰士であり、彼らは人民の幸福なる生活創造のため闘争してゐるのである。共產黨員とは、かくの如き人々であり、かくの如き人々にして眞によく眞正の家庭生活を了解し、それをよく創造し得るのである。

自分の隣りには一人の共產黨員の家族が住んでゐる。父親は工場内の技師をなし、母親は同一工場内の職員であ

り、子は熱練士であり。女の子は工場
學校で勉強してゐるが、彼らは眞正親
愛なる家庭生活を送つてゐる。彼らは
相互に敬愛してゐるが、その敬愛は同
一の政治的主張の上に築かれたもので
ある。自分は他人の家庭の幸福を見る
度に常に貴方、生みの親の母を思ひ出
す。そして自分は自分に向つて何故自
分は彼らと同様ではないのであらう。
何故自分にはあんな幸福がないのであ
らうと尋ねる、しかし尋ねて見たまこ
ろでさうなるだらう！ 貴方の過去の
夫は極めて野蠻なる手段のそれを以て
何萬、何十萬といふ兄弟同胞を屠殺し、
前後三回に亘つて叛變し、前後三回に
亘つて中國人民の利益を賣り渡した。
彼は中國人民の仇敵であり、彼は貴方
の子の仇敵である。自分はこんな父親
をもつてゐることを中國人民の前で恥
ぢ入らざるを得ない。

間は須く殺戮し消滅すべきものと考へ
るのみである。
人々の言ふところに依れば蔣介石は
孔子の孝弟と禮義廉恥に關する學說を
宣傳してゐる由である。これは彼の慣
用する人を惑はす手段であつて人民の
意識の瞞着と愚弄に使はうとするもの
である。母上貴方はまだ覺えてゐるだ
らう！ 誰が貴方を罵り、貴方の頭の
髪を掴み、貴方を二階から階下へ引き
づり下したか？ それは彼——蔣介石
ではないか！ 貴方は誰に向つて膝を
屈し、貴方を追ひ出さずに家へ置いて
くれと頼んだか？ それは彼——蔣介
石ではないか？ 誰が自分の祖母を毆
り、そのため祖母を死に至らしめたか
？ それは彼——蔣介石ではないか？
これが彼の眞面目である、これが彼の
父母と身内のものに對する孝弟と禮義
である。

二〇四
るのか？ それは彼が各種の方法で窮
民の手中から盗み取つて來た金ではな
いか？ 以前は工農の利益を擁護しな
ければならぬと説き、共產黨を握手し
てきたのは誰か？ それは現在中國革
命を屠殺しつゝある斬首人——蔣介石
ではないか？ 以前はソ聯は眞正に中
國人民政府の友なるを以てソ聯を擁護
しなければならぬと説いたのは誰か？
それは現在東方の反ソ聯運動中に於け
る帝國主義の走狗——蔣介石ではない
か？ 日本及びその他の帝國主義者か
ら借款をなし、中國の領土を賣り渡し
たのは誰か？ それは蔣介石ではない
か？ 蔣介石は賣國、辱國の政府領袖
となり、帝國主義統治に反對し、中國
民族の解放を圖つてゐる英雄を屠殺し
てゐるのである。

これが『禮義廉恥』を口にするもの
自身の眞面目である。自分はこんな文
句を數行書いてゐるに全く茶が固まり
仇敵に對する忿怒と痛恨の念が胸中に

燃え上り、かゝる仇敵は直ちに驅除し
なければならぬと痛感する。昨日の自
分は一個の軍閥の子であつたが今日は
たゞ一人の共產黨員となつた。人はこ
れを一つの奇怪なことと思ふかも知れ
ない。しかし自分の共產主義に對する
信念は毫も動搖せず自分は充分自覺し
誠心革命理論の結果を研究し認識して
ゐる。貴方や世間の多くの人々は政治
に通過せず、各種の絲綢統治分子の聯繫
關係を知らない故、自然世界の事變の
眞相を了解することが困難であり、蔣
介石の子が共產黨員となつたことを理
解するのは困難であらう。母上、自分
は貴方及び、この書信を見た人々が各
方面から物事を考へ、極めて客觀的に
中國に發生した一切の事變、罪惡、脅
威と混亂の根源が結局何處にあるか、
紊亂と脅威の戦争に對して何人が責任
を負ふべきかを觀察されんことを希望
する。

てゐるのを見たことがない事はなから
う？ 彼らが餓死してゐるのは蔣介石
と同類のものが窮人が自分自身の光榮
ある力によつて得た一椀の飯を横取り
して食つてゐるためである。また貴方
は恐らく外國人が中國の各都市農村中
に於て中國人を毆打殺戮してゐるの
を見たことがないことはなからう？ か
ゝることが發生するのは蔣介石と同類
が外國人の中國に於ける特權を獎勵、
建立してゐるためである。

六回の『圍剿』を組織し、中國ソウエ
ートに反對しソウエート政權を撲滅せ
んとした。しかしソウエート政權は中
國を挽救し中國をして獨立せしめる唯
一の出路である。彼は紅軍を消滅せん
としてゐるが、紅軍は中國人民の武裝
勢力である。彼はかゝる企圖が永遠に
成功を收め得ないことを覺知、記憶す
べきである。運動の規律と闘争の論理
は悉く統治階級が必然的に滅亡し、被
壓迫者が必然勝利を得べきことを説明
してゐる。

蔣介石の歩む道は必ずや過去のロシ
アの反革命將軍コルチャツク、デニキ
ン、ウランゲル等が通つた道であり、
紅軍の進む道は必ずやソ聯の紅軍——
光榮ある勝利者が通つた道であること
を凡ての中國人は悉く了解してゐる。
闘争と交戦の時期にあつては凡ての
個人の面前にはたゞ一條の道があるの
みである。或るものは革命の側に立ち
或るものは反革命の側に立つてゐる。

凡ての人格を有する中國人は悉く革命の側に立ち、ソウエートの旗の下に來り、共產黨の指導下に立つて國民黨及び蔣介石と無慈悲なる闘争をなし、神聖なる民族解放革命闘争を押し進め、帝國主義者に反對しソウエート中國を擁護すべきである。

母上、自分は貴方が正義の側に立ち貴方の子の側に立ち、革命の側に立たんことを希望する——これが貴方の子の老母に對する願望である。

中國の工農もロシア工農の道を進み中國に於て既に自分が住んでゐる國家と同様のソウエート政權を真正に建立してゐる。この十年間にソ聯の國家は大々的に改變され、既に富強なる社會主義工業國家となつた。工人と集團農場人員の生活は既に数十倍もよく改善され、彼らの面前には廣潤、富有なる生活の道が開かれてゐる。自分が働いてゐる工場は五年のうちに一片の廣い空地の上に建設されたものであるが、現

在この工場内では四萬の工人が働いてゐる。これらの工人は極めてよき社會主義的都市を建設した。彼らの毎月の平均賃金は昨年は二百二十ルーブルであつたが今年は三百十ルーブルに増加された。一九三〇年以前には自分は各種の學校で勉強してゐたが、一九三〇年からは工場内で働き工人となり、その後技術となり、現在は、その工場長になつてゐる。この分工場の中には四千人の工人がある。自分は自分の住宅を有し、毎月七百ルーブルの給料を得てゐる。

勿論自分にまつて重要なことは生活のこの一面のみではなく、精神的方面の快樂にある。自分が貴方に對してこの點を話すのは中國で一部の人が自分がボルシェヴィキから虐待されソウエート政府が自分を流浪せしめてゐるなどと言つてゐる爲である。凡てこれらの謠言は自分にまつて笑止千萬である。確かに各種の罪人、卑劣な輩

は他人をも自分自身と同じやうに見るのである。蔣介石が太平洋労働組合書記メーラン同志夫妻を非法拘禁してゐるのは僅かに彼等が帝國主義に反對し、中國の利益を擁護せんとする積極的な戰士であるがためであるが、蔣介石はソ聯もソ聯國內に住んでゐる一切の中國人に對し彼が中國に在留する各國革命戰士に對すると同様の態度で臨んで居ると考へてゐるのである。しかし絶対にそんなことはないのである。

ソ聯は世界に於ける最も正義を重んじ最も文明な國家であつて自分はソ聯に住んでゐることを非常に光榮とする。ソ聯は我らの祖國である。自分は自分の祖國——ソ聯が各方面、各部門に於て次から次へと記録を破つてゐることを非常に光榮とし、歡喜に堪えない。自分の祖國——ソ聯は一日もして發展の途上の障礙をなす一切の敵を打撃消滅しつゝある。自分の祖國——ソ聯は燈臺と同様である、風浪巨大なる海

に於て全世界の壓迫されてゐる人々のために闘争と勝利の道を照してゐるのである。このため自分の祖國は特に仇敵の忌むところとなり、仇敵は各種の方法で風説を以てソウエートと國家を侮蔑してゐるのである。自分は一切の人が悉く斷乎として革命の陣地に立ち社會主義と全世界無産階級の組織を鞏固にし、中國の獨立を争ひ取り、全中國に於けるソウエート政權建立を争ひ取らんことを懺する。

母上、最近貴方に會へることは嬉しいことである。若し貴方が國を出るこゝが出来れば自分は如何なる國家内に於ても貴方と會ふ準備をする。

貴方の萬福を祈る！
一九三五年一月二十三日
貴方の子經國 (S・U)

中共滿洲省委の人民革命歌

中國共產黨滿洲省委に在つては、五月

雑 報

下句吟東人民革命歌集の名義で、次に掲げる様な「人民革命歌集」を作成し、謀下各級黨部に配布した趣である。

目 録

- 一、國際歌
- 二、少年先鋒隊
- 三、人民革命軍歌
- 四、東化(滿洲)義勇軍歌
- 五、中華民族歌
- 六、國民黨の無恥賣國歌
- 七、賣國的南京政府を打倒す
- 八、兵卒歌
- 九、最も恨むべき小日本
- 一〇、牧童歌

一九三五年五月廿八日

吟東人民革命歌集出版

緒 言

人民革命歌集は本日漸く之を出版した。此の歌集は熱心奔走中の反日戰士等の再三質問及催促を受けて初めて完成せられた。本社同志等其の完成の結果に對し頗る愉快の情を禁じ得ず、但し今日迄延延の點は反日戰士諸君の熱

情に對し甚だ遺憾である。

本歌集出版の今日は正に革命の火花各所に飛揚中にして、反日の熱情は各處に迷りつゝある。

人民革命軍及反日義勇軍の英勇的肉迫血戰中にも工農民衆は頑張り闘争中にも反日青年及兒童等の活動中にも皆「日本帝國主義」及「傀儡滿洲國」の政權を打倒し、人民革命政府を建設し以て民族の解放及中華存在の爲闘争せよ。

斯の如き狂怒雄壯の革命反日歌聲は隨時隨所之を聞き得る。且此の狂怒の革命反日歌聲は千百萬の無衣無食無住の失業者の闘争勇氣を鼓起し、苟も亡國奴ならざる全人民同志の心を感動せしむるに足る。

革命歌及反日革命歌を高唱すれば、日滿の統治を風中の燭の如く動搖せしめ、且日滿強盜を戰慄せしむるに至る。

吾等の目的は凡ての反日の戰士等をして革命歌を唱ふることを得しめ、そ

の胸中にある従来の苦痛を全部吐露せしめ、東北人民の反日決意を喚起せしむるにある。吾等は廣泛に意義ある材料を蒐集し引續き出版せんとする。同志等は宜しく之を援助せよ。

オ！同志團結せよ！ 同志に勝利凱旋の歌を唱へ！ 吾等の歌聲をして白山及黒水を震動せしめよ！

一 國際歌

其の(一)

起てよ飢寒の奴隷起てよ世界の罪人
滿腔の熱血既に沸騰、最後の戦争を爲せ、舊世界は滅び吾等天下の主權者なるべし、奴隷達起てよ起てよ。

是即ち最後の團結なり。

明日の中インターナショナル必ず現はるべし。

其の(二)

從來我等の救世主もなく、皇帝及神聖英雄豪傑等は依頼するに足らず。全く自力にて自分を救ふ外なかりき。

強盜共を全部撲滅するものこそ眞に

犠牲的精神を有するものなり。

速く爐火熾んなる時期に乘じ、鐵を打直し始めて成功すべし。

是即ち最後の闘争なり。

一致團結すれば明日の中インターナショナル必ず現るべし。

其の(三)

誰が世界の創造者なりや。唯我等労働の農工業者なり。一切の物品は全部無産者の斯有に屬し何處にても寄生蟲の潜入を許さざるものなり。

我等の熱血は幾何流されるや、唯彼の残酷な猛獸共を全部撲滅すれば一輪の赤日は五大洲全部を照すべし。是即ち最後の闘争なり。

一致團結すれば明日の中インターナショナル必ず現るべし。

二 少年先發隊ビオニール

其の(一)

先へ進め曙光は先に在り、同志奮闘せよ。

吾等の統制及統帥を利用し、自己の

其の(二)

吾等は奴隷として限りなき勞苦を受けたり。

憐れなる吾が青年、地獄に呻吟す。陰沈暗黒は、吾等の思想を鎮靜せり。吾等は即ち工夫及農夫の少年先發隊なり。

其の(三)

赤い援爐は吾等の血汗を乾かしめ、労働より得る財産は他人に占領せられたり。

労働する者が世界の支配者となりてこそ人類は始めて大同に就くべし。

是即ち工夫及農夫の少年先發隊なり

其の(四)

高く揚げたる吾等の旗を見よ。

同志早く來れ！

強制に滿洲を占領せり

其の(二)

工夫失業、農民破産更に慘殺に遇ふ

今後は吾等は永久出頭の日無くなれり唯一同に反日革命戦に参入する外なし

日本を驅逐後吾等は自由生活を得べし

其の(三)

吾等は中國の工農及ソヴェート赤衛軍に聯合し

吾等の好友工農及蘇聯國を保護す東北民衆の選舉的政府を設立し其の時吾等は凱旋歌を高唱すべし

五 中華民族歌

其の(一)

中華民族早く起きよ、國民黨は北支を覆す

人民は蹂躪せられ、日本強盜は滿洲を占領す

同胞は屠殺さる。眞に憐れむべく、一致團結前進せよ

早く吾等一同に労働共和國を作れ

吾等は此の間多數の戦闘員を鍛練するこゝを得べし。

戰闘せよ、工夫、農夫及少年先發隊

三 人民革命歌

其の(一)

革命軍の作戦は眞に勇敢なり

犠牲を恐れず勇んで前進す

日本帝國主義及傀儡たる滿洲國政權を打倒す

其の(二)

革命軍は人民の武裝なり

工農を救ふ爲に其の意志堅強なり

敵との連絡者は釋放せず

賣國の國民黨は全部殺すべし

其の(三)

革命軍の威力は遠近に傳ふ

敵方之を聞けば膽魂迄慄ふべし

人民擁護の爲めに活動し

反日の義勇軍は聯合して闘争す

其の(四)

革命軍は全中國を解放の爲

ソヴェート赤衛軍に聯合することを希望す

國民黨の賣國的統治を破壊し

純赤の赤の旗を全中國に立てよ

其の(五)

革命軍は工農の祖國を擁護し

戦争平和の政策に反對す

蘇聯の工農は全部工作あり

壓迫を受けず愉快に生活す

其の(六)

革命軍は堅決にして敵に決戦す

東北人民の政權を建設す

吾等は今後愉快を得れば

萬々年迄自由平等を受くべし

四 東北義勇軍歌

其の(一)

全東北の工農兵等等は

一同に聯合せよ

戦場に於て勇敢に闘争せよ

國民黨の奴隷たる張小匪賊は東北を覆れり

恨むべき日本主義は

人民的政權を建設し

民族革命の成功は吾等一心に敵軍を戦ふにあり

其の(一)

東北民衆は三千萬、無産階級の青年は困窮す

工夫農民は閑暇なく耕種労働すれども衣食共に足らず

武装して奮勵努力せよ

「資本家及地主は既に撲滅され今唯吾等の工夫及農あるのみ」

「斧及鎌を持つて戦線へ」

六 國民黨の無恥賣國歌

其の(一)

「國民黨は如何なる態度なるや、日本出兵して楊子江に著く」

「誰も抵抗せず、漸々讓歩石家肚迄退却す」

「張學良の精兵二十餘萬あり全部抵抗せず唯武器を交付するのみ」

「賣國の張學良は日本兵を發見すれば歸順するのみ、中國の土地を多數賣却せり」

其の(二)

「蔣介石も油斷分子、日本は楊子江迄殺到す」

「銃の發射を禁止抵抗を禁ず」

「國民政府は早速洛陽迄轉居せり」

「十九路軍は孤軍決戦し蔣介石は彼等の武装を解除する意向あり」

「賣國の國民黨、日本兵を發見すれば歸順するのみ」

「蔣、蔡、陳、李等皆同様なり」

其の(三)

「國民黨の歸順は上手、日本出兵瀋陽を占領す」

「隨所に民屋を焼拂ひ、人を發見の際發砲す」

「飛行機及大砲にて工農を虎狼の如く屠殺す」

「義勇軍の抗日は百戦を経る後蔣介石は是等の武装を解除する意向あり」

「嗚呼賣國の國民黨、日本を發見すれば歸順するのみ、真に狐狼犬の如く」

其の(四)

「蔣介石は新思想あり、先に共產黨を撲滅して始めて抗日戦争を遂行し得べし」

「四回の圍剿を行ひ大舉して襲撃し一回の恐慌あり」

「三分の軍事を行ひ七分の政治を行ふ隨意に赤衛軍に三萬餘挺の小銃を交付せり」

南昌に到着し「陳濟棠」を連絡し一同歸順に赴きたり

其の(五)

「共產黨は主義あり、群衆を指導し抗日を行ふ」

「武装の工農は一同戦場に赴く」

「我東三省を奪還の時先づ日本人を全部殺すべし」

「中國民族一同に解放され、全體凱歌を唱ふ」

常勝の赤旗、隨所に飛揚す

少々の聲明

本歌は此處より數千里の地點にある中華ソウエート共和国内に在る我同志が常に唱へるものなり。

彼等が此の歌詞を吾等に提供せる目的は一省及數省を奪取し國民黨の第六回「圍剿」を突破し中國民族を解放せしめ激烈の運動及發表を計るに在り、吾等は之に報いんが爲めに此の革命歌を高唱し唯武装して「人民革命軍」及青年義勇軍」並「反日義勇軍」に参加し勢力に屈服せず且利誘せられず、堅決に進行し民族革命戦争を擴大し人民革命政府を建設すべし。

七 賣國的南京政府を打倒す

其の(一)

「南京政府は全中國を賣却し抗日の意向無く唯勅赤の意向あるのみ」

「東北同胞蹂躪され長城兵士の血は川となる」

最も恨むべき賣國賊等の手段は斯の如し」

「工農を屠殺すべく大軍を動員し對日外交は徒に龍頭蛇尾なり」

「我等一旦日本を驅逐すれば序に賊頭を切る」

而して工農軍共和國を組織す」

八 「滿洲國」兵士

其の(一)

「元來士兵は工農なり、人營するは貧乏の爲なり」

「不當課税を重く賦せられ如何に儉約しても貧乏を免れず」

「經濟は破綻するのみ、農料は貧乏の上貧乏になれり」

「金錢は全部日本に取られ飢と寒さにて生活不能の爲人營せり」

其の(二)

「義勇軍を討伐し、日本の爲命を賣り」

「白髮の母を家中に抛棄し」

「育兒をするは何の爲ぞや」

「同く中國人にして何の惡感ありや」

「一生懸命に戦闘したれども死ぬるのは兄弟なり」

「唯背後指揮者を殺し一同革命軍に歸順せり」

其の(三)

「民族解放の爲日本を打倒し」

「連絡者を殺し財産を押収し抗日費用に充つ」

「國民黨を打倒し民衆武装して起て」

「苛税を廢除し労働法を施行す」

「民衆の選舉政府を建設す是一般の光榮なり」

九 最も恨むべき小日本

「最も恨むべき小日本は滿洲を占領し多數の中國労働者を殺したり」

「中國人等は誰か之を傍觀するものぞ」

反日決意を以て起て

始めて革命に依り亡國恥を雪ぐべし

一〇 牧童歌

「苦しみは眞に苦しみ、今日迄入學せざりき」

「二年四季中朝より晩迄牧豚するのみ」

「人の子は皆人學せり、風雨の苦しみなく如何に幸福なりや」

「彼等は斯の如く困苦は決してなし」

(H・M)

旅券に指紋添附の決議

一九三五・六・二二

デイル・ヘラルド(英)

今回コーペンハーゲンに於て開催せられたる、國際警察官會議に於て「向後各國政府より發行する旅行券には持参者各自の指紋を添附すること」云云ふ思ひ切つた決定がなされた。

英國側の代表としては、警視總監代理ノーマン・テンドルが列席してゐた

が、正當なる理由の下に外國に旅行せんとする善良なる國民を徹頭徹尾罪人扱いして危險視するが如き不愉快なる提案に對して第一に賛意を表はし、その指紋添附の必要なることを裏書した一人であつたことを推測するに難くない。その理由は、英國に於ては既に右指紋規定と略ぼ類似の規定が採用せられてゐると言はれてゐるからである。

が然し、今回コーペンハーゲンに參集せる代表者等によつて決議を見たるは該案の骨子のみであつて、これが實施に當つては、細則は各國事情を異にするから、各代表者が歸國したる後、猶ほ充分審議考究を重ねること、なつたのである。而して其間何れの國にてもあれ直ちに實施し得る成案が立つた場合は、その細則規定を詳細に亘り明

記して各國と連絡を取り各警察主腦部に配布し、一同の賛成を得たる後、國際聯盟の社會部に申告をなし、その承認を経たる上にて實施するとの申合せをなした。これは、該國際聯盟の社會部に於ては婦人、子供の外國旅行の隨行、並に單獨旅行者に對し藥品施藥取扱ひに關する事項を取扱つてゐるからである。

近來歐洲各國に於ては廣汎に亘つて旅券の偽造が巧みに行はれ偽旅券持参者が、至る所で續出してゐる警察官を悩ましてゐる。而して彼等の大部分は重罪を犯したる刑事上の犯罪者であるのだが、彼等自身は常に政事的亡命者である云ふ口實常用語を使つて自己の擬裝工作を施してゐるのである。

